



鎌倉幕府成立史の研究

川合, 康

(Degree)

博士 (文学)

(Date of Degree)

1994-02-23

(Date of Publication)

2013-10-18

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

乙1796

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.11501/3097018>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D2001796>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



神戸大学博士論文

鎌倉幕府成立史の研究

平成5年8月23日

川合 康

鎌倉幕府成立史の研究

川合 康

目次

問題の所在	一
一 治承・寿永の「戦争」と内乱期御家人制	七
（一） 治承・寿永「戦争」の実態	七
1 戦闘様式の変化	七
2 軍事施設の利用	一〇
（二） 軍事動員と御家人制の形成	二〇
1 「兵士材料」の拡大	二〇
2 内乱期の御家人制	二五
（三） 小括	三五
二 鎌倉幕府荘郷地頭制の成立と展開	三七
（一） 近年の研究動向をめぐって	三七
（二） 荘郷地頭制の起源	四三
1 敵方所領没収	四三
2 「本領」安堵	四八
（三） 荘郷地頭制の成立と展開	五九
1 敵方所領没収と没官刑システム	五九
2 戦後処理軍政と地頭制の展開	六三
（四） 武士勢力と荘郷地頭職	七四
1 幕府による謀叛人跡把握の形態	七四
2 荘郷地頭職補任の実態	七八
3 武士勢力による没官措置の展開	八三
（五） 小括	九七

三 鎌倉幕府権力の平時への定着	一〇〇
(一) 奥州合戦の歴史的位置	― 鎌倉殿御家人制の確立 ―	一〇〇
1 奥州合戦の特異性	一〇〇
2 建久年間の諸政策	一〇二
3 奥州合戦の経過	一〇七
4 頼義故実と奥州合戦	一一六
(二) 荘郷地頭制の定着	一四二
(三) 小括	一四六
おわりに	― 源氏將軍観の成立と展開 ―	一四八

問題の所在

本稿は、鎌倉幕府権力の形成を治承・寿永内乱期における「戦争」から解明し、鎌倉幕府成立に帰結する当該期政治史を再構成することが目的である。

ところで、従来の鎌倉幕府成立史に関する研究が、戦前以来の「封建制度と国家統治権との接触」という観点から、幕府の朝廷からの公権授受の過程に注目して、実に多くの研究成果を積み重ねてきたことは言うまでもないであろう。戦前においてこの分野をリードした牧健二氏によれば、「天皇が国土を処分し得る主権の威力は無限であつて、私権は其前には甚だ微力な者に過ぎなかつた」として、平安期に「局限的・慣習的」に行われたにすぎない封建制度が「一転して統治権に接触し、国家及び社会の基礎制度」となるためには、武家は朝廷から「諸国守護権」を委任される必要があつたという。そして、「源頼朝が始め守護地頭補任の奏請を為したのは、全く朝廷の此国土王有の権に訴へた」ものであり、「頼朝はたとひ国家改革を行ふだけの實力は之を有してゐたとしても、王権を借ることに依つてのみ、合法的に此大改革を成就し得たのである」と評価した〔注1〕。この有名な「委任制封建制度」の理論は、実は牧氏自身も明確に述べているように、武家政権の成立と「我国独特」の「国体の特色」とをいかに矛盾なく理解するかという点に主眼があり〔注2〕、一九三〇年代の執筆当時の時代状況を反映したものであつた。しかし、その後もこの観点は継承され、戦後の幕府成立史研究にまで決定的な影響を与えることとなつた〔注3〕。

例えば、鎌倉幕府の成立・展開を総括的に論じた近年の佐藤進一氏の著書においても、「いま、鎌倉幕府の基本的性質を理解し日本国家史の上にこの新しい政治権力を位置付けるためには、少なくともこの権力の形成過程における二、三の区切りだけは取上げておかなければならない」として、「第一は源頼朝挙兵の旗じるしであり、第二は寿永二年の宣

旨による東国政権構想であり、第三は文治元年の守護地頭設置問題である」としている〔注4〕。この頼朝挙兵の旗じるし（＝以仁王令旨）・寿永二年十月宣旨・守護地頭設置問題（＝文治勅許）などは、いずれも頼朝の軍事集団が朝廷から何らかの公権委譲を受けた段階にあたっており、「封建制度と国家統治権との接触」に面期を置くこうした幕府成立過程の認識は、東国国家論・権門体制論を問わず、現在でも通説的見解となっているのである。

そうしたなかで特に、鎌倉幕府を東国に限定せず全国的な権力としてとらえる研究が、その最大の面期として重要視してきたのは、言うまでもなく、源義経・行家の反乱を契機に出された文治元年（一一八五）十一月の文治勅許であった。文治勅許について、これまでに指摘されている点を左に列挙すれば、

- ① 在庁・下司・惣押領使進退権（地頭の輩成敗権）の獲得
- ② 荘園・公領に対する荘郷地頭職補任権の獲得
- ③ 国別の国地頭・惣追捕使補任権の獲得
- ④ 段別五升の兵糧米徴収権の獲得
- ⑤ 一国勸農権（田地知行権）の獲得

をあげることができ、御家人制・荘郷地頭制・国地頭制など、鎌倉幕府権力の重要な要素のほとんどがこの文治勅許に含まれるとされることよって、幕府成立史の研究はこの政治交渉に極度に集中されることとなり、「文治の守護・地頭論争」という周知のような歴大な論争が積み上げられてきたのである〔注5〕。

このような「封建制度と国家統治権との接触」を重視する研究視角それ自体は、鎌倉幕府の成立を、公家権力の動向も含めたこの時期の国家機構全体の変化のなかで、統一的にとらえようとする近年の問題関心からも、きわめて重要であることは述べるまでもないが〔注6〕、しかし一方、授權内容の法解釈を中心に展開したかつての文治勅許論に見られるように、こうした視点の徹底化は、鎌倉幕府という新しい権力の形成を公武交渉の政治過程に解消させてしまうという傾向も有し、文治勅許に至る幕府権力の形成やその構造的

特質が見えにくくなるという弱点も存在する。そして何よりも問題と思われるのは、従来の研究がこうした視角に集中することによって、公権委譲を行った内乱期の公家王権が実体以上に強大に映し出されたことである〔注7〕。しかし一片の宣言や院庁下文がそれ自体としては決して何も生み出さなかったことは、征夷大將軍を獲得した木曾義仲や頼朝追討宣言を獲得した源義経の没落を見ても、歴史的に証明されているのである。やはり重要なのは、公権を公権として機能させうる実質的基盤の問題であり、政治交渉のみに矮小化されない権力形成の動向であろう。かつて石母田正氏が、朝廷による「承認」の有無によって「公権」と「私権」とを区別する発想が、幕府成立史研究において伝統的に強いことを問題にし、「国家権力の問題がもつとも典型的に提起されているこのような歴史的時期の研究が、公権対私権という形式的抽象的な概念によって処理されてきたために、内容的歴史的研究がおろそかにされてきた」と指摘した研究状況は〔注8〕、現段階においてもなお克服すべき課題であるように思えるのである。

では、鎌倉幕府権力はいかなる歴史的条件のなかで実質的に形成されてきたのであろうか。源頼義・義家以来の東国における河内源氏独自の勢力の発展によるものなのであろうか。戦前以来のこうした見解もなお強い影響力をもっているが、頼義・義家段階の河内源氏の主要な活動が京都を中心とするものであり、追討使や受領などによる東国武士との一時的な主従結合を大きく評価できないとする元木泰雄氏の研究〔注9〕や、また平治の乱後における東国の実態を実証的に解明し、平氏による東国武士団編成の展開を指摘した野口美氏の研究〔注10〕に学べば、幕府権力形成の直接の前提として十一世紀以来の主従制を評価することはできないであろう。とすれば、幕府権力形成の歴史的条件は一体どこに求めればよいのであろうか。そこで注目したいのが、重要な問題であるにもかかわらず、従来ほとんど関心の払われることのなかった治承・寿永の内乱状況であり、そのなかで組織された全国的な「戦争」である。未曾有の規模で勃発した内乱のなかで、東国、畿内・西国、そして奥州へと戦局が展開する全国的規模での戦争が組織されなければ、おそらく鎌倉幕府権力を構成する鎌倉殿御家人制も、荘郷地頭制・国地頭制も決して形成されな

つたと考えられるのである。

周知の如く、最近ようやく前近代史研究においても「戦争と平和」の問題が注目されつつある〔注11〕。鎌倉幕府研究でも、例えば地頭領主制の展開において戦士共同体の慣習がもつ意義に注目した海津一朗氏の研究などに見られるように、在地領主制一般の発展論には還元できない幕府権力の軍事的本質が具体的に論じられるに至っている〔注12〕。しかし現代史で提起されているような「軍事力のあり方や戦闘の過程のもつ政治史的意味」の追究は〔注13〕、中世史研究ではいまだ問題意識として希薄であり、「戦争」自体を正面に据える政治史研究はやはりこれからの課題であると言えよう。

本稿では、このような現在の研究状況を前提に、治承・寿永内乱期の「戦争」そのものに視点を据え、そこから鎌倉幕府という新しい権力の生成を見通していくことにしたい。そこでまず第一章「治承・寿永の『戦争』と内乱期御家人制」では、これまで学問的に分析されることはほとんどなかった治承・寿永「戦争」の実態と、それにもなう軍事動員の在り方を検討し、内乱期における御家人制の形成とその構造的特質について考察する。次に第二章「鎌倉幕府荘郷地頭制の成立と展開」では、鎌倉幕府権力の重要な柱となる荘郷地頭制の成立と展開を、敵方所領没収（＝没官措置）という軍事的占領行為の進展から考察し、それが西国にまで拡大していく様相を、戦後処理軍政、さらには鎌倉武士勢力の動向との関わりから具体的に明らかにする。そして、第三章「鎌倉幕府権力の平時への定着」では、内乱が終息して戦時から平時へと転換するなかで、こうして治承・寿永の「戦争」から形成された鎌倉幕府権力が、いかに平時に対応し定着していったのかという問題を、奥州合戦の強行や公家王権との関係などから考察し、現代に至るまで国民の歴史認識を呪縛した「鎌倉幕府草創神話」の形成にも言及したいと考えている。

【問題の所在 注】

(1) 牧健二『日本封建制度成立史』（弘文堂書房、一九三五年）第二章。特に二五・

二九・五一・五二頁を参照。

(2) 牧氏は例えば同右六八頁において、「我国で委任制封建制度とも言ふべきものが成立したことは、全く日本の特殊なる国体によるものであつて、皇位の神權的、並に族長的尊嚴に基き、其神聖不可侵の光彩が実は此時に發揮せられた。武家時代を以て国体の暗黒時代の如く言つたのは、王政復古時代の思想である。日本国体論は史実を直視して為さるべきである」(傍点牧氏)と明確に主張している。

(3) 戦前に刊行された佐藤進一氏の『鎌倉幕府訴訟制度の研究』(畝傍書房、一九四三年、のち岩波書店から復刊、一九九三年)は、牧氏の「封建制度と国家統治権との接触」という観点を継承しつつ、鎌倉幕府訴訟制度の展開を幕府政治史との関連から一貫して追究した。牧氏の観点が戦後の研究にまで影響を与えたのは、この佐藤氏の著書の学問的影響力によるところが大きい。

(4) 佐藤進一『日本の中世国家』(岩波書店、一九八三年)六三頁。

(5) 戦前から近年に至る「文治の守護・地頭論争」の研究史については、さしあたり関幸彦『研究史地頭』(吉川弘文館、一九八三年)を参照。

(6) こうした問題関心を示す近年の研究としては、上横手雅敬「建久元年の歴史的意義」(『赤松俊秀教授退官記念 国史論集』、赤松俊秀教授退官記念事業会、一九七二年)、同「鎌倉幕府と公家政権」(『岩波講座日本歴史』中世一、岩波書店、一九七五年、なお前掲論文とともにのち同著『鎌倉時代政治史研究』に収録、吉川弘文館、一九九一年)、杉橋隆夫「鎌倉初期の公武関係」(『史林』五四卷六号、一九七一年)、同「鎌倉前期政治権力の諸段階」(『日本史研究』一三一号、一九七三年)などがあげられよう。

(7) 例えば、五味文彦氏の「院支配権の一考察」(『日本史研究』一五八号、一九七五年、のち「院支配の基盤と中世国家」と改題して同著『院政期社会の研究』に収録、山川出版社、一九八四年)は、文治勅許で頼朝に与えられた在庁・下司・惣押領使進退権に対応する、院の在庁・下司等に対する支配権を想定しているが、本論中で後述するように、在庁・下司・惣押領使進退権とは、まさに治承・寿永の「戦

争」下において鎌倉幕府のもとで事実上展開した軍事動員の一般的確認であり、従前からの院権力の一部として同様の支配権を想定することは誤っている。

(8) 石母田正「鎌倉政権の成立過程について」(『歴史学研究』二〇〇号、一九五六年、のち『石母田正著作集』第九巻に収録、岩波書店、一九八九年)。引用は『著作集』一三頁。

(9) 元木泰雄「院政期政治史の構造と展開」(『日本史研究』二二八三号、一九八六年)。

(10) 野口実「平氏政権下における坂東武士団」(同著『坂東武士団の成立と発展』、弘生書林、一九八二年)

(11) 最近の研究動向を示すものとしては、藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』(東京大学出版会、一九八五年)、一九八五・八六年度歴史学研究会大会全体会「民衆の『平和』と権力の『平和』」(『歴史学研究』五四七・五六〇号、一九八五・八六年)、池享「日本中世の戦争と平和」(『一橋論叢』一〇一卷四号、一九八九年)などがある。

(12) 海津一朗「中世在地社会における秩序と暴力」(『歴史学研究』五九九号、一九八九年)。

(13) 吉田守男「第二次世界大戦の終結とアメリカの東アジア支配」(『日本史研究』一八七号、一九七八年)と、吉田論文の位置づけを行った佐々木隆爾「現代史部会報告批判」(『日本史研究』一八九号、一九七八年)を参照。

一 治承・寿永の「戦争」と内乱期御家人制

本章は、「問題の所在」において設定した視点に基づいて、内乱期における鎌倉幕府御家人制の形成と、その構造的特質を説明することが目的である。そのために、まず第一節「治承・寿永『戦争』の実態」では、治承・寿永の「戦争」における戦闘の実態を、古記録や軍記物、考古学の発掘成果などからできるだけ忠実に復元し、第二節「軍事動員と御家人制の形成」では、第一節で得た戦闘の実態認識を基礎に、当該期における軍事動員の在り方を考え、内乱期御家人制の形成とその特質を検討していきたい。

(一) 治承・寿永「戦争」の実態

1 戦闘様式の変化

治承四年(一一八〇)五月の以仁王・源頼政の挙兵に始まったいわゆる「源平合戦」、治承・寿永の「戦争」における戦闘様式については、一般的には次のようなイメージで語られるのが普通である。すなわちそれは、①一騎打ちを原型とするような騎馬武者による騎射戦であり、②平坦な広闊地(原野)において馬を疾走させて戦われ、③騎馬武者に随行する下人・所従などの徒歩立ちの兵士はあくまでも補助部隊にすぎず、④戦場ではこうした騎馬武者の個人的な資質を比べ合うための合戦上のルール(二つはもの道)が互いに尊重されていた、というものである。そしてこれらが、鎌倉末・南北朝期に至って徒歩立ちの歩兵による斬撃戦に変化し、楠木正成のゲリラ戦に象徴されるような、複雑な地形や岩石・樹木を戦闘条件に入れた戦闘様式となって、騎馬武者の名誉のための合戦上のルールも崩壊した、と理解されるわけである〔注1〕。

しかし、このような治承・寿永「戦争」のイメージについて、近年一部の研究者から見

直しの必要性が指摘されている。すなわち石井進氏は、軍使を斬り捨てるなどのルール違反や、敵の馬を射たり、組打ちになるような戦闘法が、すでに治承・寿永内乱期に現れていることに注目し、この段階を古典的な個人騎馬戦から集団戦へ移りかけた過渡期と理解しているし〔注2〕、また高橋昌明氏もこの時期に騎射の術とならび格闘術が急速に幅をきかせ始めていることを指摘し〔注3〕、野口実氏はかかる観点から武芸としての相撲に注目している〔注4〕。さらにこの戦争における奇襲・だまし討ちなどのルール違反の横行を正面に据え、「公戦」の論理が「つはもの道」を崩壊させていったと主張する石井紫郎氏の研究も、従来の戦闘イメージに再検討を迫るものである〔注5〕。実際に諸氏が注目した『延慶本平家物語』には、

昔様ニハ馬ヲ射事ハセザリケレドモ、中比ヨリハ、先シヤ馬ノ太腹ヲ射ツレバ、ハネヲトサレテカチ立ニナリ候、近代ハ、ヤウモナク押並テ組テ、中ニ落ヌレバ、大刀、腰刀ニテ勝負ハ候也、

と語られており〔注6〕、徒歩立ちや組打ちの戦闘が、騎射の戦いによつて相手に致命傷が与えられなかった場合になされるのではなく、騎射の戦いを当初から放棄するような戦闘様式として、この時期に現象してきたことを示唆しているのである。

では、このような戦闘様式の変化は、一体いかなる要因によつてもたらされたのだろうか。この問題を考えるうえでおそらく最も重要な点は、治承・寿永の「戦争」が地域社会を巻き込んだ全国的な内乱のなかで展開し、村落領主クラスの下層武士（＝堪器量輩）までがこの戦争に広範に参加していったという事実であろう。内乱勃発時は別にしても、東国や北陸において反乱諸勢力が連合・統合された段階では、古記録の記事に従つても互いに数千騎規模から時には万を超える軍勢が動員されており〔注7〕、双方合わせても千余騎にしかみたなかった保元・平治の乱と比べれば、いかに動員兵力が飛躍的に増加しているかは明瞭であろう。こうした規模になること自体、先に述べたような中・下層武士達の広範な参加を裏づけているのである。

もちろん、中世社会においては農民に至るまで弓箭や腰刀など一定の武器を所有してお

り〔注8〕、こうした階層も長刀や太刀、大鎧の四分の一の価格であった「腹巻」(のちの胴丸)〔注9〕などは所持していたと思われる。ただそこで注意したいのは、このような武士層が騎射の技術については必ずしも習熟していなかったのではないかと考えられる点である。敵の死角(妻手Ⅱ右手側)に馬を駆けめぐるして廻り込み、突進して至近距離から敵を射落とすという騎射の技術は、高度な射技と馬術が必要であり、そのためには幼い頃からの笠懸をはじめとする馬場での競技や狩猟などによる日常的な訓練が不可欠である〔注10〕。しかし、戦場においてたびたび敵方の馬の争奪が繰りひろげられているように、上馬の供給量が少ないなかにあつて、これを戦闘用に自ら飼育し、日常的な訓練を積むことができる階層は武士のなかでもおのずと限定されていたものと考えられるのである〔注11〕。『延慶本平家物語』では、拳兵に参加した和田義盛が「楯突軍ハ度々シタレドモ、馳組軍ハコレコソ初ナレ」として、楯を用いた徒歩立ちの戦闘は経験があつても、騎射は初めてであることを語り、その心得を歴戦の老武者に尋ねているが〔注12〕、これは義盛の言葉としてはもちろんそのまま信用することはできないものの、一般的に騎射の技術をもつ武士は武士のなかでも実際には限られた存在であつた状況を示していると思われる。『平家物語』に鮮やかに描かれているような、「大名はわれと手をおろさね共、家人の高名をもつて名誉す。われらはみづから手をおろさずはかなひがたし」と述べ、下人にあとを託して一の谷に討死した河原兄弟のように〔注13〕、僅かな下人・所従を連れ農耕馬に乗つて出陣するような階層の武士こそ、この戦争に参加した大多数の武士達だったのである〔注14〕。代々騎射の武芸によって国衙や一宮に奉仕してきたような正規兵の多くは平氏軍に編成されていたと考えられる以上、おそらくこうした下層武士の動員はまず反乱軍側で行われ、「官兵」Ⅱ平氏軍がそれに対応するなかで、飛躍的に動員規模が拡大していったと理解されよう。

とすれば、この戦争において戦闘様式に明確な変化が見られたのはむしろ当然である。治承・寿永の「戦争」は、保元・平治の乱のような一部の精鋭武士団同士の戦闘では決してありえず、騎射の技術に対応できないような軍勢が大量に参加した戦争であつたからで

ある。敵の馬を狙って矢を射かけ徒歩立ちで戦い、あるいは馬上から組み落とし格闘によって勝負を決めるといふ戦闘法の流行も、こうした動員兵力の階層的拡大のなかで顕在化したものと考えられよう。

次項では、以上のように騎射戦の比重が相対的に低下した治承・寿永「戦争」の戦闘形態をさらに広く見渡してみるために、当該期の軍事施設についてとりあげてみたい。

2 軍事施設の利用

治承・寿永の「戦争」における軍事施設として注目されるのは、当該期の古記録や『吾妻鏡』、『平家物語』に頻出する「城郭」（＝楯）である。「城郭を構える」という表現は、村田修三氏の指摘のように、反体制的な動向を予感した常套句として使用される場合があるので慎重にあつかう必要があるが〔注15〕、例えば、宇治川合戦後の以仁王の南都逃亡を記す『山槐記』治承四年（一一八〇）五月二六日条には、「又宮遁入南都給云々、藏人頭重衡朝臣、左少将維盛朝臣追向宇治、各不構城郭之前直可進責」とあり、以仁王等が「城郭」を構える以前にすぐに攻め込むべきことが問題となっており、この用例の場合には「城郭」が特定の軍事施設の構築を意味していることは明らかである。この「城郭」とは、

大將軍には頭中将重衡、副將軍には中宮亮通盛、都合其勢四万余騎で、南都へ発向す、大衆も老少きらわず、七千余人、甲の緒をしめ、奈良坂・般若寺・二ヶ所、路をほりきりて堀ほり、かいだてかき、さかもぎひいて待かけたり、平家は四万余騎を二手にわかして、奈良坂・般若寺・二ヶ所の城郭におしよせて、時をどつとつくる、

（傍点川合、以下特に断らない限り同じ）

という『平家物語』の記述に明瞭に示されているように〔注16〕、戦場に臨時に構築される堀・垣楯・逆茂木などによる交通遮断施設であった。

こうした交通遮断施設は、治承・寿永の「戦争」では決して特殊なものではなく、『平家物語』に見る限り、例えば寿永二年（一一八三）四月に、北陸道の反乱軍が平氏軍を迎

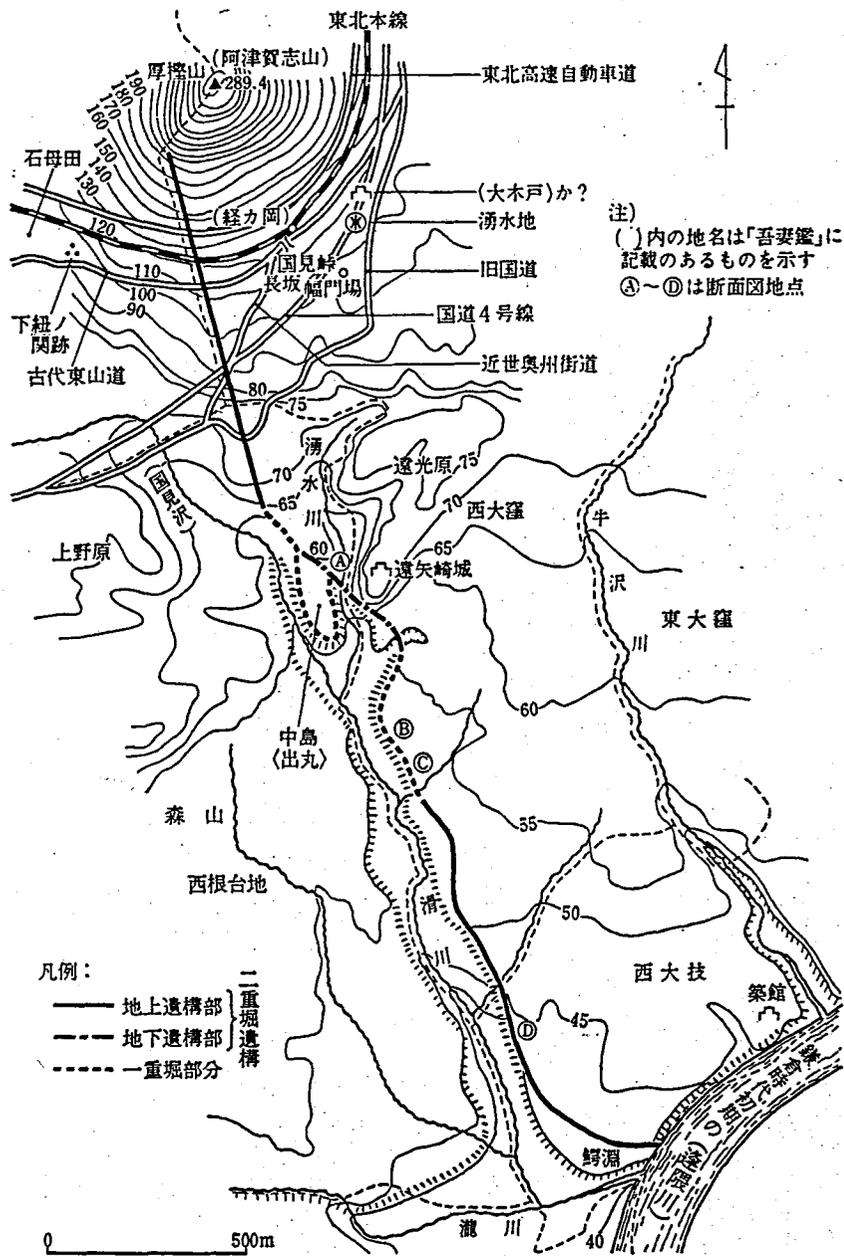
えた越前国火打城でも、「城廓の前には能美河・新道河とて流たり、二の河の落ちあひにおほ木をきゞてさかもぎにひき、しがらみををびたゞしうかきあげたれば、東西の山の根に水さしこうで、水海にむかへるが如し」という施設がつくられているし〔注17〕、また同寿永二年十月、備前国福隆寺繩手篠の迫において妹尾兼康軍が木曾義仲軍と戦った際にも、「都合其勢二千余人、妹尾太郎を先として、備前国福りうじ繩手、さゝのせまりを城廓にかまへ、口二丈ふかさ二丈に堀をほり、逆もぎ引、高矢倉かき、矢さきをそろへて、いまやく」と待かけたり」とあり〔注18〕、やはり堀・逆茂木による遮断施設が構築されている。この他、寿永三年一月に木曾義仲軍と源範頼・義経軍との合戦において、義仲側が「宇治も勢田も橋をひき、水そこには乱ぐあうゞて、大綱はり、さかも木つないでながしかけたり」としたことはあまりにも有名であるし〔注19〕、平氏の一の谷の要塞も「一谷は北は山、南は海、口はせばくて奥ひろし、岸たかくして屏風をたてたるにことならず、北の山ぎはより南の海のとをあさまで、大石をかさねあげ、おほ木をきゞてさかも木にひき、ふかきところには大船どもをそばだてて、かいだてにかき」といった施設がつくられており〔注20〕、主要な陸戦場で「城郭」は一般的に登場するのである。そしてこれらは『平家物語』の古態を示すとされる『延慶本』においても同様であり、鎌倉末・南北朝期の戦闘の反映ではないことを確認しておきたい〔注21〕。

このような堀や逆茂木などによって構築される交通遮断施設は、もちろん中世後期の「城郭」のような恒常的軍事施設ではないが、右の一の谷の記述に見られるように、きわめて大規模な工事をもなったと推定されるものも存在する。その最も確実な事例は、文治五年（一一八九）の奥州合戦に際し藤原氏が構築した「阿津賀志山二重堀」である。『吾妻鏡』文治五年八月七日条には、

泰衡日来聞（源頼朝）二品発向給事、於阿津賀志山、築城壁固要害、国見宿与彼山之中間、俄、口五丈堀、堰入逢限河流柵、

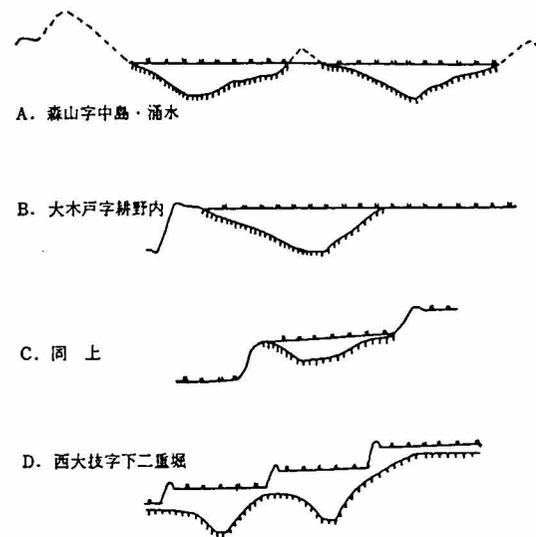
とあり、藤原泰衡が幕府軍の北上に備えて、阿津賀志山に「口五丈堀」を構えたことが記されているが、この阿津賀志山の堀は一九七一年と七九年の発掘調査によって考古学的に

図1 阿津賀志山要図



も確認されているのである（一九八一年国史跡指定）。この遺跡は、福島県国見町の石母田・大木戸・森山・西大枝の旧村域に所在し、厚樫山（阿津賀志山）中腹から阿武隈川旧河道に至る約三・二キロにわたる空堀と土塁の遺構である（図1・2、写真を参照）。大木戸の段ノ越・耕野地区、森山の中島地区で一部一重の堀である他は、伝承通りの二重の堀と三重の土塁が検出され、中央土塁から見た堀の深さは約三〜四メートル、堀幅も『吾妻鏡』における「口五丈」＝十五メートルの規模とほぼ合致することが確認されている（注22）。発掘調査人数に基づく小林清治氏の推定によれば、かかる規模の堀を構築するためには少なくとも二三十万人の人力が必要であり、伊達・信夫・刈田三郡の青年男子五千人を動員したとしても、四十日以上を要する大工事となるのである（注23）。こうした軍事施設の構築は、全長十二キロ、底幅十二〜二十メートルにも及ぶ上野国女堀や、灌漑施設から見られるような、平安末期〜大開墾時代の国衙を中心とした勢力の高度な土木技術水準（注24）を、軍事的に利用したものとと言えるであろう（注25）。

図2 阿津賀志山二重堀断面図



出典 『日本城郭大系』第3巻 452頁



写真 西大枝に現存する堀跡と土塁(1990年12月21日撮影)

では、このような軍事施設を、実際の戦闘では一体どのように用いたのであろうか。先に触れた備前国福隆寺縄手篠の迫における合戦では、「口二丈ふかさ二丈に堀をほり、逆もぎ引、高矢倉かき、矢さきをそろへて、いまや」と待かけたり」と記されていたように〔注26〕、遮断施設の手前（守備勢側）に高く足場をつくり、堀・逆茂木によつて敵方軍勢が立ち止まるところを狙つて一斉に矢を射かける戦法がとられていたことを示しているし、奥州合戦における「石那坂」での戦闘の場合は、「泰衡郎從信夫佐藤庄司号是堀等是堀、相具叔父河辺太郎高経・伊賀良目七郎高重等、陣于石那坂之上、掘湏懸入逢限河水於其中、引柵、張石弓、相待討手」とあつて〔注27〕、堀を掘つて坂の上で石弓を張り敵を待ち構える様子が窺える。また、『平治物語』の龍華越えにおける義朝勢に対する横河法師の待ち伏せの記事には、「又横河ぼうし二三百人、『信頼・義朝おつるなり、とゞめん』とて、龍下越にさかもぎ引かけ、かひだてこしらへまちかけたり、三十余騎馬よりをりて、さかもぎをば物ともせず、とりのけとをらんとす、横河法師さん」に射け

れば」とあり〔注28〕、主戦場における合戦を伝えるものではないにしても、逆茂木を前にした義朝勢が馬から降りてそれを取り除こうとしているところを、横河法師達が「さんざんに射」たとする描写は、逆茂木の機能とその戦闘状況をよく示すものであろう。

以上、少なくともこの時期における戦闘の一般的形態は、堀・逆茂木などによる軍事施設や地形を利用することによって敵の騎射隊の機動性を封じ込め、味方の徒歩立ちの軍勢の集団的な戦闘力が最大限有効に発揮できるよう計算されたものなのであって、『今昔物語』に語られるような原野に敵を迎え討つといった形態は決してとられていないことに注意しなければならぬ。確かに騎射の武士団は、この段階においても攻撃の主力をなす精鋭部隊には違いない。しかし、軍事施設を利用した戦闘はこうした味方の精鋭部隊をいっどこに投入するかという問題とも密接に関わって準備されるのであり、いずれにしても騎射の技術のみで完結する戦闘形態では決してなかったのである。功名を示すため矢の一本一本に姓名を記していたことも〔注29〕、まさに右に述べてきたような集団的な戦闘形態を踏まえてはじめて理解できると思われる。

のち、よく知られているように源頼朝は「士風」として騎射の武芸をさかんに奨励しているが、これは鎌倉の武士社会においてそもそも騎射の技術に習熟する武士が少なく、むしろそれが軽視される風潮が進行していたからに他ならない〔注30〕。武士身分を表徴するものとしての騎射の武芸のかかる幕府の奨励政策と、この時期の戦闘とを安易に同一視し、実際の戦争をもあたかも一騎打ちであったかの如くロマン化する治承・寿永「戦争」観は、修正されねばならないであろう。

次節では、こうした戦闘を支える軍事動員の問題と、内乱期における御家人制の形成について検討していくことにしたい。

【第一章第一節 注】

- (1) 佐藤進一『日本の歴史9 南北朝の動乱』（中央公論社、一九六五年）、新井孝重「南北朝内乱期の戦力」（同著『中世悪党の研究』、吉川弘文館、一九九〇年）

などを参照。

- (2) 石井進『日本の歴史7 鎌倉幕府』（中央公論社、一九六五年）。
- (3) 高橋昌明「騎兵と水軍」（戸田芳実編『日本史(2) 中世1』、有斐閣、一九七八年）。
- (4) 野口実「相撲人と武士」（中世東国史研究会編『中世東国史の研究』、東京大学出版会、一九八八年）。
- (5) 石井紫郎「合戦と追捕」（同著『日本国制史研究Ⅱ 日本人の国家生活』、東京大学出版会、一九八六年）。
- (6) 『延慶本平家物語』第二末「小壺坂合戦之事」（北原保雄・小川栄一編『延慶本平家物語 本文篇上』五一七頁、勉誠社）。
- (7) 例えば、治承四年（一一八〇）十月の駿河国富士川合戦における「官兵」＝平氏軍の兵数について、『玉葉』治承四年十一月五日条では「四千余騎」と記されているものが、『平家物語』などでは「七万騎」と大きく誇張されている（巻第五「富士川」）。従来はこうした軍記物の兵数が信用できない点に注意が向けられすぎたために、むしろ実際の「四千余騎」という兵数が無視されてきたきらいがあるが、一方の軍勢だけで「四千」という動員数は決して過小評価すべきものではない。また、寿永二年（一一八三）四月に北陸道の反乱軍鎮圧に向かった平氏軍の兵数は、『玉葉』の記事に従っても「四万余騎」とあり（寿永二年六月五日条）、時には万を超える軍勢が動員されていたことも事実である。
- (8) 黒田日出男「中世農業技術の様相」（『講座・日本技術の社会史』第一巻、日本評論社、一九八三年）、同「腰に差す物」（同著『姿としぐさの中世史』、平凡社、一九八六年）などを参照。
- (9) 腹巻が大鎧の四分の一の価格であったことを示すのは、年月日未詳「僧頼源解」（山口光圓氏本打聞集裏文書、『平安遺文』四一―一六七九）。また当該期の腹巻については、鈴木敬三「腹巻の名称と構造」（『国学院雑誌』六三卷一〇・一一号、

一九六二年)、同「腹巻・胴丸・腹当考」(『国学院高等学校紀要』一六輯、一九七六年)を参照。

(10) 中世初期の武士の生態については、戸田芳実「武士団の成長」(『日本生活文化史』第三巻、河出書房新社、一九七四年)を参照。

(11) 一九五三年、東京大学理学部人類学教室によって発掘された鎌倉市材木座遺跡では、元弘三年(一一三三)五月の新田義貞軍による鎌倉攻めで戦死した者を中心とした人骨五五六体とともに、軍馬と思われる多数の馬骨も発見された。保存状態の良い四肢骨の測定値から推定された体高(総数一二八例)は、一〇九〜一四〇センチの間に分布しており、小型馬も含むものの主体は中型馬であり、一二六〜一三六センチの範囲のものが最も多いという(林田重幸『日本在来馬の系統に関する研究』、日本中央競馬会、一九七八年)。末崎真澄氏によれば、これを現在の馬の分類にあてはめると、一四ハンズ二インチ(一一四八センチ)以下の馬、つまり今日の「ポニー」に相当し、体重は、現在の在来種のなかで中型馬にあたる北海道和種・御崎馬・木曾馬などでおよそ二八〇キロ前後という。ちなみに、サラブレッドの体高は約一六〇〜一六五センチで、体重は約四五〇〜五五〇キロであり、日本在来馬の馬格といかに違うかは明瞭である(「源平期の馬の実像」、『復元の日本史合戦絵巻』、毎日新聞社、一九九〇年)。

このような貧弱な馬格の在来馬に、人間・鞍・武器一式、合わせて九〇キロを超える重量がかかるわけであるから、軍記物に登場する上馬が体高一四〇センチ前後のものを指し、少なくとも当時の馬のなかで大格馬であることが名馬の条件であったこともうなずけよう。しかし、いずれにせよ騎馬武者を乗せて長距離を疾走することは困難であり、また日本の馬が去勢されなかったために気性が荒く、操りにくい悍馬でもあった以上、これに乗って騎射で有効に敵を倒すことができたのは、よほどの訓練を積んだ一部の武士だけであつたはずである。

なお戦場における馬の争奪については、『吾妻鏡』元暦二年一月六日条や『平家

物語』巻第九「知章最期」などを参照。また、上馬の貸借や売買・飼育をめぐる武士社会の具体的様相については、戸田芳実「初期中世武士の職能と諸役」（『日本の社会史』第四巻、岩波書店、一九八六年、のち同著『初期中世社会史の研究』に収録、東京大学出版会、一九九一年）を参照。

(12) 前掲注(6)史料。

(13) 『平家物語』巻第九「二度之懸」（『日本古典文学大系 平家物語』下巻二〇五・二〇六頁）。なお『平家物語』の引用は、特に断らない限り、覚一本龍谷大学蔵本を底本とした、高木市之助・小澤正夫・渥美かをる・金田一春彦校注『日本古典文学大系 平家物語』上・下巻（岩波書店）による。以下、岩波大系本と略記する。

(14) 石母田正『平家物語』（岩波書店、一九五七年）一〇一頁参照。

(15) 村田修三「城郭概念再構成の試み」（同編『中世城郭研究論集』、新人物往来社、一九九〇年）。

(16) 『平家物語』巻第五「奈良炎上」（岩波大系本上巻三八一頁）。

(17) 『平家物語』巻第七「火打合戦」（岩波大系本下巻六六頁）。

(18) 『平家物語』巻第八「妹尾最期」（岩波大系本下巻一四五頁）。

(19) 『平家物語』巻第九「宇治川先陣」（岩波大系本下巻一六八頁）。

(20) 『平家物語』巻第九「樋口被討罰」（岩波大系本下巻一八五頁）。

(21) なお城郭史の立場から、この時期の「城郭」を正面からとりあげたものとして、古く大類伸・鳥羽正雄『日本城郭史』（雄山閣、一九三六年）があるが、その後は狭い城郭概念に影響されて、このような交通遮断施設は軽視されがちであった。そうしたなかで、最近、村田修三氏はこうした「防塁・阻塞類」を「館」とともに、中世城郭の起源として明確に位置づけている（同「中世の城館」、『講座・日本技術の社会史』第六巻、日本評論社、一九八四年）。

(22) 福島県教育委員会『福島県文化財調査報告書第82集 伊達西部地区遺跡発掘調査

報告』（一九八〇年）、『日本城郭大系』第三卷（新人物往来社、一九八一年）。なお『吾妻鏡』の記事では、阿武隈川の水を二重堀に堰き入れたとしているが、二重堀終点と阿武隈川氾濫原との比高は二・二メートル、さらに二重堀の始点と終点との比高は一二三メートルに達し、水を堰き入れることは不可能である。実際は空堀であった。

(23) 小林清治「南奥州の武士団」（同編『図説福島県の歴史』、河出書房新社、一九八九年）。なお、同「奥州合戦と二重堀」（国見町郷土史研究会編『郷土の研究』一〇号、一九七九年）も参照。その他、阿津賀志山合戦をとりあげた研究として、入間田宣夫「文治五年奥州合戦と阿津賀志山二重堀」（『郷土の研究』一三号、一九八二年）、同「白旗迎撃に築かれた背水の陣」（上横手雅敬編『日本史の舞台③風翔ける鎌倉武士』、集英社、一九八二年）、大石直正「奥州藤原氏と阿津賀志山合戦」（『郷土の研究』一九号、一九八八年）、同「阿津賀志山合戦と安藤氏」（『東北中世史研究会会報』創刊号、一九八八年）、菊地利雄「奥州合戦と阿津賀志橋」（『郷土の研究』二〇号、一九九〇年）などがあげられる。

(24) 木村茂光「大開墾時代の開発」（三浦圭一編『技術の社会史』第一巻、有斐閣、一九八二年、のち同著『日本古代・中世畠作史の研究』に収録、校倉書房、一九九二年）。

(25) なおこうした敵の騎馬隊の進路を遮断するための堀の構築は、段差のある堀を越えることのできない馬の習性に基づいたもので、直接的には「二重堀」を有した下総国葛原牧をはじめ、摂津国右馬寮御牧・信濃国望月牧などに窺えるような、馬牧における牧馬逸出防止のための堀（野馬避け）の機能に学んだものと考えることができよう。中世の牧の構造については戸田芳実「垂水御牧について」（『吹田の歴史』七号、一九八〇年）、牧と阿津賀志山二重堀との関連性については大石直正「奥州藤原氏と阿津賀志山合戦」（国見町郷土史研究会編『郷土の研究』一九号、一九八八年）を参照。

(26) 前掲注(18)史料。

(27) 『吾妻鏡』文治五年八月八日条。但し、石那坂は福島盆地の南口にあたり、福島盆地北端に位置する阿津賀志山と同日に戦闘が行われたとする『吾妻鏡』の記事は、再検討の余地を残している。この点、大石直正氏の御教示による。

(28) 『平治物語』巻中「義朝敗北の事」(永積安明・島田勇雄校注『日本古典文学大系 保元物語 平治物語』二四二頁、岩波書店)。

(29) 『平家物語』巻第十一「遠矢」(岩波大系本下巻三三二頁)。

(30) 源頼朝による秀郷流故実を中心とした騎射の武芸の奨励政策については、本稿第三章第一節「奥州合戦の歴史的位置」を参照。

(二) 軍事動員と御家人制の形成

1 「兵士材料」の拡大

前節においては、治承・寿永の「戦争」に中下層の武士達までが多数参加し、そのことによつて戦闘様式に変化が見られるようになったことを指摘したわけであるが、しかし、すでに検討したような軍事施設の構築などの点も考慮するならば、この戦争にはさらに広く一般民衆までもが徴発の対象となっていた事実注意到しておく必要がある。従来、民衆の徴発という問題については、治承五年(一一八一)二月に美濃国墨俣川合戦に向けて平氏が伊勢国で行つた二九八人の水手の徴発があまりにも有名であり〔注1〕、水手については共通の認識が存在すると思われるが、ここではこれまであまりとりあげられてこなかつた戦争における「人夫」の動員に注目したい。

『吾妻鏡』治承五年(一一八一)三月十三日条によれば、

安田三郎使者武藤五自遠江国参着鎌倉、申云、為御代官、令守護当国、相待平氏襲来、就中、請命向橋本、欲構要害之間、召人夫之処、浅羽庄司宗信・相良三郎等、於事成蔑如、不致合力……、

とあり、富士川合戦から五カ月を経たこの段階で、墨俣川合戦の勝利に乗じた平氏の追討軍再来に備え、安田義定が遠江国橋本において「要害」を構えたことが記されているが、その際に「人夫」を召し集めたとしている点に注意したい。

同様の人夫徴発は、文治三年(一一八七)二月に問題となつた周防国得善・末武保地頭筑前家重による「城郭」構築にも見ることができ、そこでは家重が

御柱引食料令割置乃米四十余石、打開官庫令押取之上、農業之最中、驅集人民而令掘、
营城郭、以鹿狩鷹狩為業、更不恐院宣、押取如此公物、宛食物而張行濫悪、

と、東大寺再建の材木伐り出し費用である官庫の乃米四十余石を食料に宛てて、「城郭」を掘らせていることが在庁官人から非難されており〔注2〕、ここから「城郭」構築のた

めの人夫の動員は、食料を給付して近隣の一般百姓を広く徴発する形態であったことが窺えよう〔注3〕。すでに紹介した「阿津賀志山二重堀」を想起しても、あれだけ大規模な土木工事を完成させるには、近隣諸郡における広範な民衆の徴発が不可欠だったのである。

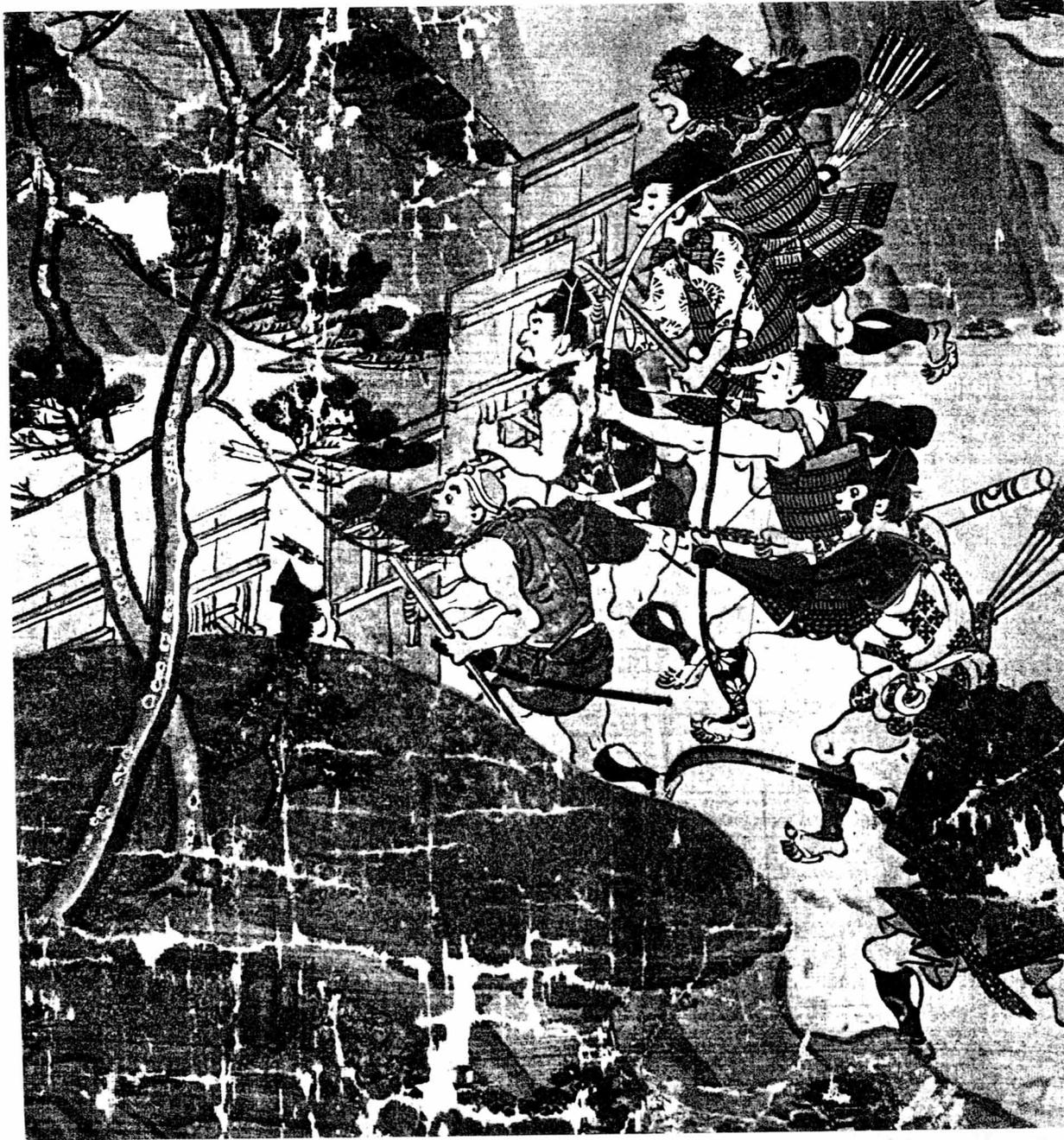
このような人夫の徴発は、守備軍の場合には主としてその地域において動員されるところであるが、遠征軍の場合にははじめから軍隊の中に編成されることもある。

例えば、奥州合戦における阿津賀志山の戦闘について記した『吾妻鏡』文治五年（一一八九）八月七条によれば、

入夜、明曉可攻撃泰衡先陣之由、（源賴朝）二品内々被仰合于老将軍等、仍重忠召所相具之足夫、八十人、以用意鋤、令運土石、塞件堀、敢不可有人馬之煩、

とあり、幕府側は合戦の前夜、畠山重忠によつて鎌倉から率いられてきた「足夫」八十人に、用意した鋤・鍬で土石を運ばせて二重堀を埋め、人馬が通行できる箇所を工作したという〔注4〕。つまりここでは、敵方が構築した軍事施設の除去という役割を担うものとして、人夫が軍隊のなかの工兵隊に編成されていたことが判明するのである。こうした工兵隊は、『平家物語』では「足軽」という名称で描かれており、前節で触れた越前国火打城合戦では、平泉寺長吏齋明威儀師の内通を得た平氏軍が「足軽」を遣わして反乱軍の構築した柵を伐り落とさせているし〔注5〕、また一の谷合戦でも、鎌倉方の騎射隊が攻撃する直前に逆茂木を取り除く存在として「足軽」が登場する〔注6〕。『平家物語』に見える「足軽」の記述が少ないため、ここで「足軽」本来の性格を明確化することはできないが〔注7〕、いずれにせよこの段階における戦場では、このような人夫的兵士、工兵隊の存在は不可欠だったわけであり、攻撃の主力をなす騎射隊も、こうして敵が構築した堀を埋め、逆茂木を取り除くような工兵隊が味方にあつてはじめて、その本来の機動性・攻撃性を發揮することができたのである〔注8〕。

ところで、戦場における人夫の役割は、何もこうした軍事施設の構築や除去に限られていたわけではない。鎌倉末期に制作された『春日権現験記絵』は、楯を使用した戦闘の在



り方を示す絵画史料として従来からも注目されてきたものであるが〔注9〕、特にいま興味深く思われるのは、楯の取手と支柱をもって戦況に応じて移動する楯持ちの姿である（図3参照）。すなわち、そこでは彼らは鎧も着用しておらず、また戦闘での敏捷な動作に適する足半ではなく草鞋ばきであることから、高橋昌明氏によって指摘されている如く、楯持ちには戦闘に協力するものの直接の戦闘員ではなく、おそらくは動員された百姓の役割であったことが推定されるのである〔注10〕。このような「楯突軍」は、すでに『延慶本平家物語』などにも見えており、治承・寿永の「戦争」においても同様の形態で戦闘が行われていたと思われる。

要するに、軍事施設の工兵隊にせよ、楯持ちにせよ、この段階ではこうして必ずしも直接戦闘を行うわけではない人夫の動員も、戦略的にはきわめて重要となっているのであって、戦争への参加を狭い意味での武力的存在に限定することは、この段階における戦争の総合的把握を困難にさせ、さらには軍事動員がもつ抑圧性を過小評価することにもつながるであろう。『愚管抄』は、藤原範季が後白河院に「東国武士八夫マデモ弓箭ニタツサイテ候へバ、此平家カナヒ候ハジ」と語ったと伝えており〔注11〕、人夫までが戦闘に加わっているらしいという中央貴族の東国武士団に対する興味深い認識を示しているが、ここではこの発言から逆に、本来は直接の戦闘にたずさわらないはずの人夫も多数軍隊のなか編成され戦場に動員されていた、という当時の一般的状況の方を確認しておきたい。そして彼らは直接戦闘員ではないものの、単なる武器・兵糧の運搬要員でもなく、戦争を全体として遂行するうえできわめて重要な軍事的意義を担っているという意味において、この時期のこのような民衆の戦場への動員を、「兵士材料」の拡大としてとらえておきたい〔注12〕。

さて、以上のように考えてくれば、有名な次の史料も従来の通説とは異なった新しい解釈が可能であろう〔注13〕。

御杣工等謹重言上

右所言上者、為野手、可下北陸道兵士并兵糧米、度々依祝園之馬掾之承、被加催処、重又今明之間、上力者等罷下御杣、可被加催之由、有其風聞、尤難堪事歟、爰若両方使乱入、如何工等可止御杣跡云々、以前両度以解状雖言上子細、全以無其仰付候、御杣工等不及帶弓箭刀兵者、且垂御邊迹歟、而工者纔三十六人、所被催二十七人也者、言語道断事、若不被停止、何工等歟可御寺修造役勤仕乎、仍早以蒙裁報、被優免歟、恐恐謹言上如件、

寿永二年三月 日

和束御杣工等

これは、寿永二年（一一八三）三月に平氏が反乱軍追討のため北陸道に出陣するにあたって、山城国和束杣工に対して兵糧米とともに兵士役の賦課を行ったものである。この兵

士役賦課をめぐる従来の通説を代表するものとして、例えば田中稔氏は、「ところでこの北陸道攻めに当って、平氏は山城・大和などの国々の庄園からも兵士を徴集しているが、山城国和束柚では三十六人の柚工中二十七人が駆り集められた。しかしこれらの柚工は『不及帯弓箭刀兵』というような者たちで、戦闘員として役立つとは考え難いようなもので徴集しようとしている」「今や平氏は軍事力としては疑問の多い単なる一国平均役としての兵士に頼らざるを得ないところにまで追い込まれていたものであり、北陸道の惨敗もまた当然起るべくして起つたものと言えよう」と述べている〔注14〕。しかしながら、兵士役が必ずしも戦闘員だけではなく夫に近い内容までもつことは、すでに相田二郎氏によって明らかにされており〔注15〕、しかも和束柚での柚工の催促が本工三六人中二十七人を対象としてきわめて集中的になされていることを思えば、この場合は単に戦闘員として動員されたのではないと考える方が自然であろう〔注16〕。この時期、柚工の北陸道への動員は同じ山城国の天山柚でもなされているが〔注17〕、こうした動員はむしろ戦場における彼らの職能に注目したものであったと思われる。というのも、実際に北陸道における火打城合戦での『平家物語』の描写に見られたように、戦場において大木を伐って逆茂木に引き「城郭」を構築し、あるいは攻め込む側は逆にそれを伐り落とすといった工作は、互いに有利に戦争を遂行するためにどうしても必要なものであって、その際に柚工の職能は最大限有効に働いたと考えられるからである。おそらくは平氏軍による和束柚における集中的徴発も、このような戦場における柚工の工兵としての役割を前提になされたものと理解できよう。

従って、これはむしろ当該期の戦争の実態に合ったものなのであって、かかる動員自体から平氏軍制の弱体性を読み取ろうとする従来の通説は成立しない。大規模な灌漑施設の整備などに見られる院政期以来の国衙による国内荘園・公領に対する人夫役賦課の体制Ⅱ国内民衆の動員システムを、和束柚で催促にあたった「祝藪野之馬掾」などの地域権力を通じて中央に軍事的に直結させたものとして、その軍事体制（惣官体制）はむしろ積極的に評価されるべきであると思われる〔注18〕。平氏はこの寿永二年（一一八三）五月に越

中国砺波山において敗北し、同七月には都を捨て西走することになるのであるが、この結果から、あたかも平氏軍の敗走が当初から自明であったかの如くとらえることは決してできない。『玉葉』の記載に従っても北陸道に向かう平氏は「四万余騎」の武士の動員に成功し〔注19〕、実際に越前国火打城の合戦などでは勝利をおさめていたのであり、さらに西走後も備中国水島や播磨国室山の合戦で木曾義仲軍や源行家軍を破っていることは周知の通りなのである。東国の頼朝軍の動向も含め、むしろこの段階は全体的に見てきわめて流動的な情勢下にあったと判断するのが妥当であろう〔注20〕。そしてかかる流動的な情勢下にあったからこそ、平氏西走後、頼朝の軍事的成長に期待をかけることとなった朝廷は、東国における反乱軍の軍事体制が西国に拡大していくことをそのまま追認していかざるをえなかったのである。

2 内乱期の御家人制

従来から、この時期の鎌倉幕府による軍事動員の在り方を示すものとして注目されてきたのは、次のA・B・Cの三史料である。

A 寿永三年二月日「源（水走）康忠解」〔注21〕

「云開発相伝、云当時沙汰次第、所申尤有其謂、早如元令安堵本宅、可勤仕御家人兵士役之状如件、

源（義経）
源（花押）」

源康忠謹解 申進申文事

請殊蒙 恩裁、如元令安堵、勤仕兵士役、河内郡有福名水走開発田事、

右、康忠謹携案内、水走者依為重代相伝地、親父季忠去天養年中申賜庁宣、遂開発大功、被停止万雑公事、令進済官物之間、敢以所無他妨也、爰近日兵糧米使等寄事於左右、追出康忠代官、致非分濫妨之間、及所務違乱之条、難堪次第也、然早被停止彼妨、安堵本宅、可勤仕兵士役之由、為蒙御裁定、勒在状、言上如件、以解、

寿永三年二月 日

B (寿永三年)二月二四日「源義経請文」〔注22〕

国兵士事、相伝家人許私加其催候者也、康忠之外、御厨兵士可令免除之由、令下知候也、恐々謹言、

二月廿四日

源義経請文

C (元暦元年)八月二九日「紀伊国惣追捕使豊嶋有経請文案」〔注23〕

謹請

御教書事

右、去廿四日御教書同廿九日到来、被仰下之旨、畏以承候畢、抑伝法院領使者乱入事、件条如被仰下候、於高野伝法院庄領者、兵糧米并雜事不被仰下之以前、令免除候畢、至兵士者、為御庄住人鎌倉殿御家人并除堪器量輩之外、同以令免除候畢、而今如此被仰下候条、無極恐候、争被仰下候之旨、可令忽諸候哉、以此旨可令言上給候、有経恐惶謹言、

八月廿九日

平有経請文

史料Aは、寿永三年(一一八四)二月に、鎌倉方の兵糧米使による濫妨を受けた河内国大江御厨の水走康忠が、「御家人兵士役」を勤めるかわりに「本宅」安堵を申請し、源義経の外題でそれが認められたものであり、史料Bはその問題と関連して、「康忠之外、御厨兵士可令免除之由、令下知候也」と述べ、康忠以外の者の「御厨兵士」役を免除することを伝えた源義経の請文である。そして史料Cは、元暦元年(一一八四)八月に、紀伊国惣追捕使豊嶋有経が「至兵士者、為御庄住人鎌倉殿御家人并除堪器量輩之外、同以令免除候畢」と述べ、高野山伝法院領においては「鎌倉殿御家人」と「堪器量輩」以外の者の兵士役催促を免除することを約束した請文である。さて従来はこれらの史料から、幕府による動員が平氏とは異なり、「相伝家人」や「堪器量輩」に限定されていた点が強調されてきたのであるが〔注24〕、果たしてその理解は正しいのであろうか。

河内国水走氏の場合は、水走康忠が御家人として動員されることによって、御厨住民の動員が免除されたことを示しているし、紀伊国伝法院領の場合は、伝法院側が勅事・院事

・国役等免除の荘園であることを後白河院に働きかけたことによつて、一般荘民の兵士役が免除されたことを物語るものである〔注25〕。とすると、これらの事例は、鎌倉幕府の民衆に対する兵士役賦課がむしろ一般の荘園・公領では行われていたことを示す事例に他ならないと言えよう。実際、春日社司が幕府軍による垂水東・西牧での「狼藉」を訴え、「随又可被宛催兵士兵糧米云々、御牧住人者皆神人也、争脱黄衣、著甲胄哉」、「以神人狩兵士者、以誰人可令勤社役哉」と抗議しているのを見れば、それは明らかなのである〔注26〕。平氏軍ばかりではなく、幕府軍も一般荘民に対する兵士役賦課を事実として行つていたのであり、ちょうど垂水牧や大江御厨で兵士役賦課が始まるのと同じ寿永三年（一一八四）二月の時点で、頼朝が後白河院に対して行つた「一 平家追討事、右、畿内近国、号源氏平氏携弓箭之輩并住人等、任義経之下知、可引率之由、可被仰下候」という奏請も〔注27〕、まさに右に検討したような「携弓箭之輩」|| 武士のみならず、「住人」|| 一般荘民までも含む総力的な動員体制の申請として解釈するべきと思われる〔注28〕。さて、以上を確認したうえで史料Bに注目すると、そこには「国兵士事、相伝家人許私加其催候者也」とあり、「国兵士」とはおそらく民衆に対する兵士役とは区別された正規兵としての兵士役と考えられるが、それを「相伝家人」に催促すると述べている。しかし関東においてすら、平治の乱後二十余年の間に源義朝配下に属していた武士団の多くが平氏によつて編成され、またたとえ頼朝の挙兵に従つた武士団でも、彼らは地域的な権力編成から疎外されたり、あるいは領主間競争に身を置いていたが故に反乱に参加したのであつて、相伝の家人として単純に頼朝の反乱に参加したわけではないことは明らかである〔注29〕。ましてや畿内では、幕府の勢力が入つてきたのは木曾義仲を破つた寿永三年（一一八四）一月のことであるから、義仲の軍政下において独自の行動をとつて幕府軍の入京を援助した石川源氏などを除いては〔注30〕、実際には「家人」すら全く編成できていない状況にあるのである。とすれば、この義経請文の文言は康忠が実態として源氏の「相伝家人」であつたことを示すものではなく、彼を河内源氏以来の「相伝家人」と見なす幕府側の認識を示しているにすぎないのであつて、実態は動員に基づく新たな御家人編成と理

解するべきであろう。この時期、一の谷に勝利したとはいえ、いまだ西国に勢力を保つ平氏に対抗するために、こうして兵士役・兵糧米の徴発と並行して畿内近国における「堪器量輩」の動員が行われ、新たな御家人の編成が一斉に始められていたのである。

ところで、従来の研究において鎌倉幕府による畿内・西国までも含む全国的な御家人制形成の最大の面期として注目されてきたのは、文治元年（一一八五）十一月の文治勅許による諸国在庁・荘園下司・惣押領使進退権（＝地頭の輩成敗権）の獲得であった。この在庁・下司・惣押領使進退権は、『吾妻鏡』文治三年（一一八七）九月十三日条所収の同日付北条時政奉書に、

惣諸国在庁庄園下司惣押領使可為御進退之由、被下宣旨畢者、縦領主雖為權門、於庄公下職等国在庁者、一向可為御進退候也、速就在庁官人、被召国中庄公下司押領使之注文、可被宛催内裏守護以下関東御役、

と見えるもので、石井進氏によって国衙在庁に対する文書調進の役を含む広義の支配・命令権として注目され、文治勅許の段階で獲得されたと推定されたものである〔注31〕。現在では、この問題は「国司の官兵指揮権に由来する管国武士の動員権」と解釈され〔注32〕、この権限の獲得こそ御家人制成立の「決定的要因」と位置づけられているのである〔注33〕。

本稿でも、すでに「問題の所在」で述べたように、院政期以来の個別的な主従結合の発展として鎌倉幕府の御家人制を理解することには反対であり、御家人制形成の要因として内乱期における各国での軍事動員という問題を重視したいが、しかし、ここで従来の通説に若干の疑問を感じるのは、文治勅許による在庁・下司・惣押領使進退権の付与という、いわば軍事動員権の一般的確認がきわめて大きく評価される一方で、治承四年（一一八〇）八月の東国における挙兵に始まり、寿永三年（一一八四）一月の幕府軍入京以降は畿内近国以西に拡大し、さらに翌元暦二年三月の壇ノ浦合戦までには四国・鎮西にまで展開した、幕府による実際の軍事動員そのものがあまり注目されてこなかった点である。確かに、この段階の戦争が互いに自己の家人を動員することで完結したのであれば問題はな

い。しかしこの戦争にはこれまで検討してきたように幅広い武士層を動員し、さらには水手や人夫として一定の民衆をも徴発の対象とするものであった以上、国衙在庁に対する指揮権や国内武士の動員権は、まさに平氏追討戦争における軍事動員の過程でこそ必要なものである。とすれば、実質的な在庁・下司・惣押領使進退権はこの段階ですでに幕府軍によって掌握されていたと理解するのが妥当であろう。義経や範頼などの追討使のもとで、各国における軍事動員を行った惣追捕使が、例えば伊賀国惣追捕使大内惟義の場合に明らかになく国務にまで関与していた事実は〔注34〕、こうした軍事動員が国衙の掌握と切り離しては決して実現しなかったことを示しているのである。

そして内乱期の御家人制は、先の水走氏の事例に示されている如く、このような現実的な平氏追討戦争への動員を行うなかで実際に形成されていく。源義経・行家の「謀叛」が勃発したとはいえ、両人の没落が比較的是やく明確化し、主要な課題がその搜索となった文治勅許以後の政局では、たとえ軍事動員権が確認されたにしても、平氏との戦争遂行に必要であったほどの動員が結果的になされているとは到底考えられず、この時点に御家人制形成の最大の画期を置く従来の通説には賛成できないのである。

しかし内乱期御家人制は、このような軍事動員を契機として設定された主従制であったが故に、次のような構造的特質を有していたことに注意しなければならない。

それはまず第一に、こうした動員によって編成された武士（いわゆる「駆武者」）は、戦局の展開にともなう勢力基盤の移動によって平氏方・鎌倉方双方に動員された経験をもつ者も多く、この場合たとえ鎌倉方に最終的に動員されたとしても、御家人としての意識はおそらく希薄であるという点である。

第二に、これはこれまでもよく指摘されているように、畿内・西国において御家人の編成に直接たざさわったのは、追討使となって軍事編成を行った源義経や範頼、さらには各国に派遣された惣追捕使などの軍事指揮官レベルであり、ここからは鎌倉殿に対する奉公の観念は現実問題として生じにくいという点である。

そして第三に、たとえ自発的に鎌倉方に参向してきた者であっても、例えば伊予国道前

地方を支配下におさめる在庁新居氏が平氏方、道後地方を支配下におさめる在庁河野氏が鎌倉方に属したように〔注35〕、そこには在地における領主間競争に基礎づけられた現実的利害が反映されている場合が多く、こうした利害から離れて平時においても御家人として恒常的に組織されるかどうかは、必ずしも明確ではなかったという点である。

さらに第四としては、北条時定による摂津国「河辺船人」の御家人認定が鎌倉から停止された事例に窺えるように〔注36〕、当該期の軍事動員の在り方に規定されて、御家人の編成までが必ずしも職業身分としての武士のみに限定されていなかったのではないかと考えられる点である。むしろこうした事態はそのつど停止されていたであろうが、そもそも幕府軍による御家人編成の対象が、少なくとも全国的内乱を迎えるまでの平氏軍制では編成の対象ではなく、また編成する必要性もなかったに違いない広範な階層の武士を含んだものであった以上、その範囲はきわめて曖昧な性格をもつものであったと思われるのである。

内乱期御家人制は、治承・寿永の「戦争」における現実的な軍事動員から形成されたものであったが故に、その内実は以上のような特質をもっていたのであって、これを平時に存続させていくためには何らかの再編を加えねばならない構造を本来的に有していたのである。

【第一章第二節 注】

- (1) 治承五年二月日「太神宮司庁出船注文」（書陵部所蔵壬生古文書、『平安遺文』八一三九五六）。なおこの水手徴発については、石母田正「鎌倉幕府一國地頭職の成立」（石母田正・佐藤進一編『中世の法と国家』、東京大学出版会、一九六〇年）を参照。

(2) 『吾妻鏡』文治三年四月二三日条。

(3) ここで注意せねばならないのは、こうした「城郭」構築のための一般百姓の労働編成が、食料給付を条件とした有償労働で成り立っていた点であろう。たとえ戦時

下にあろうとも、領主は無償で民衆徴発を強行できたわけではなく、それだからこそ地頭家重も、官庫を打ち破ってまで食料を調達せねばならなかったのである。このような食料給付の意義については、大山喬平「中世における灌漑と開発の労働編成」(同著『日本中世農村史の研究』、岩波書店、一九七八年)、藤木久志「村の動員」(永原慶二編『中世の発見』、吉川弘文館、一九九三年)、同「村の城・村の合戦」(『週刊朝日百科 歴史を読みなおす15 城と合戦』、朝日新聞社、一九九三年)などを参照。

(4) 「疋夫」が鎌倉から率いられてきたことは、『吾妻鏡』文治五年七月十九日条。

(5) 『平家物語』巻第七「火打合戦」(岩波大系本下巻六七頁)。

(6) 『平家物語』巻第九「二度之懸」(岩波大系本下巻二〇七頁)。

(7) 『平家物語』に見えるこのような足軽の役割は、例えば「前ナル兵ハ城ニ向ヒ逢フテ合戦ヲ致シ、後ナル足軽ハ櫓ヲカキ屏ヲ塗テ、対城ヲ取スマシタランズル後、漸々ニ攻落スベシ」という『太平記』の記述とも共通し(巻第二十「義貞自害事」、後藤丹治・釜田喜三郎校注『日本古典文学大系 太平記』二巻三一八頁、岩波書店)、足軽の工兵としての性格を示している興味深いが、治承・寿永内乱期の同時代史料で「足軽」の名称は管見の限り確認できておらず、「足軽」の成立に関しては今後の検討課題としたい。

(8) こうした工兵の存在は、従来の治承・寿永の内乱研究では全く注意されることがなかったが、例えばビザンチン帝国ではすでに六世紀の段階で、鋏兵や架橋兵をもつてする工兵隊をはじめ、補給部隊・輜重部隊・医療班・軍僧など高度に組織化された軍隊をもっていたことが指摘されている(ジヨルジュ・カステラン『西海太郎・石橋英夫訳』『軍隊の歴史』、白水社、一九五五年)。なお戦国期研究では、最近、笹本正治氏が戦国大名による職人の戦争への動員について詳細に検討されている(同「戦国大名権力と職人」、同著『戦国大名と職人』、吉川弘文館、一九八八年)。

(9) 笹間良彦「戦記絵巻物より見た甲冑武具の表現 春日権現靈驗記」(『甲冑武具研究』三五号、一九七五年)など。

(10) 高橋昌明『湖の国の中世史』(平凡社、一九八七年)四九頁。なお、南北朝内乱期においては、貞和三年(一三四七)十二月十二日に和泉国守護代大塚惟正が和田氏に宛てた書状に、「さとの人、百しやうなんとも、かいかいしく候ハハ、みなめしくせられ候へく候、御たてもあまたもたせられ候へく候」(和田文書)とあり、楯持ちとして百姓の動員がなされていたことが確認される。佐藤和彦『日本の歴史11 南北朝内乱』(小学館、一九七四年)一五四頁を参照。

(11) 『愚管抄』巻第五(岡見正雄・赤松俊秀校注『日本古典文学大系 愚管抄』二五七頁、岩波書店)。

(12) 「兵士材料」という軍事史的概念については、戸田芳実「国衙軍制の形成過程」(日本史研究会史料研究部会編『中世の権力と民衆』、創元社、一九七〇年、のち同著『初期中世社会史の研究』に収録、東京大学出版会、一九九一年)を参照。

(13) 寿永二年三月日「山城国和束杣工等重申状」(興福寺文書、『平安遺文』八一—四〇八〇)。

(14) 田中稔「院政と治承・寿永の乱」(『岩波講座日本歴史』古代四、岩波書店、一九七六年、のち同著『鎌倉幕府御家人制度の研究』に収録、吉川弘文館、一九九一年)。引用は著書二七頁。

(15) 相田二郎「中世の兵士及び兵士米」(同著『中世の関所』、畝傍書房、一九四三年)。

(16) 和束杣で徴発されたのは杣工三六人中二七人であるが、これはもちろん頭領格の本工の人数であり、総人数ではない。近世でも杣の労働編成が二十〜三十人をもつて一組とされていたことを想起すれば(大石庄一「山林の仕事と道具」、『図録山漁村生活史事典』、柏書房、一九八一年)、実際に北陸道に動員された杣人はかなりの人数にのぼるであろう。

(17) (寿永二年)三月二六日「平季貞奉書」(興福寺文書、『平安遺文』八一四〇七九)。

(18) 平氏の惣官体制を積極的に評価する点において、本稿は五味文彦「平氏軍制の諸段階」(『史学雑誌』八八編八号、一九七九年)に賛成である。

(19) 『玉葉』寿永二年六月五日条。

(20) 従来の研究は、院政期の国家権力や平氏政権による在地領主制に対する一般的な抑圧状況を前提に置き、そこからの解放をめざす在地領主層の運動として治承・寿永の内乱を評価してきたために、反乱軍の軍事的成長のみが強調され、平氏は必然的に没落するものとして理解されがちであったと思われる。しかし例えば、河内国長野地域をめぐる石川源氏と競合関係にあった長野荘下司源貞弘は、一旦は石川義基の主従制下に編成されてしまうものの、内乱期に義基を「裏切」って討ち、首を平清盛のもとに持参して積極的に平氏に接近する。つまり、内乱を全国的に深化させた地域的な領主間競合とそれに基づく領主層の政治的選択は、必ずしも反乱軍の拡大だけをもたらしたわけではなく、のち貞弘が北陸道へ平氏方として出陣した事実に見られるように、一方ではこのように平氏軍の成長をも促進していた点に注意しなければならない(拙稿「河内国金剛寺の寺辺領形成とその政治的諸関係」参照、『ヒストリア』一二六号、一九九〇年)。

(21) 寿永三年二月日「源康忠解」(水走文書、『平安遺文』八一四一四〇)。

(22) (寿永三年)二月二四日「源義経請文」(水走文書、『平安遺文』一〇一五〇八七)。

(23) (元暦元年)八月二九日「紀伊国惣追捕使豊嶋有経請文案」(根来要書、『平安遺文』八一四二〇四)。

(24) 高田実「平氏政権論序説」(『日本史研究』九〇号、一九六七年)、田中稔前掲注(14)論文など。

(25) 元暦元年八月八日「後白河院庁下文案」、(元暦元年)八月二四日「織部正景宗

奉書案」(根来要書、『平安遺文』八一四一九一・四二〇一)。

(26) 寿永三年二月十八日「後白河院庁下文案」(春日神社文書、『平安遺文』八一四一三一・四一三二)。

(27) 『吾妻鏡』寿永三年二月二五日条。

(28) 「住人」が領主層までも含む用例があることは承知しているが、この場合は「携弓箭之輩」と区別されているから、一般荘民に対する兵士役と考えてよいであろう。

(29) 野口実「平氏政権下における坂東武士団」(同著『坂東武士団の成立と発展』、弘生書林、一九八二年)。

(30) 拙稿「河内国金剛寺の寺辺領形成とその政治的諸関係」(『ヒストリア』一二六号、一九九〇年)を参照。

(31) 石井進「鎌倉幕府と国衙との関係の研究」(同著『日本中世国家史の研究』、岩波書店、一九七〇年)一八三頁。

(32) 佐藤進一『日本の中世国家』(岩波書店、一九八三年)八四頁。

(33) 上横手雅敬「主従結合と鎌倉幕府」(『法制史研究』二〇号、一九七〇年)一六二頁。

(34) 元暦元年八月九日「大内惟義下文案」(東南院文書、『平安遺文』八一四一九三)。

(35) 田中稔「鎌倉時代における伊予国の地頭御家人について」(竹内理三博士還暦記念会編『荘園制と武家社会』、吉川弘文館、一九六九年、のち同著『鎌倉幕府御家人制度の研究』に収録、吉川弘文館、一九九一年)。

(36) 『吾妻鏡』文治三年九月十三日条。なお、三浦周行「御家人の特質」(『経済論叢』二〇巻三〜五号、一九二五年、のち同著『日本史の研究 新輯三』に収録、岩波書店、一九八二年)、高尾一彦「淡路国への鎌倉幕府の水軍配置」(『兵庫県の歴史』七・八号、一九七二年)も参照。

(三) 小括

本章では、治承・寿永「戦争」の実態と、それにとまなう軍事動員の在り方から、内乱期御家人制の形成とその構造的性質を論じてきたわけであるが、ここで本章での考察を要約すれば、およそ次の通りである。

(1) 治承・寿永の「戦争」では、騎射の戦闘をはじめから放棄して、敵の馬を射て徒歩立ちで戦い、あるいは組打ちで格闘するような戦闘法が流行した。この要因は、地域社会を巻き込んだ全国的な内乱のなかで、騎射の技術に対応できない下層武士までが広範にこの戦争に参加していったという、動員兵力の階層的拡大に求められる。

(2) 治承・寿永の「戦争」では、敵の進路を遮断する堀・逆茂木などによる「城郭」が一般的に構築されており、例えば「阿津賀志山二重堀」に見られるように、その規模も決して過小評価できない。当時の戦闘は、こうした「城郭」や地形を利用して、味方の徒歩立ちの軍勢の集団的な戦闘力が最大限発揮できるよう計算されており、あたかも一騎打ちであったかのようにロマン化する治承・寿永「戦争」観は修正されねばならない。

(3) 治承・寿永の「戦争」では、軍事施設の構築や除去などを担う人夫・工兵として、一般民衆も相当規模が戦場に動員されており、きわめて重要な軍事的意義を担っていた。従って、戦闘員として期待できない者までを動員しているとして、平氏軍制の弱体性を主張してきたこれまでの通説は成立しない。また当然、鎌倉幕府も平氏軍と同様に、一般民衆の戦場への動員を行っていた。

(4) 鎌倉幕府の御家人制は、院政期以来の個別的な主従関係の発展ではなく、平氏追討戦争における内乱期の現実的な軍事動員のなかから形成された。義経・行家の反乱を契機に頼朝が獲得した在庁・下司・惣押領使進退権は、このような軍事動員権が一般的に確認されたものであるが、この時期の政局から見ると、大規模な軍事動員が実際に

行われたとは考えられず、この時点に御家人制成立の最大の画期を置く従来の通説には賛成できない。また、内乱期御家人制がこうして現実的な軍事動員から形成されたものであったために、その主従制は必ずしも鎌倉殿頼朝のもとに明確に組織・編成されているとは言えず、平時に存続させていくためには何らかの再編を加えねばならない構造的特質を有していた。

次章では、御家人制と並んで鎌倉幕府権力の重要な構成要素となる荘郷地頭制についてとりあげ、本章での視点と同様に、内乱期における戦争状態のなかからその成立と展開を具体的に説明していきたい。

二 鎌倉幕府荘郷地頭制の成立と展開

本章は、これまで歴大な研究史が積み重ねられてきた鎌倉幕府荘郷地頭制の成立と展開を、治承・寿永の「戦争」における頼朝の軍事集団の動向から具体的に解明することが目的である。そこでまず近年の研究動向を紹介しながら、本章における問題関心と視点を明確化しておきたい。

(一) 近年の研究動向をめぐって

荘郷地頭制の成立過程に関して、公権委譲の時期や内容をめぐって今日なお論争が続けられていることは後述する通りであるが〔注1〕、その歴史的位置づけについては、およそ次のような通説的見解が定着している。

すなわち、鎌倉幕府は荘郷地頭制の創出によって、在地領主層の所領・所職を地頭職として荘園公領制下において安定的に保障することができ、その結果、広範な在地領主層と所領を媒介とした封建的主従関係を公的に締結しえたとして、非常に高く評価されてきたのである。このような評価の前提には、必ずといってよいほど、院政期や平氏政権における在地領主層の所領維持の困難さというものが強調される。そしてそのうえで、在地領主層がこうした荘園領主や国司などによる抑圧的支配から解放される途として、荘郷地頭制が積極的に位置づけられてきたのである〔注2〕。従来荘郷地頭制はこのように、在地領主層の強い要望のなかから生まれてきたものとして、在地領主制の発展という視角からその成立が論じられてきたのであった。

ところが、近年『講座日本歴史』に発表された入間田宣夫氏の「守護・地頭と領主制」は、右に述べたような通説的見解とは大きく異なつた荘郷地頭制の位置づけを行っている

〔注3〕。入間田氏はまず、「日本における領主制発展の唯一のコース、その必然的帰結として、鎌倉幕府の守護・地頭制度を位置づけてきた、これまでのすべての研究には、なにかしら重大な欠陥があったのではないか」と従来の研究視角に疑問を提示し〔注4〕、「東国武士団による軍事占領と東西交渉の灼熱のなかから生みだされた守護・地頭の制度はあまりにもユニークな存在であった。それは古代末期の諸制度の継承と連続というよりはむしろ、否定と断絶の産物であった」と主張する〔注5〕。そして、「このような特殊な武装集団によって推進される武闘路線」は、「合法・非合法を含めてあらゆる形態をまとった広範囲に及ぶ所領寄進の一般的動向」に比すれば、「きわめて特殊な一類型」にすぎず、「そのまま領主制一般の前進とはならなかった」と結論づけている〔注6〕。入間田氏は荘郷地頭制の成立を、在地領主制の必然的發展コースとしてではなく、少数の軍事集団によって推進されたきわめて「特殊」な一コースとして位置づけたのである。

以上の入間田氏の見解は非常に興味深く、かつ刺激的なものと見えようが、かかる見解の登場には近年の二つの研究動向がその前提になっていると思われる。

一つは、政治制度としての荘郷地頭制研究の成果である。近年の荘郷地頭制研究は、鎌倉幕府荘郷地頭制の基本的形態はあくまで平家没官領と謀叛人跡に設置された地頭、つまり没官領地頭職であったとし、東国と鎮西に特徴的に見られる「本領」安堵地頭職は副次的なものにすぎないとしている〔注7〕。従来、在地領主制の発展という視角から荘郷地頭制をとらえる場合は、「本領」安堵の地頭職の方をより重視してきたのであるが、荘郷地頭制自体の研究はむしろ没官領地頭職が主流であることを明らかにし、それが通説化しているのである。荘郷地頭職の基本的なタイプがこのように没官領地頭職であったとすると、この場合、在地領主層は地頭職に補任されることによって新しい所領を獲得することになるわけであるから、従来強調されてきたような自己の本領支配における不安定性の克服という図式は当たらない。つまり単純な在地領主制發展論からは、この没官領地頭職の成立はとらえきれないのである。こうした研究動向に注目して、荘郷地頭職の「非本領的性格」を強調した入間田氏は、それ故に、荘郷地頭制を在地領主制發展の「きわめて特殊

な一類型」と位置づけたのであった〔注8〕。

そしてもう一つ、入間田論文の前提となっているのは、近年の武士論の動向である。高橋昌明氏に代表される近年の武士論は、「中世的武士とはまず何よりも弓馬の芸によって他と区別される社会的存在（職業的戦士）のことであつて、その社会的階級的実体が在地領主かどうかということとは直接関係がない」「すべての在地領主がみな武士であつたわけではない」と主張して〔注9〕、従来の在地領主還元論を批判しつつ、武士のまさに武士たる所以、つまり職業的戦士としての本質に注目している〔注10〕。先に述べた如く、入間田氏が荘郷地頭制を在地領主制一般の発展コースではなく、「特殊な武装集団によって推進される武闘路線」と規定したのは、何よりもまず荘郷地頭制の担い手が東国武士団であり、彼らが他ならぬ職業的戦士であつたという武士論的視角に氏が基づいているからなのである〔注11〕。

このように入間田氏は、近年の荘郷地頭制研究の成果と武士論の観点を積極的に導入して、荘郷地頭制の成立を、従来のような在地領主制一般の発展論に還元することなく、まさに鎌倉に政治的に結集した軍事集団固有の路線として論じたのであつた。この視角そのものは正しいし、継承すべきであると思われる。

但し入間田論文の問題点は、これまでの通説的見解を否定するあまり、この荘郷地頭制が過度に「特殊」なものとして強調された結果、ではどうしてこのような制度が歴史的に生み出されてきたのか、という点については全く関心が向けられなかつたことにある〔注12〕。鎌倉幕府のもとで荘郷地頭制が必然的に形成されてきた歴史的諸条件の分析は、入間田論文でははじめから放棄されているのである。しかし、荘郷地頭制が在地領主制発展の必然的帰結ではないとすればなおさらのこと、これが成立する歴史的要因は別の角度から明らかにされる必要がある。

本章では、こうして入間田論文が関心を向けることのなかつた、荘郷地頭制が鎌倉幕府のもとで必然的に形成されてきた歴史的諸条件の分析を行うことにしたい。そしてその場合、これを従来の如く在地領主制一般の発展論からとらえるのではなく、内乱期に頼朝の

もとに結集した軍事集団固有の動向からその成立をとらえていきたい。つまり、荘郷地頭制を把握する視点としては、入間田論文を継承して、武士論の観点からその成立を分析したいのである。

そこで、続く第二節「荘郷地頭制の起源」では、荘郷地頭制の成立過程をめぐる従来の研究史を批判的に総括しつつ、荘郷地頭制の実質的基礎が一体どのように形成されてきたのかという問題を、内乱期における頼朝の反乱軍の軍事行動の在り方から考察する。第三節「荘郷地頭制の成立と展開」では、荘郷地頭制が平氏を含む院政期の軍事貴族のもとでは成立せず、なぜ鎌倉幕府に至って創出されたのかという問題を、王朝国家の没官刑システムとの関連から検討し、地頭制が西国にまで拡大していった政治過程を、具体的に追究していく。そして第四節「武士勢力と荘郷地頭職」では、そのような荘郷地頭制の展開に鎌倉方の武士勢力がどのように関与していたのかという問題をとりあげ、彼ら在地領主にとって荘郷地頭制の展開がいかなる意義を有していたかを、新しい角度からあらためて評価し直してみたい。

【第二章第一節 注】

(1) 本章第二節「荘郷地頭制の起源」を参照。

(2) 例えば近年の研究では、棚橋光男氏は「中世国家の成立」(『講座日本歴史』中世一、東京大学出版会、一九八四年)において、「治承・寿永の内乱における東国在地領主層の不安と希求は、『源平盛衰記』のかの一句、『国には目代に随い、荘には預所に仕えて、公事・雑役に駆り立てられ、夜も昼も安き事なし』にあますところなく込められていた。それは、荘園領主制支配の確立に伴う一般的抑圧状況を表現するとともに、平氏の権力掌握に伴う平氏家人以外の広汎な在地領主層の疎外状況を鮮やかに表現していた。在地領主層の共同の権力機構たる国衙在庁機構の抑圧状況からの解放、そして荘園下級所職の地頭職としての安定的保障、これこそ武家の棟梁、鎌倉殿頼朝に求められたものであり、頼朝によって果たされたものであ

った」(七四頁)と述べている。

(3) 入間田宣夫「守護・地頭と領主制」(『講座日本歴史』中世1、東京大学出版会、一九八四年)。

(4) 同右九三頁。

(5) 同右一〇二頁。

(6) 同右一〇四〜一二二頁。

(7) 代表的なものとして、上横手雅敬「荘郷地頭制の成立」(同著『日本中世政治史研究』、塙書房、一九七〇年)。

(8) 入間田氏は前掲注(3)論文で、「たとえば、地頭という言葉は古代末期においても存在した。だが、それは地主の同義語であり、さらに厳密には国衙領の現地において公務を執行する人または職を意味した。(略)このような在地に密着した言葉の意味内容にたいして、幕府地頭制度の『非本領的性格』は正反対の極に立つものであった。古代末期における地頭の否定なしには幕府の謀叛人所帯跡地頭の制度は生まれえなかつたのである」(一〇三頁)と述べ、幕府荘郷地頭制を没官領地頭職のみに限定して議論している。この点、同じ講座論文でありながら、前掲注(2)で紹介した、在地領主制一般の発展論から荘郷地頭制の成立をとらえようとする棚橋論文が、「本領」安堵地頭職に触れているのと対照的である。

(9) 高橋昌明「武士の発生とその性格」(『歴史公論』二巻七号、一九七六年)六二頁。

(10) このような観点を最も明瞭に打ち出したものに、高橋昌明「騎兵と水軍」(戸田芳実編『日本史(2) 中世1』、有斐閣、一九七八年)がある。

(11) 入間田氏は前掲注(3)論文で、「そもそも、本領を遠く離れた他国の所領までも武力によって獲得するということに示された東国武士団の行動様式、守護・地頭制度形成の原動力ともいべきこのあからさまな暴力行使の志向は、日本における領主制の担い手すべてに共通するものとアプリオリに決めてかかってよいものだ

ったのであろうか」(一〇四頁)と述べ、在地領主層一般と荘郷地頭制を形成した東国武士団とを明確に区別している。

(12) 入間田論文は、東国武士団の行動様式を荘郷地頭制の原動力としながら、結局は軍事力を背景とした「厳しい東西交渉」によって荘郷地頭制が成立したと理解するにとどまっておらず、かかる制度が東国武士団のもとで生み出されてきた歴史的必然性の分析にまで関心を向けていない。

(二) 荘郷地頭制の起源

1 敵方所領没収

論を始めるに当たり、まず最初に鎌倉幕府荘郷地頭制の成立過程に関する研究史について簡単に触れておきたい。従来の研究は主に、源頼朝が荘郷地頭職を補任しうる権限ないし地位（＝日本国総地頭職）を、朝廷から一体どの時点で獲得することができたのか、という問題関心で進められてきたと言つてよい。

こうした関心からかつて最も重視されていたのは、すでに「問題の所在」でも触れた、文治元年（一一八五）十一月二九日のいわゆる文治勅許であった。この文治勅許論とは、文治元年十月に、後白河院が源義経・行家に対して頼朝追討の宣旨・院宣を下したのに端を発し、頼朝はその責任を厳しく追及するために北条時政を上洛させ、時政による奏請の結果、兩人追捕の目的で諸国任意のすべての荘園公領に地頭職を設置する権限が勅許によつて頼朝に与えられた、とするものである〔注1〕。これはかつては全く疑いのない定説となつており、法制史の立場からは、まさにこの勅許こそ日本における封建制度の成立として非常に高く評価されてきたのである〔注2〕。

このように定説化していた文治勅許論が、はじめて大きく動揺することになったのは、一九六〇年の石母田正氏による国地頭の発見であつた〔注3〕。石母田氏は厳密な史料批判を基礎に、文治勅許によつて成立したのは従来考えられてきた荘郷地頭ではなく、実は国単位に置かれた国地頭であつたことを明らかにしたのである。それまで荘郷地頭制の成立として何の疑いももたれなかつた文治勅許は、ここに再検討を迫られることとなり、石母田氏の国地頭論を容認する限りは、荘郷地頭制の成立過程は、一旦文治勅許と切り離されたうえで独自に追究される必要性が生じたのである。

そしてもう一つ、この時期の石母田氏の業績で忘れてはならない重要な論点は、頼朝のもつ荘郷地頭職補任権の範囲が、それ以前の通説のような諸国任意の荘園公領すべてでは

なく、基本的に平家没官領・謀叛人跡という没官領に限定されていたことを主張した点であろう〔注4〕。これ以後の研究は、すでに前節で述べた通り、東国と鎮西に特徴的に見られる「本領」安堵地頭職を除いては、荘郷地頭職の設置は没官領に限定されていた事実を明らかにしており〔注5〕、石母田氏の主張は近年では通説化しているのである。従って、石母田氏以降の荘郷地頭職の成立過程を見直そうとする研究が、幕府による没官領掌握の時点に目を向けるようになったのは、至極当然と言わなければならない。

そこで、文治勅許にかわって新たに注目されたのが、寿永三年（一一八四）三月に後白河院から頼朝に一括給与された平家没官領である。平家没官領に関して、荘郷地頭制成立史の観点から最初に注目したのは上横手雅敬氏であったが〔注6〕、これを荘郷地頭制の成立として積極的に位置づけているのは大山喬平氏である〔注7〕。大山氏は、鎌倉殿が没官領に地頭職を補任できる権限とは、国家的勲功に対する恩賞として没官領を分配することができる権利、つまり国家恩賞授与権と規定する。そしてこの国家恩賞授与権は、本来朝廷が掌握していたものであったが、平家没官領給与によつて幕府へ移管されることとなり、そこに幕府荘郷地頭制成立のための法的形式が完備したと主張したのである。大山氏は、荘郷地頭職の基本形態が没官領地頭職であるという認識を前提に、その補任権の成立を、幕府がはじめて平家没官領という朝廷公認の没官領を獲得した時点に求めたのであった。これは、先に述べた研究史の動向から見て自然な展開であろう。

しかし、確かに没官領という表現にこだわれば以上の如き見解に帰結するが、ここで鎌倉期における没官領というものの内実について考えてみたい。没官領とは国家反逆人たる謀叛人所領の没収地のことであるが、鎌倉期において実際にその謀叛人認定を行ったのは国家の軍事警察機構であった幕府自身なのであるから、没官領は実質的には幕府に敵対する勢力の没収地のことに他ならない〔注8〕。とすれば、このような敵方所領の没収は、

治承四年（一一八〇）八月の挙兵直後から東国ではすでに行われていたのである。『吾妻鏡』によると、治承四年十月に相模国の波多野義常の松田郷〔注9〕・河村義秀の河村郷〔注10〕・山内経俊の山内荘〔注11〕などの没収、十一月には常陸国の佐竹秀義所領〔注

12」の没収、翌治承五年三月には遠江国の浅羽元信・相良頼景所領〔注13〕、下総国の片岡常春所領〔注14〕の没収などというように、敵方所領の没収は、挙兵直後から頼朝のもとに結集した軍事集団の成長とともに一貫して進められている。そしてまた、こうした敵方没収地の新恩給与も、治承四年十月二三日の相模国府における論功行賞をはじめとして〔注15〕、敵方所領没収と同時並行的に進められていくのである。挙兵直後のかかる関東の動向は、単に『吾妻鏡』の記事だけではなく、すでに石井進氏も注目した〔注16〕安房国知行国主藤原経房のもとにもたらされた脚力の注進を記す『山槐記』治承四年十月七日条には、「八月晦日、頼朝等出管根山乗船、夜半着安房国、九月一日分与諸郡於与力輩、追捕人家、奪取調物」とあり、実際に挙兵当初から敵方所領没収や新恩給与が行われていたことが確認される。

地頭職という名称は、元暦二年（一一八五）以後になって固定化される名称であり〔注17〕、このような挙兵段階における新恩給与は、必ずしも地頭職という名称で統一されていたわけではないが、いま名称は問題ではない。自己に敵対する勢力の所領没収を行い、鎌倉殿がその没収地を御家人に給与するという在り方自体、のちの地頭制度と全く同質であるという点こそ重要なのである。このことに注目した泉谷康夫氏は、こうした「地頭補任権」の根拠は以仁王の令旨にあつたと推定している〔注18〕。

ここに至って、荘郷地頭制の成立をめぐる諸説は飽和状態と言いうるほどの分立を示すこととなった。簡単に整理すれば、①文治元年（一一八五）十一月の文治勅許説、②寿永三年（一一八四）三月の平家没官領獲得説、③治承四年（一一八〇）八月の挙兵時における以仁王令旨説、その他に田中稔氏の主張する④寿永二年（一一八三）十月宣旨説もあり〔注19〕、これらの諸説が並存しているのが荘郷地頭制成立史の現状なのである。

以上のような諸説並立のなかで、いま二つの事実注目しておきたいと思う。一つは、頼朝は挙兵直後から、すなわち東国における反乱軍として朝廷に敵対している段階から、敵方所領没収とその没収地の新恩給与を行っている事実である。そしていま一つは、文治勅許後においても頼朝は、謀叛人所領の没官とそこへの地頭職補任について、明確な法的

根拠を示さず、あくまでそれが軍事警察上の必要性によるものであることを他ならぬ朝廷に対して主張している事実である〔注20〕。この二つの事実に注目するならば、そもそも頼朝による荘郷地頭職の補任とは、彼が朝廷から何らかの公権を委譲されて、それに基づいて実施するというような性質のものではなく、挙兵段階から一貫して頼朝の側で独自に進めてきたものと考えの方がより自然ではないだろうか〔注21〕。何らかの明確な法的根拠に基づいて荘郷地頭制が成立するという従来の発想そのものが誤りなのではないだろうか。

それでは、なぜ頼朝は挙兵直後からこのように敵方所領を没収し、没収地給与を進めていったのであろうか。ここで注意しておきたいのは、敵方所領の没収行為がもつ軍事的意義である。本章第四節でのちに検討するように、敵方所領没収とは所領点定と同時に、敵方武士本人ならびに妻子の捕縛、住宅点定、資財没収などを具体的内容とした、敵方本拠地の軍事的占領行為だったのである〔注22〕。例えば養和元年（鎌倉年号治承五年、一一八一）九月、幕府軍が下野国の足利俊綱を討った際に、次のような頼朝下文が出されていることに注目したい〔注23〕。

仰下 和田次郎義茂所

不可罰雖為俊綱之子息郎從参向御方輩事

右、云子息兄弟、云郎從眷属、始桐生之者、於落参御方者、不可及殺害、又件党類等妻子眷属并私宅等、不可取損亡之旨、所被仰下如件、

治承五年九月十八日

この頼朝下文は、俊綱の一族・郎從のなかで味方にくだった者については、その殺害を禁止、妻子・眷属を捕縛したり、私宅等を損亡させてはならないと命じている。いま興味深いのは、実は九月十三日の時点すでに足利俊綱は討ち取られているにもかかわらず〔注24〕、右のような下文が追討軍の和田義茂宛に出されていることである。このことは、張本が討ち取られてもなお、その一族の勢力が在地に温存されていることを前提に、余党の探索が行われ、これが敵対する場合には当然のこととして、本人の殺害および捕縛、妻

子の捕縛、私宅等の没収が追討軍によって行われたことを示している。つまり、追討軍の軍事行動の一環として、敵方本拠地の制圧が押し進められたわけであり、これが行われないう限り、在地に温存される敵方勢力との軍事的緊張関係は克服されないのである。そしてこのような敵方本拠地の軍事的占領が、敵方所領没収につながっていくことは言うまでもないであろう。これはまさに戦争行為そのものなのであった。従って、東国で蜂起した頼朝の軍事集団が敵方本拠地の軍事的占領、すなわち敵方所領没収を押し進めていったのは、むしろ当然のことなのであって、何らかの権限委譲によって実施される性質のものではなかったと言えよう。

そしてまた、こうした軍事行動を前提として行われる敵方没収地の新恩給与も、一方ではもちろん御家人に対する恩賞としての意義をもちながら、他方では在地における軍事的緊張を克服すべく行われた占領行為の継続化政策に他ならない〔注25〕。頼朝はのちに地頭職設置について、

又於伊勢国者、住人挿梟惡之心、已發謀反了、而件余党尚以逆心不直候也、仍為警衛其輩、令補其替之地頭候也、

と院に述べており〔注26〕、敵方没収地の新恩給与の軍事的意義を明確に語っているのである。

鎌倉幕府荘郷地頭制の基本的なタイプとされる没官領地頭職は、以上の如く、敵方所領没収という戦争行為に本質をもつものであり、これは東国における戦争状態のなかで必然的に展開した敵方本拠地の軍事的占領行為であった。従って、これは決して朝廷からの公権委譲によって生み出されるような性質のものではなく、いわば戦争状態そのものによって生み出されてきたのである。

では、幕府荘郷地頭制のもう一つのタイプである「本領」安堵地頭職の場合は、一体どのような歴史的性格をもって形成されてくるのであろうか。次項では、「本領」安堵について考えてみることにしたい。

2 「本領」安堵

「本領」安堵が、没官領給与と同じ地頭職補任という形式に統合されていたのは、建久三年（一一九二）以降のことである〔注27〕。しかし、頼朝による安堵行為自体は、敵方没収地の新恩給与と同様に、治承四年（一一八〇）十月の相模国府での論功行賞をはじめとして〔注28〕、東国ではすでに挙兵直後から始められている。

かかる挙兵直後からの「本領」安堵の展開については、すでに前節で指摘したような、自らの所領支配をめぐる在地領主層の強い要望を背景にしてなされたとする解釈が一般的である。例えば石井進氏は、院政期における国司支配の強化とそれにとまなう在地領主層への圧迫という事態を前に、彼ら在地領主にとってこの事態を脱却していく途は、「中央貴族出身で軍事指揮官としての武勲に輝く武門の棟梁のもとに結集し、その軍事力、あるいは権門勢家としての地位に頼つてみずからの所領を保証されることであつた」とする。

そして、「頼朝のもとに結集してきた在地領主」武士たちの要望の第一が所領支配権の承認、所職の保証、すなわち本領安堵だつたことはいまでもなく、頼朝は挙兵当初からこの要求に応えることによって、彼らの御家人化に成功したと述べている〔注29〕。つまり、在地領主層は自らの不安定な所領支配の保護を求めするために頼朝に結集し、そこに「本領」安堵＝当知行地安堵が成立したと理解するのである〔注30〕。このような石井氏の安堵理解は最も通説的なものであり、「本領」や「本宅」など当知行地に安堵されることによつて在地領主層の所領支配は安定化し、荘園領主や国司などの恣意的支配にさらされることはなくなつたと評価されるのが普通である〔注31〕。

確かに、このような安堵ものちに地頭職補任という形式に統合され、その地頭職の進止権は鎌倉殿が掌握したわけであるから、結果として、荘園領主や国司などによる抑圧的支配からの保護という側面をもつたことは事実である。そしてそれは荘郷地頭制の最も重要な歴史的特質の一つであり、過小評価するつもりは全くない。しかし、いま問題にしたいのは、当知行地安堵ははたして当初からそのような目的で実施されたと言えるのかどうかである。荘園領主や国司などの抑圧的支配からの保護とする従来の安堵理解に対して、最

も大きな疑問をいただく点は、なぜこれが荘園領主や国司などによる支配が事実上麻痺している東国の反乱段階から進められていたのかという問題である。備後国大田荘の橋氏〔注32〕や但馬国温泉荘の平氏〔注33〕の事例をあげるまでもなく、西国においてでさえも、内乱期の在地領主層の動向が荘園制支配そのものの否定にまで及ばんとしていたことは周知の事実である。このような状況のもとで、しかも東国の反乱軍による軍事制圧下において、荘園制的秩序を前提としたうえでの所領・所職の安定化が、鎌倉に結集している在地領主層の第一の要望であったとはとても思えないのである。本来「本領」安堵には、荘園領主・国司対策とは異なった、もっと別の内乱期固有の現実的意義があったのではないだろうか。

そこで参考になると思われるのが、前項において引用した治承五年（一一八一）九月十八日付の源頼朝下文である。この下文が、味方にくだった足利俊綱の一族・郎従の殺害を禁じ、妻子捕縛や私宅等の没収を禁じたものであることはすでに述べた通りであるが、いま注目したいのは、この下文について『吾妻鏡』の地の文が「可令本宅資財安堵之由被定之」と解説していることである〔注34〕。つまり、この場合の「本宅資財」安堵とは、厳密に言えば、頼朝の命で派遣された和田義茂軍による敵方本宅資財の没収からの安堵なのである。また、従来からたびたび安堵の事例として引かれてきた寿永三年（一一八四）二月の上総国御家人に対する安堵も、「今日、上総国御家人等、多以私領本宅、如元可令領掌之旨、給武衛御下文、彼輩去年依為広常同科、所被収公所帯也」というものであった〔注35〕。前年末に頼朝によって誅殺された上総介広常と同罪として、一旦没収されていた所領が、あらためて彼らに安堵されたのである。従って、ここで発給された頼朝下文も、実は幕府軍による敵方所領没収からの安堵・免除という機能をもっていたことになる。寿永二年（一一八三）一月、香取社大禰宜惟房は「雖指無罪科、國中騒動間、一旦成恐」として、頼朝の安堵下文を申請し獲得しているが〔注36〕、惟房が「雖指無罪科」とわざわざ断っている点に注意すれば、この場合も幕府軍による敵方所領没収の対象になることを恐れての申請であったことは明らかであろう。

こうした安堵の事例は、幕府軍の入京にもなつて西国でも見出せるようになる。畿内近国においてきわめて珍しい「本領」安堵地頭職につながつていく紀伊国湯浅宗重の安堵の場合、頼朝は寿永三年（一一八四）二月に上洛中の源義経に対して、「さためてかやうの時ハ、きのくになんにとそ候らん、御つかひをつかはして、京へめしてあむとすへきよし、おほせふうめて、めしもつかはせ給ふへく候」と命じつつ、「返々もゆあさの入道を（仰令）は、人いかに申とも、うたせ給ふへからず、いとをしくしたまふへく候也」と書状を送っている〔注37〕。湯浅宗重に対する安堵は、宗重の追討を禁じることとまさに一体の関係にあつたのである〔注38〕。また、第一章でとりあげた河内国水走康忠に対する「本宅」安堵も、他ならぬ幕府軍による「本宅」濫妨があつたため康忠解状が提出され、それが認められたものであつた〔注39〕。そしてさらには、鎮西における「本領」安堵地頭が、少なからず平氏方に属した過去をもつ武士達であつたことも明らかにされている〔注40〕。ここでも安堵のもつ現実的意義は明白である。

以上いくつか特徴ある事例をあげてきたが、「本領」安堵とはそもそもこのように、荘園領主や国司などによる抑圧的支配からの保護としてではなく、幕府軍自体による敵方所領没収からの保護として展開していったものではないだろうか。もちろん、すべての安堵が、右の事例の如く一旦幕府軍によつて所領を没収されたり、没収される危険性に直面してから行われたわけではないが、敵方所領没収が在地で実際に没収を担当する武士勢力独自の判断で進められていた以上〔注41〕、こうした保護の保証もまた必要になつていたのである〔注42〕。よく知られているように、「本領」安堵は、御家人であることの積極的指標であつた〔注43〕。では、なぜ「本領」安堵されることが御家人の指標になつたのかという点を考えれば、「本領」安堵の本質を、右の如く幕府軍による敵方所領没収からの保護と理解すると、その保証を受けている武士はまさに敵方ではなく味方、つまり御家人としてごく自然な解釈が可能になるのである〔注44〕。

要するに、「本領」安堵とは、本来荘園領主や国司などによる抑圧的支配からの保護と
いうようなものではなく、より直接的に幕府軍による敵方所領没収からの保護なのであつ

て、これは挙兵以来広範に進められてきた敵方所領没収と表裏の関係にあるものであった。従って、治承・寿永の「戦争」下、軍事的占領たる敵方所領没収が進展していくなかで、「本領」安堵が同時に展開していくのは、むしろ当然のことだったのである。「本領」安堵もまた、戦争状態が生み出したものに他ならないのである。

以上の考察のように、鎌倉幕府荘郷地頭制とは、没官領地頭職・「本領」安堵地頭職ともに、東国における戦争状態のなかで、敵方所領没収という軍事的占領行為の展開から必然的に形成された軍事制度に基礎をもつものであった。朝廷からの公権委譲によって創出される性質のものでは決してなく、その本質はあくまで戦争行為たるところにあつたのである。従って、単純に考えれば、かかる制度成立の可能性は、何も鎌倉幕府のみに限定されるものではなかったことになる。敵方所領没収の進展が必要となる一定規模の戦争状態さえ前提とすれば、どの軍事貴族のもとで荘郷地頭制が成立しても何の不思議もないのである。

但し、荘郷地頭制を成立させることとなる敵方所領没収という軍事的占領行為が、超歴史的な戦争様式ではなかった点に注意しておきたい。この戦争様式は、地方社会における武士身分の成立や、中世的な職の体系の形成に対応して登場してきたものと思われる。というのは、例えば十世紀前半の平将門の乱においては、上横手雅敬氏〔注45〕や福田豊彦氏〔注46〕が指摘しているように、一般の公民Ⅱ伴類が主要な戦闘員として戦争に参加していたために、戦後、敵方本拠地一帯のみならず遠方の伴類の舍宅までも焼き払う徹底的な焦土戦術がなされており、ここでは所領の占拠など全く問題にならないのである。地方社会においても広く武士身分が成立し、直接戦闘員としての役割が基本的に彼らによって担われ、しかも職の体系という社会的ネットワークのなかで領主の首のすげかえが可能になる段階、つまり十一世紀後半以降に至ってはじめて、全面的な焦土戦術から敵方所領没収へと転換していったと考えられる〔注47〕。

しかしいずれにせよ、こうした段階以降における戦争状態は幕府成立期の東国に限定されたものではなく、保元・平治の乱をはじめたびたび戦乱は起こっているのであるから、

荘郷地頭制が平氏や他の院政期の軍事貴族のもとで成立しても、何の不思議もないはずである。ところが、現実的には鎌倉幕府のもとでしか成立しなかった。それはなぜかという点であるが、このことは律令国家以来の国家的刑罰である没官刑の在り方と関係すると思われる。次節では、この問題について検討し、荘郷地頭制が西国にまで展開していく様相を具体的に追究していきたい。

【第二章第二節 注】

- (1) 例えば、龍肅「鎌倉幕府の政治」(『岩波講座日本歴史』、岩波書店、一九三四年)など。
- (2) 牧健二『日本封建制度成立史』(弘文堂書房、一九三五年)。
- (3) 石母田正「鎌倉幕府一国地頭職の成立」(石母田正・佐藤進一編『中世の法と国家』、東京大学出版会、一九六〇年、のち『石母田正著作集』第九巻に収録、岩波書店、一九八九年)。
- (4) 石母田正「文治二年の守護地頭停止の史料について」(『中世の窓』三号、一九五九年、のち『石母田正著作集』第九巻に収録、岩波書店、一九八九年)。
- (5) 内田実「地頭領主制と鎌倉幕府」(『歴史教育』八巻七号、一九六〇年)、上横手雅敬「承久の乱」(『岩波講座日本歴史』中世一、岩波書店、一九六二年)、石井進「『文治守護地頭』試論」(『史学雑誌』七七編三号、一九六八年)、上横手雅敬「荘郷地頭制の成立」(同著『日本中世政治史研究』、塙書房、一九七〇年)など。

(6) 上横手雅敬氏は「荘郷地頭制の成立」(同著『日本中世政治史研究』、塙書房、一九七〇年)において、荘郷地頭制成立史の観点から平家没官領の分析を行ったが、平家没官領は一権門としての院が給与したものであり、そこに設置された地頭には、謀叛人追捕や治安維持などの文治地頭の思想はあらわれていないとして、平家没官領の獲得を荘郷地頭制の成立と見ることに消極的態度を示し、文治勅許の

意義をあらためて強調した。

なお研究史上、平家没官領とは厳密に、寿永三年三月に後白河院から頼朝に送付された「平家没官領注文」（『後白河注文』）記載の没官領を指す。

(7) 大山喬平「没官領・謀叛人所帯跡地頭の成立」（『史林』五八巻六号、一九七五年）、同「平家没官領と国地頭をめぐる若干の問題」（『日本史研究』一八九、一九七八年）。

(8) 例えば、文治元年（一一八五）十二月に行われた廟堂肅清の際に、頼朝は高階泰經の正式な解官を待たずに、その所領の没官を命じており（『玉葉』同年十二月八日条）、幕府側の謀叛人認定・没官の決定は朝廷側の対応に先行している。

(9) 『吾妻鏡』治承四年十月十七日条、同年十一月二十日条。

(10) 『吾妻鏡』治承四年十月二三日条。

(11) 同右。

(12) 『吾妻鏡』治承五年十一月八日条。

(13) 『吾妻鏡』治承五年三月十四日条。

(14) 『吾妻鏡』治承五年三月二七日条。

(15) 前掲注（10）史料。

(16) 石井進「鎌倉幕府論」（『岩波講座日本歴史』中世一、岩波書店、一九六二年）、同『日本の歴史7 鎌倉幕府』（中央公論社、一九六五年）。

(17) 地頭職という名称は、西国においてはじめて謀叛人跡地頭職を補任した元暦二年（一一八五）六月以降、鎌倉殿の進止権を明確にするために意識的に統一化されていったものと思われる。

(18) 泉谷康夫『守護・地頭制度設立に関する覚書』（昭和五八年・五九年度科学研究費研究成果報告書、一九八四年）。

(19) 田中稔「院政と治承・寿永の乱」（『岩波講座日本歴史』古代四、岩波書店、一九七六年）、同「鎌倉幕府創設期の地頭制度について」（『国立歴史民俗博物館研

究報告』第二集、一九八三年、なお前掲論文とともにのち同著『鎌倉幕府御家人制度の研究』に収録、吉川弘文館、一九九一年）。田中稔氏はこれらの論稿で、頼朝による荘郷地頭職補任の理由は本所・領家に対する年貢確保にあり、その補任権は年貢進済を命じた寿永二年十月宣旨によって頼朝に与えられたと主張している。

(20) 『吾妻鏡』文治二年六月二一日条。

(21) なお、すでに武末泰雄氏も「鎌倉幕府庄郷地頭職補任権の成立」(竹内理三編『荘園制社会と身分構造』、校倉書房、一九八〇年)において、頼朝の荘郷地頭職補任権は、文治二年十月八日の太政官符によって朝廷から最終的に確認されるまで、「勅許などの法的形式に基づいて獲得された権限とはみなしがたく、むしろ幕府が事実上行使してきたものと考えられる」(三三二頁)と主張している。本稿もこれに従いたい。但し、武末氏の場合は事実の指摘にとどまり、なぜ幕府がこうして独自に荘郷地頭職の補任を行っていたのか、という理由については触れていない。

(22) 本章第四節「武士勢力と荘郷地頭職」七七・七八頁を参照。なお、第四節では、敵方所領没収が没官刑の実質的執行として位置づけられた段階をとりあげているため、没官措置と概念化しているが、実体は敵方所領没収と全く同質の行為である。

(23) 『吾妻鏡』養和元年九月十八日条。なおこの足利俊綱追討について、俊綱の嫡子忠綱が志太義広の乱に加わったことが一つの理由となつて、俊綱追討が行われたとする『吾妻鏡』養和元年九月七日条の文に基づいて、これを志太義広の乱が実際にあつた寿永二年(一一八三)の事件であつたとする見解もあるが(野口実「十二世紀における坂東武士団の存在形態」、同著『坂東武士団の成立と発展』、弘生書林、一九八二年)、野口氏自身指摘しているように、この頼朝下文には「治承五年九月十八日」という鎌倉年号の日付が正確に記されており、また『玉葉』養和元年八月十二日条には「伝聞、足利俊綱有背頼朝之聞」とあり、嫡子忠綱の事件とは別に、養和元年九月の時点で俊綱追討が行われた可能性は高い。むしろ、志太義広の乱に関わつて俊綱が追討されたとする『吾妻鏡』編纂者の誤解が、義広の乱まで

も同書養和元年条に挿入させた原因ではないだろうか。

(24) 『吾妻鏡』養和元年九月十三日条。

(25) 例えば、金剛寺領河内国天野谷は平氏方武士として討死した源貞弘所領であったため、没収されて地頭職が設置されるが、それが建久六年(一一九五)に金剛寺の訴訟によって停廃されると、翌年には源貞弘一族の浄行房・仏土房なる者が天野谷に進出し、「違乱」を行うことが問題となっている(建久七年六月二五日「天野遠景請文案」、金剛寺文書、『鎌倉遺文』二一八五一)。地頭職が停廃されるやいなや、敵方武士の一族が「違乱」を行おうとしたこの事件は、敵方没収地の新恩給与の意義をよく示していると言えよう。というのは、敵方武士本人が討死したとしても、その勢力は一掃されたわけではなく在地に温存されているのであって、それとの緊張関係のもとに新領主 \parallel 地頭は存在し、彼らを牽制する役割を果たしていたと考えられるからである。これはまさに、軍事的占領の継続化と呼ぶにふさわしい。

(26) 前掲注(20)史料。

(27) 上横手雅敬前掲注(6)論文。

(28) 前掲注(10)史料。

(29) 石井進「鎌倉幕府論」(『岩波講座日本歴史』中世一、岩波書店、一九六二年)九五・九八頁。

(30) なお最近、これまで荘郷地頭制研究で使用されてきた「本領安堵」概念は、「当知行地安堵」と呼ぶべきもので、建武政権期などに見られる四字熟語としての「本領安堵」は、実際は旧領 \parallel 不知行地の回復を目的とする安堵であったことが明らかにされている(近藤成一「本領安堵と当知行地安堵」、石井進編『都と鄙の中世史』、吉川弘文館、一九九二年)。そこで、本稿では従来の研究史とも接続し、かつこのようなのちの「本領安堵」の語義とも区別するため、「本領」(\parallel 根本私領)や「本宅」などの当知行地に在地領主が安堵されることを、「本領」安堵と表記したい。

また少なくとも鎌倉初期には、安堵の対象は「人」であって、「モノ」は安堵される場にすぎないと主張した笠松宏至氏の「中世の安堵」（『日本の社会史』第四巻、岩波書店、一九八六年）も参照。

(31) 例えば、棚橋光男「中世国家の成立」（『講座日本歴史』中世一、東京大学出版会、一九八四年）を参照。

(32) 河音能平「古代末期の在地領主制について」（日本史研究会史料研究部会編『中世社会の基本構造』、創元社、一九五八年、のち「平安末期の在地領主制について」と改題して同著『中世封建制度成立史論』に収録、東京大学出版会、一九七一年）。

(33) 大山喬平「平安末期の但馬国温泉荘」（『兵庫県の歴史』四号、一九七〇年）。

(34) 『吾妻鏡』養和元年九月十八日条。

(35) 『吾妻鏡』寿永三年二月十四日条。

(36) 治承七年（京都年号寿永二年）一月二八日「源頼朝下文案」（香取大禰家文書、『平安遺文』八一―三九七五）。

(37) （寿永三年）二月四日「源頼朝書状案」（崎山家文書、『平安遺文』八一―四一六一）。

(38) なお湯浅宗重に対する「本領」安堵に関して、安田元久氏は頼朝が義経に安堵を命じた寿永三年（一一八四）二月の時点では実際には行われず、宗重の御家人としての地位が確定するのは、文治二年（一一八六）五月五日付頼朝下文が発給された時点であったとしている（同著『武士団』一五七頁、塙書房、一九六四年）。しかし、その頼朝下文には「右宗重法師者、雖為平家々人、運志於 鎌倉殿之間、賜下文、所令安堵本所也、其上又、九郎判官・十郎藏人謀反之時、紀州之輩、太略莫属（不敬之）彼、而宗重法師、独拔郡、存奉公之道理」（崎山家文書、『鎌倉遺文』一一九五）とあり、厳密な時期確定はできないものの、少なくとも義経の反乱があった文治元年十月までには、宗重に対する「本領」安堵が実際に行われていたと考えられる。

また、本稿で引用した「崎山家文書」自体に疑問を呈する見解もあるが、本稿では、この湯浅氏関係文書の書写年代を鎌倉末期と推定し、その信頼度も高いとする『和歌山県史』中世史料二の「解説」や、上横手雅敬「湯浅氏関係史料三題」(『和歌山県史研究』十一号、一九八四年)に従っている。

(39) 寿永三年二月日「源康忠解」(水走文書、『平安遺文』八一四一四〇)。なお、土佐国の中原秋家は元暦元年(一一八四)七月に「本宅」を安堵され、それが建久四年(一一九三)六月の時点で地頭職補任に更改されているが(安田元久「内乱期の地頭」、同著『地頭及び地頭領主制の研究』、山川出版社、一九六一年)、この水走氏の場合はのちに地頭職補任に更改された形跡はない。従来から一般的には、鎮西を除く西国では「本領」安堵地頭職は成立しないとされており、近年ではそれを文治二年(一一八六)六月の国地頭停廢範圍の問題と結びつける見解も出されているが(大山喬平「鎮西地頭の成敗権」、『史林』六一巻一号、一九七八年)、土佐国の中原氏や紀伊国の湯浅氏のようにのちに地頭職に補任される例外的存在もあり、西国における「本領」安堵地頭職の問題はあらためて検討する必要がある。

(40) 工藤敬一「九州の小地頭制とその所領」(『小葉田淳教授退官記念 国史論集』、小葉田淳教授退官記念事業会、一九七〇年)。なお、鎮西ではすでに文治年間「本領」安堵地頭職の設置が行われているが、こうした鎮西の地頭制度については、瀬野精一郎「鎌倉幕府の成立と鎮西の動向」(同著『鎮西御家人の研究』、吉川弘文館、一九七五年)、大山喬平「鎮西地頭の成敗権」(『史林』六一巻一号、一九七八年)、工藤敬一「鎮西における鎌倉幕府地頭制の成立」(御家人制研究会編『御家人制の研究』、吉川弘文館、一九八一年)などを参照。

(41) 本章第四節「武士勢力と荘郷地頭職」七六・七七頁を参照。

(42) 「本領」安堵を行う主体が頼朝だけではなく、例えば西国や鎮西において、義経や千葉常胤など、敵方所領没収を指揮・監督すべき現地の軍事指揮官がこれを行っている事実は、「本領」安堵が敵方所領没収と表裏の関係にあったことを裏づけて

いよう。

(43) よく知られているように、「沙汰未練書」(『統群書類従』第二五輯上)は「御家人トハ、往昔以来、為開発領主、賜武家御下文人事也」「開発領主トハ根本私領也、又本領トモ云」と記し、御家人を「本領」安堵下文の獲得と結びつけて説明している。

(44) 「本領」安堵がなぜ御家人の指標たりうるのかという点について、従来は結局「本領」安堵が鎌倉殿の御恩の一形態であったという説明しかできておらず、新恩給与など他の御恩との本質的区別がなされてこなかった。しかし「本領」安堵の内容を本稿の如くとらえれば、これはまさに主従関係の設定そのものを指すことになるのである。

(45) 上横手雅敬「平将門の乱」(同著『日本中世政治史研究』、塙書房、一九七〇年)。

(46) 福田豊彦「王朝軍事機構と内乱」(『岩波講座日本歴史』古代四、岩波書店、一九七六年)、同『平将門の乱』(岩波書店、一九八一年)。

(47) 地方社会における武士身分の成立については、石井進「院政時代」(『講座日本史』第二卷、東京大学出版会、一九七〇年)、荘郷地頭制の展開に職の体系が不可欠な前提であったことについては、「新しい中世国家像を探る」(『歴史評論』四三七号、一九八六年)における入間田宣夫氏の発言を参照。

(三) 莊郷地頭制の成立と展開

1 敵方所領没収と没官刑システム

鎌倉幕府莊郷地頭制の基礎が敵方所領没収という戦争行為にあり、これが戦争状態であれば幕府のものであるうがなかりうが必然的に展開する性質のものであったことは、前節で述べた通りであるが、莊郷地頭制の大きな特徴は、没官領地頭職と呼ばれることに端的に示されている如く、その戦争行為が律令国家以来の国家的刑罰である没官刑と統合された点にある。すなわち、鎌倉殿のもとで行われる敵方所領没収は、それがそのまま謀叛人に対する没官刑の執行という国家的意義を合わせもつようになるのである。このような幕府の敵方所領没収と王朝国家の没官刑システムとの統合の契機は、幕府成立過程固有の歴史的条件のなかにあつたと考えられる。そこでまず、院政期における没官刑の在り方について検討しておきたい。

没官刑は、賊盜律謀反条に「凡謀反及大逆者、皆斬、父子、若家人資財田宅、並没官」と規定されており〔注1〕、「資財田宅」の没官刑（国庫への没収刑）は、本来「謀反」（＝「謂、謀危国家」）および「大逆」（＝「謂、謀毀山陵及宮闕」）という特定の犯罪において、斬刑に加えて執行される付加刑であつた〔注2〕。しかし、すでに奈良時代から右の律規定はやや広げて解釈され、重大な国家反逆罪一般を謀反（謀叛）・大逆と見なし、それに財産没官刑が適用されていく〔注3〕。そして莊園公領制の成立にともない、このような財産没官刑それ自体が国家的な制裁として重視されるに至り、莊園・所領の没収を内容とする刑罰として大きな位置を占めることになる。それが顕著に現れてくるのは、空前の規模の没官を断行した保元の乱以後である。後白河院政期には、院による対寺院政策としてたびたび寺領没官策が講ぜられているが、その没官刑の執行は、仏事Ⅱ宗教活動の一種の国営化を遂行しようとする方向さえもつものであつた〔注4〕。そこでは謀叛・違勅の罪科と主張し寺領没官を宣言することは、王朝国家にとって権門寺院勢力を

最も有効に威嚇する方策だったのである。

ところで、このような没官刑は単に謀叛人財産の没収ということにとどまらず、国家的反乱の最中においては、王朝国家側にとって有効な軍事的手段として機能した点に注意しておきたい。例えば、保元の乱直後の保元元年（一一五六）七月一七日に、諸国司に対して、

（藤原忠実）

宇治入道猶令催庄々軍兵由、有其闕者、件庄園并左大臣所領、慥令没官、可令停止彼奸濫朝家乱逆、已当此時、国司若致懈緩者、可有罪科者、依綸旨、執啓如件、

（藤原賴長）

という綸旨が下されている〔注5〕。この没官刑の場合、藤原忠実による家領莊園からの軍兵催促が問題となっており、忠実・賴長の莊園・所領を没官することによって、これを阻止しようとする軍事的意図が見出せるのである。また、同じく保元の乱に際して、合戦の三日前である七月八日には、

（高隆）（源）

今日藏人左衛門尉俊成并義朝随兵等、押入東三条檢知没官了、東藏町同前即被仰預義朝了、其間、平等院供僧勝尊修秘法在彼殿中、舛鬪、直擲召、被尋問子細、於本尊并文書等者、皆悉被召了、

という没官があった〔注6〕。摂関家の本宅とも言うべき東三条邸を、源義朝の随兵等を派遣して没官させ、朝家を呪詛していたと伝えられる平等院供僧勝尊を捕縛し、本尊・文書等を押収して、義朝に東三条邸と付属の東藏町を預けたというのである。この東三条邸の没官は、まさに軍事的占拠と呼ぶにふさわしく、合戦直前の軍事的緊張の高まりのなかで強行された後白河方の先制攻撃であった。

このように没官刑は、謀叛人本拠地の軍事的占領としても機能していたのであり、これは頼朝のもとで進められた敵方所領没収と全く同質の戦争行為であった。

但し、没官刑は律に基づく国家的刑罰であるから、その執行の主体はあくまで国家、究極的には天皇であった。この形式は、治天の君である院でさえも基本的に打ち破ることはできないし〔注7〕、軍事貴族の場合はなおさらである。例えば、承安三年（一一七三）興福寺と多武峯との抗争に端を発して広がった南都諸大寺の騒動の際、後白河院はまず七

月に興福寺大衆に対し、「尚不召進張本、不令進僧綱者、可没官所領」という院宣を示して抗争鎮圧をはかるが〔注8〕、それでも騒動はおさまらず、しかも予定されていた院の熊野詣の進発が危ぶまれるに及んで、十一月十一日院はこれを「謀叛」と断じ、南都十五大寺・末寺領の没官を命じる宣旨を下すに至るのである〔注9〕。この没官刑の執行は、明らかに後白河院の強い意志によるものであった。しかしそれにもかかわらず、没官は宣旨という形式によって命じられているのである。また、治承四年（一一八〇）六月十九日には、九条兼実のもとに福原から「（藤原）邦綱卿告送云、昨日左大臣以下、参近辺之公卿等、参会院御所、被尋問園城寺僧徒、可被行罪科之趣、各任定申旨被宣下云々、僧綱廿七人、解却見任、没官所領云々、（小槻）隆職示送云、雖有此沙汰、未被下宣旨云々」と報告されている〔注10〕。この記事も、園城寺僧徒の所領没官が高倉院の院御所議定で決定されたにもかかわらず、その執行は宣旨によって公布されねばならなかったことを示している。没官刑の執行は、こうして形式的にはあくまで天皇が行う体裁をとるのである。そして、その具体的な実施形態は、先に触れた保元の乱の際の藤原忠実・頼長所領の没官に見られたように、京都近辺でない限り、関係各国の国司・国衙機構を通じて行われるのが普通であった〔注11〕。このような国家的手続きを経ない限り、敵方所領没収という戦争行為は没官刑としての意味をもちえないのである。

そしてまた、こうした形態で没官刑の執行が行われていく以上、その没官領の給与も同様の手続きで実行されることとなる。戦闘の場が主として京都であった保元・平治の乱ではもちろんであるが、地方における反乱の場合でも、すでに従来から指摘されているように、追討使たる軍事貴族は現地で配下に直接没官領を給与することはできず、彼らの勲功賞推挙に基づいて、太政官―国衙系列でその給与が行われていくのである〔注12〕。確かに、平治の乱後、平氏一族やその家人は多くの没官領を獲得したはずである〔注13〕。しかしそれは没官領である限り、反乱鎮圧に対する国家からの恩賞なのであって、決して棟梁たる清盛からの恩賞ではなかったのである。

没官刑の在り方が以上のような国家的刑罰としての体裁がとられる限り、戦争行為とし

ての敵方所領没収は没官刑システムと統合されない。反乱鎮圧の過程で軍事貴族がたとえ敵方所領没収を押し進めたとしても、それはあくまで戦争行為にとどまり、国衙から認定されない限りただちに没官刑としての意味はもちえないのである。そしてまた、当然のことながら、軍事貴族が天皇にかわる没官刑の執行主体ではありえなかった以上、敵方没収地Ⅱ没官領の給与も彼らが独自に行うことは不可能であった。没官領は没官刑を執行した国家に帰属するのであり、その分配も国家が主体となって行われるわけである。平氏を含む院政期の軍事貴族が、荘郷地頭制を築きえなかつた原因は、このような没官刑の在り方に規制されていたからであった。ここに、既存の国家体制内で成長した当該期の軍事貴族の限界がある。

一方、鎌倉幕府の場合は、形式的にも鎌倉殿自身が没官刑の執行者として登場し、その具体的実施は鎌倉武士勢力を通じて行われ、また没官領給与も鎌倉殿の名において独自に分配されていく。つまり、敵方所領没収の在り方がそのまま没官刑システムとして統合されているのである。では、なぜ幕府のもとで旧来の没官刑システムは否定され、鎌倉殿を頂点とする新たな没官刑システムが創出されたのであろうか。

ここでまず何よりも重要なことは、頼朝を中心とする東国の軍事集団が既存の王朝国家の体制内からではなく、まさに自らが王朝国家に対する反乱軍として出発した点である。頼朝が挙兵した治承四年（一一八〇）八月から、その存在が王朝国家によって公認される寿永二年（一一八三）十月宣旨までは、いわゆる東国独立国家段階であり〔注14〕、頼朝は謀叛人として王朝国家に敵対する関係にあった。この段階から、すでに頼朝のもとで広範に敵方所領没収が押し進められていたことは、もはや繰り返すまでもないが、実はこの事実こそが重要なのである。というのは、この場合、王朝国家からは頼朝自身が謀叛人として位置づけられているのであるから、頼朝のもとで進められる敵方所領没収に、国家的刑罰としての従来の没官刑システムは適用されない。それ故に、頼朝は独自に敵方没収地を御家人に給与することができたからである。頼朝自身が謀叛人として出発したからこそ、従来の没官刑システムに全く影響されず、自らの名で敵方没収地の新恩給与を進め

ることができたのであった。

しかし、では次に問題となるのは、なぜ頼朝の存在が王朝国家によって公認された時点で、このような反乱段階における敵方所領没収と没収地給与の在り方が否定されなかったのか、という点である。この問題に関しては、頼朝が公認された寿永二年（一一八三）十月という時期に注意する必要がある。すでに第一章でも少し触れたように、この時点では、都落ちをしたとはいえ依然として平氏は西国に強大な勢力を保っており、また京都は木曾義仲と源行家の軍事制圧下にあつて、頼朝の軍事的優位性はまだ確定していなかったからである。こうした流動的な情勢下において頼朝に期待をかけた朝廷は、まずその軍事活動の進展を待たねばならず、これを規制することにもなる従来の没官刑システムの適用は行いがたかつたのではないだろうか。事実、寿永二年七月の平氏西走直後に行われた平氏一門領の没官を最後として、頼朝公認以後は、王朝国家による没官刑の執行は見出せなくなるのである。それどころかむしろ逆に、木曾義仲滅亡後の寿永三年三月に、後白河院は平家没官領を恩賞として頼朝に一括給付した際、東国において頼朝が挙兵以来独自に進めてきた敵方没収地の新恩給与を追認する意向を示している〔注15〕。こうして、内乱期の流動的な軍事情勢下において、王朝国家が反乱段階における幕府の軍事体制をそのまま追認した結果、平氏追討とともに幕府の敵方所領没収も西国にまで拡大されることとなり、鎌倉殿を頂点とした新しい没官刑システムが事実上形成されていったのである〔注16〕。

では、このような新しい没官刑システム、つまり荘郷地頭制は一体どのような経過を経て西国にまで拡大し、王朝国家から最終的に確認されたのであろうか。次項では、こうした荘郷地頭制展開の政治過程を追究していきたい。

2 戦後処理軍政と地頭制の展開

寿永三年（一一八四）一月の入京以後、幕府軍が西国に勢力を保つ平氏軍に対抗するために、「堪器量輩」のみならず一般民衆に対しても兵士役を賦課し、畿内近国に総力的な

軍事動員体制を敷いたことはすでに第一章で考察した通りであるが、寿永三年二月に、このような動員体制を「平家追討事」として後白河院に申請した前述の頼朝奏請には、同時に「朝務等事」として次のような通告が行われていることに注目したい〔注17〕。

一 朝務等事

右、守先規、殊可被施徳政候、但諸国受領等尤可有計御沙汰候歟、東国北国両道国々、追討謀叛之間、如無土民、自今春、浪人等帰住旧里、可令安堵候、然者、来秋之比、被任国司、被行吏務可宜候、

すなわち、ここでは徳政ならびに諸国受領の設置に関する要請に続けて、「東国北国両道国々、追討謀叛之間、如無土民、自今春、浪人等帰住旧里、可令安堵候」と述べ、謀叛の追討によって荒廃した東国と北陸の国々において、「来秋之比」に国司が補任される以前に、「今春」より自らの責任で浪人等を旧里に帰住・安堵させることを通告しているのである。これは従来からも指摘されているように、まさに東国・北陸諸国における一国勸農権の行使を宣言したものと見えようが〔注18〕、ここで注意しておきたいのは、かかる勸農権の行使が主張されるその内容の問題である。というのも、頼朝奏請の第二条目において、第一章で述べたような畿内近国における民衆をも含む軍事動員体制の申請が行われる一方で（本稿二七頁参照）、第一条目でこうした東国・北陸における浪人等の旧里への帰住・安堵が主張されており、両条の関連性に注目するならば、これは戦線が西国に移ったこの段階で、東国・北陸諸国においては一般民衆レヴェルでの軍事動員体制を解除しようとするものと理解されるからである。おそらくは治承四年（一一八〇）以来打ち続く飢饉のなかで、水手・人夫としての戦場への徴発や、あるいはそれにとまなう逃散などによって、さらに荒廃に拍車がかかった村落を復旧させる目的で、内乱期における「勸農」がこの時点でまず東国・北陸から問題になったものと思われる。のち平氏滅亡後の文治二年（一一八六）三月に、頼朝は相模国以下の頼朝知行国九カ国について文治元年以前の未済物を免除する方針を立て、それを諸国一般に適用するよう後白河院に提言しているが、その際に

諸国濟物事、治承四年乱以後、至于文治元年、世間不落居、先朝敵追討沙汰之外、暫不及他事候之間、諸国之土民各結官兵之陣、空忘農業之勤、

と述べていることは〔注19〕、内乱期における「勸農」の問題が、実は軍事動員の問題と密接に関係していたことを示しているのである。

さて、右のような寿永三年（一一八四）二月の奏請に基づいて、実際に北陸道では同年四月から「鎌倉殿勸農使」として比企朝宗が登場する。朝宗の活動範囲としては現在確認されるだけでも若狭・越前・加賀・越中の四方国に及び、「勸農使」として各国国衙を指揮下に置いていたことも、加賀国で在庁と連署の形式をとつて白山宮加賀馬場への社領奉免を行つていふことから明らかである〔注20〕。その彼の活動のなかでいま最も注目されるのは、越前国河和田荘における

（木曾義仲）

自去四月之比、追伊予守濫妨之跡、号鎌倉殿勸農使字藤内之下知、称地頭字上座乱入御庄内、背度々院宣、横張行庄務、致自由之濫妨、

という活動である〔注21〕。ここでは、字上座なる人物が「鎌倉殿勸農使」である比企藤内朝宗の命を受け、木曾義仲与党跡として河和田荘に乱入したことが問題となつており、この事実から、「鎌倉殿勸農使」が北陸における謀叛人跡の没官措置（＝敵方所領没収）の指揮にあつていたことが知られるのである〔注22〕。つまり「鎌倉殿勸農使」とは、国衙機構を掌握し浪人等を帰住・安堵させて「勸農」を実施するだけでなく、他方ではこのような荘郷地頭職補任の前提となる敵方所領の軍事的占領行為をともなつて活動したのであつて、挙兵以来東国において独自に進められてきた敵方所領没収と没収地給与は、ここに東国のみならず北陸道をもその対象として展開することとなつたわけである。かかる「鎌倉殿勸農使」の活動を総合的に評価すれば、これは先に述べたような単なる軍事動員体制の解除というよりは、むしろ新たな戦後処理軍政の展開と位置づける方が正しいと言えよう。東国における「勸農」の具体的実施策は明確ではないが、北陸の「鎌倉殿勸農使」の活動は少なくとも文治二年（一一八六）九月までは継続されており〔注23〕、大山河平氏が明らかにしたような、新田の地頭得分化をはじめとする東国・北陸に独特な幕府

の開発政策やその支配権も〔注24〕、以上のような長期にわたる同地域での戦後処理軍政に起源をもつものと理解することができよう〔注25〕。

ところで、元暦二年（一一八五）三月に平氏が壇ノ浦において滅亡すると、同年六月には各国において軍事動員を担当した惣追捕使が停止され〔注26〕、この時点で畿内・西国においても軍事動員体制が解除されることになるわけであるが、僅か四カ月後の文治元年（一一八五）十月には畿内で源義経・行家による「謀叛」が勃発し、再び軍事的緊張が高まることとなる。そして義経・行家追討を目的とした軍事動員体制の再構築と、彼らに頼朝追討宣旨を与えた後白河院に対する責任追及が、この段階における幕府の主要な政治課題となり〔注27〕、在庁・下司・惣押領使進退権や段別五升の兵糧米徴収権、さらにそれを国別に執行する国地頭（惣追捕使）の設置などが、同年十一月の文治勅許によって認められることとなるのである。

ただ、ここでもう一つ付け加えて本稿が注目しておきたいのは、謀叛人跡の没官措置と荘郷地頭職の補任が畿内・西国において一斉に展開したのも、実はこの時期であったという事実である。畿内・西国における謀叛人跡の没官措置は、平氏追討戦争やその余党の反乱鎮圧の過程で一定度進められており、京中では元暦元年（一一八四）七月に中原親能が平家領の没収を行っていたことが知られるし〔注28〕、伊勢・伊賀両国においては元暦元年七月の平氏余党の反乱鎮圧を契機に、その謀叛人跡注文が加藤光員等によつて作成され〔注29〕、すでに元暦二年（一一八五）六月に伊勢国では実際に地頭職の補任が行われている〔注30〕。しかし、それが「凡不限伊勢国、謀叛人居住国々、凶徒之所帶跡二八、所令補地頭候也」として〔注31〕、畿内・西国全般に拡大されていたのは、この文治元年（一一八五）末から翌二年にかけてのことであった。有名な文治元年十二月六日付の九条兼実宛の頼朝書状には、

但於今者、諸国莊園平均可尋沙汰地頭職候也、其故者、是全非思身之利潤候、土民或含臯惡之意、値遇謀反之輩候、或就脇々之武士、寄事於左右、動現奇怪候、不致其用意候者、向後定無四度計候歟、然者雖伊予国候、不論莊公、可成敗地頭之輩候也、

とあり〔注32〕、この文治元年十二月の段階で、頼朝は謀叛人跡における荘郷地頭職の補任を諸国一斉に行うことを宣言しているのである〔注33〕。そして、文治勅許によって設置された国地頭が、こうした謀叛人跡の没官措置を一国規模において推進する中心としても機能したことは、例えば文治二年二月に伊勢国大橋御園における没官措置が停止されることになった際、京都守護北条時政の下文や、自己の家人が没官の主体であった宇佐美祐茂の下文と並んで、時の伊勢国国地頭山内経俊の与判が与えられていることから明らかであろう〔注34〕。

しかし、義経・行家の没落が明確化し、さらには国地頭を中心とする「武士濫行」が社会問題化するに及んで、国地頭制も僅か三月余りで停廃の方向へ向かうこととなる。北条時政が七カ国国地頭職を辞退した有名な文治二年（一一八六）三月一日付の時政申文には、「仍於時政給七ヶ国地頭職者、各為令遂勸農候可令辞止之由、所令存候也」とあり〔注35〕、「勸農」を実施させるために国地頭を辞退すること、すなわち義経・行家との戦争を想定した軍事動員体制の解除がここで申請されているのである。そしてさらにこの申文で注意されることは、ここに見える「各為令遂勸農候」という文言が、東国や北陸におけるような幕府による勸農権の掌握を意味するものではなく、大山喬平氏が指摘するように国衙・荘園領主による勸農の復活を意味するものであったという点であろう〔注36〕。つまり、国衙や荘園領主勢力の強い抵抗によって国地頭制が停廃されたこの段階の畿内・西国において、結局幕府は東国や北陸のような一国勸農権を軸とした戦後処理軍政を構築することはできなかったのである〔注37〕。

但しこうして国地頭が停廃され、国衙・荘園領主による勸農が復活する一方で、謀叛人跡に対する没官措置と荘郷地頭職の補任に関しては、以後も諸国一般に押し進められていく。ただ、東国における敵方没収地の新恩給与が後白河院から追認を受けているとはいっても、西国におけるこうした謀叛人跡地頭職の設置に関しては、文治勅許後においても朝廷からの明確な合意は得ていない〔注38〕。結局、それが確認されることになるのは、文治二年（一一八六）十月八日付太政官符によってであった〔注39〕。この太政官符は頼朝

の要請に基づいて諸国に発給されたもので、「現在謀反人跡之外者、可令停止地頭綺」と地頭の非法は厳禁しながらも、諸国一般に謀叛人跡における地頭の存在をはじめて明確に公認しているのである〔注40〕。

しかし、この官符によって荘郷地頭制が成立したと理解することは、大きな誤りであろう。なぜなら、内乱期の流動的な軍事情勢下において、反乱段階における幕府の軍事体制をそのまま王朝国家側が追認せざるをえなかったその時点ですでに、荘郷地頭制の成立は必然化されていたからである。本章での検討を踏まえれば、この太政官符は、すでに存在し、さらに展開しようとする鎌倉幕府荘郷地頭制を、王朝国家が最終的に「確認」したも_のとして位置づけられるべきであろう。

そして、以後、荘郷地頭制は、平時において国内御家人を統率することとなった惣追捕使（のちの守護）と並び、鎌倉幕府の最も基本的な権力組織としてその定着がはかられていくのである。

【第二章第三節 注】

(1) 「賊盜律」謀反条（『日本思想大系 律令』八七頁、岩波書店）

(2) 「謀反」「大逆」の内容規定については、「名例律」八虐条（『日本思想大系 律令』一六頁、岩波書店）を参照。

(3) 義江彰夫「院政期の没官と過料」（土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史 論集』下巻、吉川弘文館、一九八四年）。

(4) 田中文英「後白河院政期の政治権力と権門寺院」（『日本史研究』二五〇、一九八三年）。

(5) 『兵範記』保元元年七月十七日条。

(6) 『兵範記』保元元年七月八日条。

(7) 唯一の例外として、寿永二年（一一八三）七月末から八月初めにかけて後白河院によって執行された平家没官領の場合があるが、すでに拙稿「鎌倉幕府荘郷地頭職

の展開に関する一考察」(『日本史研究』二七二号、一九八五年)において明らかにしたように、これは安徳西走から後鳥羽踐祚の間の天皇不在という特殊事情によるものであった。

(8) 『玉葉』承安三年七月二一日条。

(9) 『玉葉』承安三年十一月十二日条。なおこの事件の詳細については、田中文英前掲注(4)論文を参照されたい。

(10) 『玉葉』治承四年六月十九日条。

(11) 国衙による没官刑の具体的実施を示すものとしては、平治の乱後の下総国相馬御厨における「然而猶義朝謀叛之故、自国衙被没収候畢」(永暦二年四月一日「千葉常胤申状案」、櫟木文書、『平安遺文』七―三一四八)という事例がある。

(12) 下向井龍彦「王朝国家国衙軍制の構造と展開」(『史学研究』一五一号、一九八一年)、元木康雄「摂津源氏一門」(『史林』六七卷六号、一九八四年)。

(13) 例えば、元暦二年一月十九日「僧文覚起請文」(神護寺文書、『平安遺文』九―四八九二)には、「彼吉富庄内宇都郷者、故左馬頭源朝臣義朝之私領也、而平治元年之比、彼義朝朝臣謀叛之後、依為没官之处、成平家之所領畢」とある。

(14) 上横手雅敬「鎌倉幕府と公家政権」(『岩波講座日本歴史』中世一、岩波書店、一九七五年、のち同著『鎌倉時代政治史研究』に収録、吉川弘文館、一九九一年)を参照。

(15) 「平家没官領注文」に添えて頼朝に送付された寿永三年三月七日付「前大蔵卿高階泰経奉書」(北原保雄・小川栄一編『延慶本平家物語 本文編下』三一―一頁)には、「一、東国領事」として「縦雖非平家知行之地、東国御領山内庄以下便宜之御領、随被申請、可有御下文、於御年貢者、可令進濟給」とある。ここに見える山内庄とは、従来から指摘されているように後白河院と関係の深い長講堂領相模国山内庄と考えられ、山内庄下司職は拳兵直後の治承四年十月に山内経俊から没収されている。経俊はのち罪を許されているが、おそらく本領は返付されていなかったもの

と思われる（上横手雅敬「荘郷地頭制の成立」参照、同著『日本中世政治史研究』、塙書房、一九七〇年）。とすればこの項目は、東国においては鎌倉方の知行を平家没官領に限定せず、山内荘以下において行われた敵方没収地の新恩給与に關しても、「便宜之御領」である限り、頼朝の申請に随ってこれを追認しようとする院の意向を示したことになる。そして範囲が東国である以上、結局こうした新恩給与の追認は院領荘園にとどまらず、各荘園領主によっても同様の措置がとられたことは間違いないであろう。

(16) 頼朝は西国において進展させている敵方所領没収を「没官」（『鎌倉遺文』一一・二三五・二五六）と呼び、その敵方没収地を「没官之所」（『鎌倉遺文』一一・二六）と表現している。また、実際に敵方所領没収を行っている鎌倉武士勢力もこれを「没官」（『鎌倉遺文』一一・一三三、二一八〇四）と呼んでおり、それに抗議した東大寺も「何可被没官其地哉」（『鎌倉遺文』一一・一三三）と訴えている。幕府が体制化され、その敵方所領没収の西国における展開にもなつて、これを没官刑ととらえる見方が広まり定着していったものと思われる。

(17) 『吾妻鏡』寿永三年二月二五日条。

(18) 田中稔「院政と治承・寿永の乱」（『岩波講座日本歴史』古代四、岩波書店、一九七六年、のち同著『鎌倉幕府御家人制度の研究』に収録、吉川弘文館、一九九一年）。

(19) 『吾妻鏡』文治二年三月十三日条。

(20) 浅香年木「義仲軍団崩壊後の北陸道」（同著『治承・寿永の内乱論序説』、法政大学出版局、一九八一年）を参照。

(21) 元暦元年五月日「後白河院庁下文案」（仁和寺文書、『平安遺文』一〇一五〇八八）。

(22) なお河和田荘は、木曾義仲与党たる檢非違使友実が下司を称した事実があり、そのため没官措置の対象になったものと考えられる（田中稔「鎌倉幕府創設期の地頭

制度について」、『国立歴史民俗博物館研究報告』第二集、一九八三年、のち同著『鎌倉幕府御家人制度の研究』に収録、吉川弘文館、一九九一年。

(23) 浅香年木前掲注(20)論文。

(24) 大山喬平「本領安堵地頭と修験の市庭」(高瀬重雄博士古稀記念会編『日本海地域の歴史と文化』、文献出版、一九七九年)。

(25) なお「鎌倉殿勸農使」の問題と関連して注目されるのは、石井進氏が明らかにした寿永二年(一一八三)七月に安芸国に登場する「勸農使」である(同「平氏・鎌倉兩政権下の安芸国衙」、『歴史学研究』二五七号、一九六一年)。これが設置された背景については明確ではないが、その時期が、平氏が総力をあげた北陸道追討の直後であり、しかも西走の時点にあたっていること、そして平氏権力の基盤たる安芸国に登場していることなどを考えるならば、これも単に飢饉対策だけでなく、北陸道で惨敗した平氏が西国における自己の基盤を再整備するために行った戦後処理軍政としてとらえることもできよう。

(26) 『百鍊抄』元暦二年六月十九日条。

(27) なお、後白河院に対する政治責任追及として、文治元年十二月に頼朝によって行われた「廟堂肅正」については、拙稿「後白河院と朝廷」(古代学協会編『後白河院』、吉川弘文館、一九九三年)を参照。

(28) 元暦元年七月二四日「一院御座作手等解案」(東寺百合文書、『平安遺文』八一四一八五)、元暦元年七月二六日「中原親能書状」(東寺百合文書、『平安遺文』八一四一八六)。

(29) 大山喬平「没官領・謀叛人所帯跡地頭の成立」(『史林』五八巻六号、一九七五年)を参照。

(30) 元暦二年六月十五日「源頼朝下文」(島津家文書、『平安遺文』八一四二五九・四二六〇)、『百鍊抄』元暦二年六月十二日条。

(31) 『吾妻鏡』文治二年六月二一日条。

(32) 『玉葉』文治元年十二月二十七日条。

(33) この頼朝書状は、従来の通説では「地頭之輩」Ⅱ在地領主一般の進退権を主張したものと解釈され、第一章で検討した在庁・下司・惣押領使進退権を意味するものとして、荘郷地頭職の補任とは区別されてきた。しかしこの書状の内容が、謀叛人跡における荘郷地頭職補任を主張した翌文治二年六月二一日付頼朝書状(前掲注) 31(史料)の内容と基本的に一致している点から、本稿では、これを謀叛人跡に対する荘郷地頭職の補任を宣言したものと理解する武末泰雄「鎌倉幕府荘郷地頭職補任権の成立」(竹内理三編『荘園制社会と身分構造』、校倉書房、一九八〇年)の結論に賛成である。

なお、寿永三年三月に頼朝が後白河院から恩賞として一括給与された平家没官領に、地頭職が設置されるようになるのは、この謀叛人跡地頭制確立以後のことである(武末論文参照)。

(34) 文治二年一月日「多米正富申状案」、元久元年十二月日「僧継尊申状案」(醍醐寺文書、『鎌倉遺文』一―四四・三一―五一三)。なお大橋御園における没官措置に関しては、本章第四節「武士勢力と荘郷地頭職」八三頁以下を参照。

(35) 『吾妻鏡』文治二年三月一日条。

(36) 大山喬平「文治国地頭の三つの権限について」(『日本史研究』一五八号、一九七五年)。

(37) ここで本稿と大山喬平氏との文治国地頭をめぐる理解の違いを明確化しておく、大山氏の場合は、この時政申状において国地頭辞退の理由が「各為令遂勸農候」とあることから、国地頭それ自体の権限も一國勸農権の行使にあつたとし、それが国地頭停廃によって放棄されると理解するのに対し(前掲注(36)論文)、本稿では内乱期の「勸農」を基本的に軍事動員体制の解除と考える以上、むしろ逆に国地頭の役割は義経・行家との戦争を想定した一國規模での軍事動員を担う存在であつたと理解している。なお、この問題と関連させて大山氏が注目した『玉葉』文

治元年十一月二八日条の「不論庄公、可宛催兵糧瓊刳、非菅兵糧之催、惣以可知行田地、凡非言語之所及」という文言は、本稿ではこの時期に一斉に展開がはかられた畿内・西国における没官措置と新恩給与の拡大を危惧したものととして解釈したい。

また、時政が辞退した七カ国地頭職を七カ国内の荘郷地頭職の総称と理解する三田武繁「文治の守護・地頭問題の基礎的考察」（『史学雑誌』一〇〇編一号、一九九一年）には、この時期の没官措置・荘郷地頭制をめぐる状況から考えて賛成できない。

(38) 例えば、後白河院は文治二年七月に至っても、西国における鎌倉方武士の知行を「平家没官領注文」を基準に考える姿勢を示しており（文治二年七月七日「後白河法皇院宣案」、高野山文書、『鎌倉遺文』一一二五）、謀叛人跡における荘郷地頭職の展開を認める明確な合意は、文治勅許後の段階においても必ずしもできていなかったと思われる。

(39) 『吾妻鏡』文治二年十一月二四日条。

(40) この太政官符については、拙稿「荘郷地頭職の展開をめぐる鎌倉幕府と公家政権」（『神戸大学史学年報』創刊号、一九八六年）を参照。

(四) 武士勢力と荘郷地頭職

1 幕府による謀叛人跡把握の形態

以上、荘郷地頭制が鎌倉幕府のもとで必然的に形成された歴史的諸条件の分析と、王朝国家による最終的な「確認」に至る政治過程を考察してきたわけであるが、最後に本節では、そのような荘郷地頭制の展開に、鎌倉に政治的に結集した在地領主層、すなわち鎌倉武士勢力〔注1〕が一体どのように関与していたのかという問題をとりあげてみたい。公権委譲論に基づいた従来の補任権中心の発想からは、個々の地頭職の成立は鎌倉殿による補任権行使として把握され、彼らは単に補任の客体の位置しか与えられてこなかった。しかし、本当に彼らは没官領を恩賞として拝領し、地頭職に補任されるだけの存在でしかなかったのだろうか。荘郷地頭制の確立にもっと積極的な役割を果たしていたのではないだろうか。本項では、この疑問に答えていくために、まずは鎌倉幕府による謀叛人跡〔敵方所領〕把握の形態について検討していきたい。

鎌倉幕府による謀叛人跡編成の在り方として、すぐに頭に浮かぶのは、次の二つの場合であろう。一つは、幕府が謀叛人と認定した個人名を具体的にあげて、その所領の注進を鎌倉武士勢力に命ずる場合であり、いま一つは、個人名をあげないで、性格を同じくする不特定多数の謀叛人跡注進を一括して命ずる場合である。

前者は例えば、元暦二年（一一八五）五月に鎮西における平貞能・盛国等の所領調査を源範頼に命じている事例や〔注2〕、文治元年（一一八五）十二月に「廟堂肅清」として京都守護北条時政に高階泰経・平親宗等の所領注進を命じた事例などがこれに当たる〔注3〕。このように個人名が指示されている場合は、各国の国衙機構のいわゆる「文書調達の役」を利用することによって〔注4〕、最も容易に謀叛人跡調査が進んだはずである。但し、幕府が鎌倉で把握できる謀叛人名は敵方の張本に限られていたと考えられるから、こうした編成形態にはおのずから限界がある。

一方後者は、元暦元年（一一八四）七月に中原親能が京中で行っていた平家領調査や（注5）、同月に伊勢・伊賀両国で起きた平氏余党の反乱後、伊勢国在住の御家人加藤光員が同国内で行ったその謀叛人跡の調査（光員注文）などがある（注6）。このような調査の場合は、先の特定個人の所領調査ほど簡単には進行しない。加藤光員が元暦元年の乱に参加した敵方武士全体を把握していたことなどはありえないし、中原親能の調査にしても平氏関係者の数は彼の知る範囲をはるかに超えていたはずである。かかる場合、国衙などを通じて事務的にチェックできるものは限定されており、それ以外は彼ら自身で一体誰が謀叛人に当たるとかという根本的な点から、独自に調査を進めねばならなかったのである。親能が「為平家領之由有、其聞」として一院御座作手等の藺田を点定してしまった事件は（注7）、不特定の平氏関係所領を洗い出すために聞込調査が進められていたことを示している。

ところで、この親能の事件は、作人等の妻子を捕縛しつつ藺田四段小を点定したものであったから、彼の調査は単に平家領の所在地を鎌倉に注進するだけでなく、現地における具体的な没収行為をともなっていたことがわかる。また鎮西での範頼による謀叛人跡調査においても、頼朝はその所領に「沙汰人」を差し置くことを命じており（注8）、ここでも没収作業が調査と同時進行していたことは明らかである。つまり、謀叛人跡注進は、その所領の没官措置（＝没官刑の実質的執行）と一体の活動であったと考えることができるのである。

とすると逆に、右にあげてきた事例のように幕府から謀叛人跡注進の命を受けない限り、鎌倉武士勢力による敵方所領の没官措置は行われなかったであろうか。そうとは考えられない事例が存在する。例えば、河内国長野荘と天野谷は、寿永二年（一一八三）五月に越中国砥波山で平氏方として討死した源貞弘の所領であったが、この両荘を同地域で貞弘と競合関係にあった河内石川源氏の嫡流義兼が「没官所」と称して没収し、のち地頭職に補任されている事実がある（注9）。この事例などは、幕府から命を受けて行った没官措置というよりは、状況から考えて、近隣の武士勢力が独自の判断で実行した没官と

とらえる方が自然であろう。とすれば、このような場合には、自らの没官措置に基づく自発的な謀叛人跡注進が行われていたに違いない。これが幕府による謀叛人跡編成の第三のタイプである。

本稿は、幕府の特別な命令に基づかないこの第三のタイプも、内乱期における現実的な謀叛人跡注進の在り方と理解しているが、これを主張するためには、本来謀叛人所領の没官措置が、鎌倉武士勢力独自の判断で発見次第即座に実行されるものであったことを確認しておく必要がある。そうでなければ、第三のタイプの謀叛人跡注進はありえないからである。

そこでまず注目したいのが、北条時定が東大寺領伊賀国黒田荘で行った成守所領の没官である。文治二年（一一八六）六月十六日、義経与党であった源有綱を大和国宇多郡に討った北条時定は〔注10〕、その有綱を隠し置いた罪で、黒田荘住人成守の領田十余町を「没官」した。しかし、東大寺側は「成守等者只為作人許也、寺家寺僧無罪科者、何可被没官其地哉」と主張して、京都守護一条能保を通じてこれに抵抗、なお時定が承引しなかつたため、同年七月中には寺家は後白河院庁にまで訴えている〔注11〕。右のような事実経過のなかで、いま興味深いのは次の二点である。第一に、六月十六日に有綱を討った時定が、僅か一カ月ほどの間に有綱に加担した成守の所領を没収してしまっていること、第二に、成守所領の没収を行った時定が、京都守護一条能保に対しても譲らない強硬な態度をとっていること、である。そしてこの二点は実は密接に関係していたと思われる。というのも、時定の強硬な態度は成守所領の没官措置が時定自身の判断によるものであったことを示しており、それだからこそ、これほどまでに事が迅速に進んだと理解されるからである。時定のこの行動は、謀叛人所領の没官措置が発見次第即座に実行されるものであったことを、端的に物語つていると言えよう。

また承久の乱後においても、例えば次のような事例がある。河内国甲斐荘は、同荘下司国範の京方参加を理由に河内国守護人によって没収され、地頭職が設置されるが〔注12〕、そもそもその没収は、守護人による同荘での兵糧米徴収の際に行われたものであつ

た〔注13〕。つまり、兵糧米徴収という偶然的契機によって謀叛人の存在が発見され、没官が即座に行われた事例なのである。この場合も、謀叛人所領の没官措置が武士勢力によってまさに発見次第実行に移されていたことをよく示している。

このように、大量の謀叛人の存在を前提とし、かつその謀叛人認定の基準が、平氏与党や義経・義仲与党、あるいは京方参加などというように、きわめて明確化している治承・寿永の内乱や承久内乱の時期には、謀叛人跡の没官措置は幕府の裁断を待つ必要がなく、鎌倉武士勢力独自の判断で発見次第即座に実行されていたと理解できよう〔注14〕。そしてかかる没官の在り方は必然的に、武士勢力の自らの没官措置に基づく自発的な第三のタイプの謀叛人跡注進を、広範に展開させていたのである。

では最後に、この没官措置の内容について検討を加えておこうと思う。もちろん没官措置の内容は、対象となる所帯のレヴェルやそれをとりまく政治的環境によつて異なるはずであるが、あえて一般的行為を求めようとするならば式目第四条に注目できる。式目第四条は、通常没収の対象とはならない「罪科跡」（＝盗賊跡）を、守護が独断で没収することを禁じたものであるが、その対象物を「犯科人田畠在家并妻子資財」と列挙しているのである〔注15〕。これは「罪科跡」固有の内容というよりは、没収行為一般の対象を示していると言つてよいであろう。とすれば、謀叛人跡の没官措置は、田畠点定と同時に、在家・妻子・資財等の強制没収をともなっていたことが判明するのである。

そしてまた、こうした活動とともにここでとりあげておかなばならないことに、謀叛人自身の処分の問題がある。謀叛人とは決して幕府軍との合戦の場において討死したり、捕縛されたりした者ばかりではない。実際は反対にその大部分が生存して本領に帰住する者であったと考えられるから、この処分についても没官措置の重要な内容になってくるのである。これについては、張本以外は捕縛後荘内からの追却処分が一般的で、死罪を科すことはほとんどなかったと言える〔注16〕。それ故に、謀叛人として所帯を没収された本人が訴訟を起こしたり〔注17〕、なかには地頭代宿所を襲撃するといった事件までが見られたのである〔注18〕。また、没官措置を行った武士勢力の判断で、謀叛人とされたその人

物がそのまま荘内に安堵される場合さえあったことも付け加えておきたい〔注19〕。いずれにせよ謀叛人跡とは、こうして没官措置によってつくり出されていくものであった。

以上、鎌倉武士勢力が行う没官措置の内容を紹介した。謀叛人跡編成などというところ、一般的には事務的行為を想定しやすい。しかし、武士勢力による謀叛人跡注進は、通常このような在地における没官措置をともなっていたのであり、これは事務的行為というよりは、軍事的行為と理解する方がはるかに実態に近い。発見次第、謀叛人やその妻子を捕縛し、所領・住宅・資財などを点定・没収してしまうというのは、武力を背景にしてはじめて迅速になしうることであろう。すでに敵方所領没収の性格として指摘したように、これはまさに謀叛人追捕と一体の軍事的占領行為なのである。

そして、幕府による謀叛人跡把握の形態は、こうした没官措置を独自の判断で実行する鎌倉武士勢力の注進を媒介とするものであった〔注20〕。では、このような幕府の謀叛人跡把握の形態は、鎌倉殿による荘郷地頭職補任の在り方に一体どのような影響を与えていたのであろうか。次項では、鎌倉追認地頭の具体例をとりあげ、荘郷地頭職補任の実態を分析することにした。

2 荘郷地頭職補任の実態

鎌倉幕府史上において、一度に最大量の謀叛人跡を幕府に提供したのは、言うまでもなく承久の乱であった。『吾妻鏡』によれば、承久の乱によって出来た謀叛人跡は「凡三千余箇所」にもものぼるとされ、乱直後の承久三年（一二二一）八月七日には、幕府はそれを「勇敢勲功之浅深」に基づいて面々に給与している〔注21〕。本項で検討する賀茂御祖社領安芸国都宇・竹原荘地頭職は、こうして謀叛人跡に設置された彫大な承久新恩地頭の一事例にすぎないが〔注22〕、鎌倉殿による荘郷地頭職補任の実態を分析するうえで、『吾妻鏡』の記事からは窺えない興味深い事実を伝えている。まずは次の史料から注目したい〔注23〕。

都宇・竹原并生口島公文下司等八、平家御時、付沼田五郎、於毛字関合戦畢、次去々(承久三年)年御合戦之時ハ、各企上洛、然則二箇度罪科不淺者也、其上都宇・竹原領家中、賀茂祢宜資総依合戦咎、被召下関東、即預千人畢、又生口島領家冷泉中納言殿(手)教成令向宇治云々、然間、依申此子細、為勲功給預彼所等畢、為後可被召尋件沙汰人等歟、且去々年御合戦之時、企上洛輩之交名等、

都宇・竹原公文等

文章生盛安但庄ヲ逃脱、

同子息是盛

源六守家(花押影)

生口島公文下司等

東権守盛経(花押影)

西権守貞兼(花押影)

六郎新大夫則弘(花押影)

張橋ニテ

(綱)

安芸国巡検使平三郎兵衛尉盛総、当国々府工下向時、以此折紙、此交名之輩ニ京方シタルカ否ノ事、被捉尋候処ニ、京方之由領状ヲ申ニヨリテ、其儀ナラハ可加判之由、被申ニヨリテ、件輩加署判云々、

これは、貞応二年(一二二二)に作成された都宇・竹原荘ならびに生口島荘の荘官罪科注進状なるものの写である。本来の注進状に貼付されていた張紙部分に注目すると、幕府が承久の乱の戦後処理のために派遣した安芸国巡検使の平盛綱が当国国府に下向した際、彼がここに名を連ねた荘官達に対し二年前の承久の乱で京方に参加したかどうかを尋問して、そうであれば加判をするように命じた注文であったことがわかる。

次にこの注進状の作成者であるが、本文に目を転ずると、「然間、依申此子細、為勲功給預彼所等畢」という文言があつて、この作成者は、都宇・竹原荘と生口島荘の荘官達の

京方罪科を幕府に訴え、その「勲功」によって同所を給わり預かった人物であったことが知られる。とすれば、乱後、都宇・竹原在地頭職には小早川茂平が補任されているから〔注24〕、注進状作成者は小早川茂平ということになる。そして、この茂平に「為後可被召尋件沙汰人等歟」と依頼されて、実際に荘官等に対して尋問を行ったのが巡検使平盛綱であつた。盛綱は、同年三月十二日に茂平宛に次のような書状を出している〔注25〕。

仰給候都宇・竹原、生口島庄官等、去々年兵乱之時、上洛、条々の折紙をもつて相尋之処、在京条、勿論申候也、付、彼等所行、没収之、無左右事にて候けり、委見参之時可申候、謹言、

（貞治二年）

三月十二日

（平盛綱）

左兵衛尉（花押影）

盛綱はこの書状で、荘官罪科注進状（Ⅱ「条々の折紙」）によって確かに尋問した旨返答しているが、いま問題としたいのは右の傍点部分である。石井進氏はこの部分の解釈に關して、「ここ安芸には北条泰時の被官中の最有力者左兵衛尉平盛綱が現われ、国府に向して京方武士の調査とその所領没収」を行ったと述べているのである〔注26〕。しかしながら、盛綱書状が先の關係で出されたものとする、石井氏の解釈はきわめて不自然に思われる。そこで、都宇・竹原荘や生口島荘で没官措置を行った主体の検討が必要になるのであるが、ここで参考になるのは、仁治元年（一二四〇）閏十月に裁決された都宇・竹原荘の相論の場における、領家（賀茂御祖社）使康憲と地頭（小早川茂平）代親康との論戦である。

まず領家使康憲は、「巡檢使下向時、加判之状者、雖不知子細、依地頭之命加判畢、後承候者、守家出合戦之由事、極無実也」という前公文守家の起請文を提出して、「守家有京方合戦之科者、追却其身之可被行罪科之処、無其儀、於令安堵庄内者、何可被没収神領哉」と訴えている。これに対し、地頭代親康は「守家依京方合戦之科、雖被没収所職、為案内者之間、成優如之儀、所令安堵也、如然罪科之輩、令安堵本所之条、不限党庄一所歟」と陳じ、この相論に勝っている〔注27〕。ここに登場している守家とは、前掲の荘官罪科注進状に見える源六守家のことであるが、注意すべき点は、領家使と地頭代との間

で地頭職設置の基礎となった守家跡の没官措置の当否について議論が交わされている点である。というのも、このような訴訟において、地頭職を設置した一方の当事者である幕府自身が積極的に介入せず、領家・地頭間の純粋な所務沙汰として争われている事実は、地頭が没官措置の当事者であつてはじめて理解できることだからである〔注28〕。没官措置の主体を地頭に補任された小早川茂平ととらえれば、盛綱書状の「付彼等所行、没収之、無左右事にて候けり」という文言も、茂平が行つた没官措置の正当性を盛綱が保証した文言として、ごく自然に解釈できるのである〔注29〕。

要するに、荘官罪科注進状に見られる「然間、依申此子細、為勲功給預彼所等畢」という小早川茂平の行動は、単に京方荘官の動向を幕府に報告しただけでなく、前項で検討した第三のタイプの謀叛人跡注進に当たるわけで、茂平の独自の判断で行つた没官措置をもなつていたのである〔注30〕。そして、都宇・竹原荘と生口島荘の地頭職に補任された茂平は、鎌倉殿が彼の没官措置を追認して設定したいわば鎌倉追認の地頭であつた。

ところで、この茂平の地頭職の場合、単に承久新恩地頭の一事例にとどまらぬ貴重な論点を提供してくれている。というのは、茂平による地頭職獲得の根拠が、「然間、依申此子細、為勲功給預彼所等畢」と茂平自身が語つたように、没官措置とその注進にあつたことを示しているからである。没官措置の軍事的性格についてはすでに述べたところであるが、ここではその行為がまさに鎌倉殿に対する軍事的奉公Ⅱ「勲功」として観念されているのである〔注31〕。前項で結論づけたように、内乱期、幕府は謀叛人跡を在地において実際に没官措置を行う鎌倉武士勢力を媒介に把握した。そして、謀叛人追捕と一体の没官措置がこのように地頭職補任に価する「勲功」であつた以上、かかる幕府による謀叛人跡把握の形態は、鎌倉追認という形で地頭職を展開させる必然性を有していたことになる〔注32〕。幕府成立期においても、河内国長野荘・天野谷地頭石川義兼〔注33〕、摂津国吹田荘地頭梶原景時〔注34〕、安芸国能美荘地頭城頼宗〔注35〕などが鎌倉追認地頭として確認されるが、このような鎌倉追認地頭は内乱期には一般的に存在したと思われる〔注36〕。

では、鎌倉殿のごうした追認行為の性格について考えるために、次の史料を掲げたい（注37）。

久不申承候、何事候乎、不審不少候、

抑愚息左近将監貞綱死去禁忌終候て、近日出仕候也、兼又、都宇・竹原事、御評定之時、依御尋候、子細皆以令申候了、如元可為御知行之由、被仰下了、悦入候也、又太郎兵衛殿にハ、常申承候、雖為遼遠之堺、奉憑候也、可有御同心候、恐々謹言、

仁治元年

閏十月十八日

（朱書）泰時内書「又総カ

左衛門尉盛綱（花押影）

（小字川茂平）
美作守殿

付紙

都宇・竹原之庄公文京方咎、有無哉之事、其時安芸国之巡檢。平左衛門尉

（北条泰時）

二、自武蔵前司殿有御尋時、

平左衛門尉令申子細之由、永遣状、
承安

この茂平宛平盛綱書状は、前述した仁治元年（一二四〇）の相論の際に出されたもので、幕府の評定の模様について伝えている。評定の場で盛綱が説明した都宇・竹原荘の「子細」とは、彼が茂平の要請を受けて行った没官措置の確認以外に考えられず、それは付紙の記載からも明らかである。とすると、幕府は地頭職設置後二十年近く経ったこの段階で、あらためて茂平の没官措置を審議していたことになる。しかも、評定の場で平盛綱に当否を質している。この事實は、地頭職補任の時点における幕府の謀叛人跡把握の実態をよく示している。幕府は補任の時点で、没官措置の当否のチェックを独自に行う事務能力をもち合わせていなかったのである。他荘の例であるが、「当御園異名冊橋為山辺馬助領之由、依注申、雖被補地頭、自神宮訴申之上、非彼領之由、領主法橋□尊所申也」（注38）とか、「件所々可為没收地之由、自守護所令注申候之間、不知食子細、宛給勲功輩候了」（注39）と述べて、荘園領主に地頭職停廢を約諾する幕府の弁明は、鎌倉殿による地頭職補任が、いかに鎌倉武士勢力の没官措置に依存したものであったかを語つて余りあ

るものであろう。すでに地頭職に補任されていた小早川茂平が、わざわざ荘官罪科注進状を作成し、巡検使の盛綱に「為後可被召尋件沙汰人等歟」と依頼したのは、鎌倉殿による地頭職補任が茂平の没官措置の正当性を保証する性格のものではなかったからに他ならない。この場合、鎌倉殿の補任行為はまさに追認にとどまるものであったのであり、それ故、かかる地頭職は自分自身の手によつて守らねばならなかつたのである。

そしてまた、こうした追認の在り方は、次項で検討するような、鎌倉武士勢力の地頭職獲得を目的とした没官措置まで展開させていたのである。

3 武士勢力による没官措置の展開

文治二年（一一八六）一月、伊勢国度会郡大橋御園司行恵（仮名多米正富）は、幕府に對し次のように訴えている〔注40〕。

多米正富申二箇条事

一 大橋御園事

右件御園者、神郡最中往古神領、供祭御贄有勤無怠、誠経若干多歳也、謂本領主神祇権少副大中臣朝臣宗幹之領也、而聳祭主佐国伝得、其女子香子、其養子僧行快伝領、誠行法殊勝、九十一逝去、為其弟子行恵承継、抑行恵雖為貞正入道末葉、生年一歳之時、外戚祖父藤原経国取放養育、十二歳之時参入於本師之許、十五歳上洛、於東大寺遂本寺大業畢、東寺入流多年、三時行法勤法、爰当御園所役、云神役云祭主門並役、毎日有勤哉、件御園最中坐蓮華寺云々、（中略）^(a)而去年十二月廿五日夜中、数多武者可乱入也、早可出之由、勲藤庄司家人則安依告来、俄退出之刻、七八段許退出之時、武者乱入倉々住房、納物皆悉追捕取畢、見此躰、御園百姓等逃出之間、惣依神宮之訴、聞食正富之愁歎、神宮御坐郷内停止武士之乱妨、可勤仕神役之旨、依北条之下知、所司住人等帰住之刻、^(b)今年正月十二日夜、作武士二手、乱入于大乃木・棚橋両郷、打破門戸之刻、村々大少諸人発向之間、物具捨退畢云々、誠帯可知行之御下文者、日中召向沙汰者、可経沙汰処、両度夜中依致追捕、所司住人皆

悉捨住宅、交山林云々、為公私空損也、

一 河田別所槻本御園事

右件御園、同以經年序、供祭上分敢無懈怠、而正富居住此御園二十六箇年、每朝奉為太神宮并熊野権現法衆、庄嚴仁王經各一部講読、旁行法持經、皆以為自他法界平等利益也、如此之行法不退見知故、滝口四郎御祈禱申前付^レ、河田別所鎌倉殿之御祈禱所之由賜札留、又因幡前司後見紀七郎同前之処、^(c)字紀藤四郎之三箇度住房并倉々令追捕、令追出寺僧等、迎居妻子等已寄住、爰帶北条御下文之状備、河田入道私領宇佐美三郎可知行云々、而子息と云文字入筆也、是可謂結構之文哉、自彼入道之手非伝得之所、自申乙之輩伝得之名田等也、敢非論望之所、^(c)然則付村々作人等、皆悉運取納稻之間、為太神宮下部之輩、蒙二宮庁宣、雖致沙汰不承引、令呵嘖之条、非神慮之恐、且垂御哀憐、令安堵者、仰神威之貴、弥奉祈天下安穩之由矣、以解、

文治二年正月 日

多米正富

この申状によると、次のような事件が、行恵の所領たる大橋御園・河田別所槻本御園双方で起こっている〔注41〕。すなわち、まず傍線部(a)であるが、文治元年(一一八五)十二月二五日夜中、多くの武士達が突然大橋御園に乱入した。行恵は難を逃れたものの、武士達は倉々や住房に押し入って納物をことごとく没収したため、この様子を見た百姓等が逃げ出してしまったという。行恵は早速に解状を提出し、京都守護北条時政による「為神宮御座郷内、停止武士乱妨、令勤神役之」という外題安堵を獲得している〔注42〕。そこで所司住人等が帰住すると、翌文治二年一月十二日夜、再び武士が乱入した。傍線部(b)に注目すると、武士達は今度は二手に分かれて御園内大乃木・棚橋両郷に乱入しているが、前回の場合とは全く逆に、御園「大少諸人」の積極的な抵抗を前にして、結局武士達の方が武器を捨てて退散している。

他方、同様の事態は多気郡の河田別所槻本御園においても進行していた(傍線部(c))。ここでは紀藤四郎と名のる武士が三箇度住房や倉々を追捕し、寺僧等を追い出し、村々の作人等を駆使して納稻をことごとく運び取っていたのである。

右の事態を訴えた行恵申状に対して、京都守護北条時政は「如状者不便也、早可停止他人狼藉之状如件」と再度外題を行うとともに〔注43〕、二月十一日には狼藉停止の下文を発給し〔注44〕、二月中に宇佐美祐茂下文〔注45〕、伊勢国国地頭山内経俊の与判も下されて〔注46〕、この事件は落着いている〔注47〕。

文治元年末から翌二年にかけて引き起こされた、行恵所領における武士乱入事件の概略は、以上の通りであるが、大橋御園では実はこれ以前にも、「然間令乱入大夫判官使主税大夫隆康、暗当御園鎮主得業行恵称平、家方人之刻」という鎌倉武士勢力の乱入があった〔注48〕。従ってまず最初に検討すべきは、この行恵と平氏との関係ということになるが、この問題についてはすでに棚橋光男氏の研究がある〔注49〕。棚橋氏によれば、行恵の実父は河田入道運智、俗名伊勢前司平貞正という伊勢平氏一族の武士だったのである〔注50〕。行恵所領がかかる武士乱入に見舞われた最大の原因は、この行恵の出自にある。

では次に、この文治元年末から翌二年にかけての乱入事件の主体であるが、この点に関しては棚橋氏は明確な解答を出していない。そこで本稿なりの検討が必要になるのであるが、ここで注目したいのは、前掲の行恵申状傍線部(c)の「爰帯北条御下文之状備、河田入道私領宇佐美三郎可知行云々、而子息と云文字入筆也、是可謂結構之文哉」という文言である。河田入道子息が行恵に当たることは先に述べた通りであるが、重要な点は、このよくな偽文書作成の前提となる「河田入道私領宇佐美三郎可知行」という北条下文の存在である。行恵は「子息」という文字を入れたことに対して「結構之文」と言っているのである。決して北条下文の存在自体を否定しているわけではない。とすれば、かかる下文が実際にあったことになるが、問題はその内容である。なぜなら、河田入道が伊勢平氏一族の武士であったという先の棚橋氏の指摘を想起すると、これは河田入道跡に対する地頭職補任を意味するとしか考えられないからである。この「北条御下文」の「北条」とは、当時京都守護として上洛していた北条時政と見て誤りはあるまい。ここに、京都守護北条時政が伊勢国において荘郷地頭職の補任を行っていたという興味深い事実を知るのである〔注51〕。そして同時に、この事実は乱入の主体を確定する絶好の材料でもある。北条時政

下文によって河田入道跡地頭職に補任されたのは、宇佐美三郎祐茂であった。この補任状を、河田別所槻本御園に住みついた紀藤四郎が所持していたのである。しかも、「河田入道^息私領宇佐美三郎可知行」と書き加えるだけで同所における彼の侵入が合法化されるというのは、彼が宇佐美祐茂の家人であつてはじめて許されることなのである。おそらく紀藤四郎は、河田入道跡に遣わされた地頭代と思われる。そしてまた、こうして大橋御園や河田別所槻本御園における乱入の主体を、紀藤四郎をはじめとする宇佐美祐茂支配下の勢力ととらえてこそ、文治二年二月に乱入を停止させる祐茂下文が発給されていることもきわめて自然に理解できるわけである。

右の考察の結果、乱入の主体は宇佐美祐茂支配下の武士達と確定することができたが、では彼らは一体何の目的でこのような乱入事件を引き起こしたのであるうか。この疑問を解くために次の史料を掲げたい〔注52〕。

下

可令無他恐早安住本宅給河田入道息得業事

右人、称河田入道之子息、謂謀叛之類番、云彼云此、擬擲取其身之由、所被歎申也、聞其子細、甚不便也、被心懸于西土、既被脱俗類事、数年隠居云々、縦雖可有罪、其身出家也、況乎離家多年云々、於今者、無他恐、令還安本宅給、可令遂西方之本念給也、仍下知如件、

文治二年二月 日

(祐茂)
藤原朝臣 在御判

これは、これまでもたびたび言及してきた宇佐美祐茂下文である。従つて、乱入の主体側の意識が窺えるはずである。その意味で特に注目できるのは、右の傍点部分であろう。この部分は、具体的には前掲の行惠申状の内容を指しており、祐茂自身そのその受けとめ方を示している。とするとここから、乱入の主体側が行惠を「謀叛之類番」として擲め取らんとしていた事実を読み取ることが可能であろう。つまり、この文言は、行惠領への乱入が没官措置であつたことを、祐茂自身が証言するものに他ならないのである。

以上の如く、文治元年末から翌二年にかけて、行惠所領で引き起こされた武士乱入事件

は、行惠所帯の没官措置であった。但し、これで疑問がすべて解消したわけではない。というのは、本来河田入道跡を拝領した宇佐美祐茂の勢力が、なぜ軍事的必然性のない行惠所帯の没官措置まで行おうとしたのか、この問題がまだ解決できていないからである。少なくとも行惠の訴訟に接した北条時政や頼朝は、この没官措置を認めない態度をとっている〔注53〕。しかも、祐茂勢力が乱入する以前に、大橋御園内蓮華寺と河田別所はともに「鎌倉殿御祈禱所」としてすでに幕府から安堵されていたのである〔注54〕。とすればこの没官措置には、これを自主的に強行した祐茂勢力独自の目的があったと考えるべきであろう。そこで思い出されるのが、河田別所槻本御園における紀藤四郎の行動である。彼はこの時、北条下文に「子息」の文字を入れた偽文書までも提示し、さらに妻子を迎えて寄住してしまっている。このような彼の行動を見る限り、没官措置そのものを目的としていたというよりは、むしろ同所を奪取せんことを目的にしていたとしか思えないのである〔注55〕。そう考えてみると、この没官措置の性格も明瞭となる。すなわち、「謀叛之類番」として行惠所帯の没官措置を行うことによつて、地頭職という形で、行惠の所領の獲得をはかろうとした行動として理解できるからである。行惠領の没官措置において祐茂勢力独自の目的があるとすれば、これ以外にありえない。

以上、大橋御園・河田別所槻本御園における武士乱入事件の性格を探ってきたわけであるが、地頭職獲得を目的とした鎌倉武士勢力による没官措置は、何もこの事件に限られたわけでない。例えば、高野山領安芸国能美荘では次のような事実がある〔注56〕。

注進

安芸国能美御庄本領主下司公文重代事

(略)

- 一 能美御庄仁被補地頭事ハ、故高須平太宗久与下司藤三権守宗能与依作田相論、宗久並子息所従等ヲ令殺害故也、彼宗久ヲ殺害之時相具人々、

別符方

為平公文 助平 宗平

庄方

助友 子息定澄 能道 子息宗能為平聳

此人々相具天宗久ヲ令殺害天御庄ヲ罷出天、守護所城次郎頼宗ヲ憑天、(府)国符江罷向之処、折節源平之御兵乱出来間、頼宗奉背平家、御世静天後、依宗久殺害之科、成没収之地天、被補頼宗地頭天、各二八本屋敷ヲ給宛天候志かハ、頼宗ニ相隨候条、不及子細候、(以下略)

この能美荘の場合には、二つの興味深い事実を指摘することができる。一つは、「作田相論」によって高須平太宗久を殺害した同荘下司宗能等が、国衙守護人城次郎頼宗に保護を求めていったにもかかわらず、のちにその頼宗が彼等の所領を没収してしまったことである〔注57〕。そしていま一つは、このような没官措置の一方で、頼宗はなおかつ彼らに本宅を安堵し、自己の支配下に組み入れていたことである。この二点は、城頼宗による没官措置の目的が、決して軍事上の要請に基づくものではなく、まさに地頭職の獲得それ自体にあったことを明瞭に語ってくれているのである。地頭職とはこのように、鎌倉武士勢力が没官措置を通じて自ら獲得できる職なのであった。

謀叛人跡地頭職は、鎌倉追認という形態をとりながら、鎌倉武士勢力の没官措置を軸に展開していく。それ故、武士勢力は没官措置を行うことによって自ら地頭職を獲得することができたのであり、またそうした地頭職の性格が、彼らによる没官措置の展開、すなわち荘郷地頭職の展開を促進してもいたのである。鎌倉幕府荘郷地頭職の成立は、確かに、単純な在地領主制一般の発展論ではとらえることはできない。しかし荘郷地頭職は、鎌倉武士勢力の在地領主としての所領拡大志向を、没官措置というまさに軍事警察機構を担うにふさわしい活動を接点に、戦時下において充足させる側面をもっていたのである。荘郷地頭職の展開は、このような没官措置を実行する彼らの動向によって、根底から規定されていたのである。

(1) 本稿では在地領主一般と区別し、その帰属・性格を明確にするために鎌倉武士勢力と呼んでおきたい。また、なぜ単に御家人と呼ばないのかという点については、たとえ史料上では御家人個人の活動の如く現れていようとも、彼らの在地における諸活動の実態は、自らの支配下にある武士達を通じて、あるいはそれらとともに事に当たるのが普通であり、それ故、こうした御家人の活動形態を踏まえて、御家人とその配下の武士達を一括して鎌倉武士勢力と表現する。

(2) 『吾妻鏡』元暦二年五月八日条。

(3) 『玉葉』文治元年十二月八日条。

(4) 「文書調進の役」については、石井進「鎌倉幕府と国衙との関係の研究」(同著『日本中世国家史の研究』、岩波書店、一九七〇年)を参照。

(5) 元暦元年七月二四日「一院御座作手等解案」(東寺百合文書、『平安遺文』八一四一八五)、元暦元年七月二六日「中原親能書状」(東寺百合文書、『平安遺文』八一四一八六)。

(6) 大山喬平「没官領・謀叛人所帯跡地頭の成立」(『史林』五八巻六号、一九七五年)。

(7) 前掲注(5)史料。

(8) 『吾妻鏡』元暦二年七月十二日条。

(9) 拙稿「河内国金剛寺の寺辺領形成とその政治的諸関係」(『ヒストリア』一二六号、一九九〇年)を参照。

(10) 『吾妻鏡』文治二年六月二八日条。

(11) 文治二年七月日「東大寺三綱等解案」(東大寺文書、『鎌倉遺文』一一一三三)。

(12) 天福元年五月日「石清水八幡宮寺申文」(宮寺縁事抄、『鎌倉遺文』七一四五一二)。

(13) 貞応元年五月日「関東下知状」(尊経閣文庫文書古蹟文徴、『鎌倉遺文』五一二

九五六）。

(14) 但し、内乱が終息した天福元(一二三三)年の段階で出された追加法六二条(『中世法制史料集 第一巻 鎌倉幕府法』八八頁、岩波書店)は、「謀叛人之跡、猶以不可有守護進退候歟」として守護人が独断で謀叛人跡を没収することを禁じており、平時においては謀叛人であるか否かの判断が幕府の裁断に委ねられていたことが判明する。

(15) 『中世法制史料集 第一巻 鎌倉幕府法』五頁。なお、式目第四条が問題とする「重犯之輩」とは、幕府法では一般に「山賊・海賊・夜討・強盗」の「贓物令露頭証拠分明之輩」を指す(追加法二八二条、『中世法制史料集 第一巻 鎌倉幕府法』一七二頁)。従って、その「罪科跡」は盜賊跡とも言うべきものであって、式目自体も「至田宅妻子雜具者、不及付渡」と規定するように、通常これは没官措置の適用を受けない。

(16) 本節第二項で検討する安芸国都宇・竹原荘をめぐる仁治元年(一二四〇)の相論で、前公文守家の京方参加を理由に没官が行われたことに対し、領家側は「守家有京方合戦之科者、追却其身之可被行罪科之処、無其儀、於令安堵庄内者、何可被没収神領哉」と抗議しており、承久の乱における京方罪科の場合、一般的に荘内からの追却処分であったことが知られよう(本稿八〇頁参照)。

(17) 例えば、承久の乱によって本領美濃国若杜荘を没収された僧教円は、「件乱逆仁洲侯近辺之輩、依為勅命、大略被駈召候畢、全非教円一人候」と訴えることによつて、「誠不便也、尤可安堵者□、可相待便宜隙之由、被下御教書候畢」という結果を得ている(寛喜三年五月十一日「中原章行勘文」、書陵部所蔵谷森文書、『鎌倉遺文』六一四一四一)。

(18) 大和国豊国荘下司刑部丞行季は承久の乱によつて所帯を没収されたが、彼は預所と多武峯御墓守神人と語らつて、嘉録二年(一二二六)七月十四日地頭代宿所を襲撃した(嘉録三年八月日「平重康解状」、春日神社文書、『鎌倉遺文』六一三六五

八)。

(19) 前掲注(16)の相論で、地頭側は「守家依京方合戦之科、雖被没収所職、為案内者之間、成優如之儀、所令安堵也、如然罪科之輩、令安堵本所之条、不限党庄一所歟」と述べている。

(20) なお平家没官領の場合は、幕府は寿永三年(一一八四)三月に後白河院から送付された「平家没官領注文」によって一元的に把握しており、謀叛人跡把握の形態とは根本的に異なっている。

(21) 『吾妻鏡』承久三年八月七日条。

(22) 都宇・竹原荘の概略については、下村效「賀茂御祖社領安芸国都宇竹原荘」(『国史学』一一三号、一九八一年)を参照。

(23) (貞応二年)「安芸国都宇・竹原并生口島荘官等罪科注進状写」(小早川家文書、『鎌倉遺文』五一三〇六六)。

(24) 仁治元年閏十月十一日「関東下知状写」(小早川家文書、『鎌倉遺文』八一五六四六)。なお小早川茂平については、高橋昌明氏「西国地頭と王朝貴族」(『日本史研究』二二二号、一九八一年)を参照。

(25) (貞応二年)三月十二日「安芸国巡検使平盛綱書状写」(小早川家文書、『鎌倉遺文』五一三〇六五)。本史料は宛名を欠いているが、後述する仁治元年の相論の際、地頭側から証拠文書として「巡検使盛綱三月十一日⁽²⁷⁾附領書状」が提出されており(前掲注(24)史料)、また書状の内容から考えても、茂平宛と判断してよいと思う。

(26) 石井進「平氏・鎌倉兩政権下の安芸国衙」(『歴史学研究』二五七号、一九六一年)七頁。

(27) 前掲注(24)史料。

(28) このような訴訟に対しては、地頭が自己の補任地の由緒について「為新恩之間、不存知」と言った事例もあり(永仁六年八月十日「関東下知状案」、高野山池坊文

書、『鎌倉遺文』二六一―一九七六四)、通常幕府自身が御家人連署状などで調査をし、積極的に回答を行わなければならなかったはずである。

(29) 荘官罪科注進状に「然間、依申此子細、為勲功給預彼所等畢」とあることにより、これが作成された貞応二年の段階で、すでに小早川茂平が地頭職に補任されていたことは明らかである。そして、この注文に基づいて平盛綱が尋問を行ったわけであるから、石井進氏の解釈の如く盛綱が没官措置を行ったとするならば、すでに地頭が設置されているところで再び没官措置が行われるという矛盾した事実経過になってしまう。一方小早川茂平は、都宇・竹原荘の東隣沼田荘地頭として承久の乱以前に西遷しており、その意味においても、乱に際し当荘の没官措置を行うにふさわしい武士勢力と言えよう。

(30) 河合正治氏は、「小早川氏の発展と瀬戸内海」(同著『中世武家社会の研究』、吉川弘文館、一九七三年)において、「小早川茂平は承久の変に武家方に味方し、またこの荘園(都宇・竹原荘)を占領した勲功の賞として、この荘園の地頭職を与えられたのである」(三六六頁、括弧内川合)と述べており、表現の違いこそあれ、指摘された内容は本稿の説くところと同じである。

(31) 幕府に軍事的に敵対した武士の追討や捕縛を行った鎌倉武士勢力が、その所帯の地頭職を獲得するのは、鎌倉殿による新恩給預の最も基本的なパターンであろう。都宇・竹原荘や生口島荘の荘官らは、たとえ結果的に荘内に安堵されていたにしても、実質的には茂平によって捕縛・追却された事態と何の違ひもない。とすれば、茂平が彼らの所領を「勲功」として拝領するのは至極当然とも言えるのである。

(32) 没官措置を行った武士勢力が、意図的に対象地すべての給与から排除されたとするならば、それは幕府による積極的な地頭政策として別に評価すべき問題である。

(33) 拙稿前掲注(9)論文を参照。

(34) 正嘉二年(一二五八)十二月二五日「関東下知状案」(春日神社文書、『鎌倉遺文』一一―八三三四)には、「左衛門尉宗時依相具平家、為追討使梶原平三景時、

被没収当庄地頭職畢」とあり、梶原景時が吹田荘において没官措置を行ったことがわかるが、「勝尾寺文書」中に彼が同荘地頭職であったことを窺わせる下文が存在する（文治四年九月六日「梶原景時下文」、『鎌倉遺文』一―三四三）。

(35) 本節第三項八七・八八頁を参照。

(36) 現存史料では、没官措置を行った主体と補任された地頭名とが同時に判明するものはきわめて限られており、それ故に鎌倉追認地頭の確認例もごく僅かにとどまらざるをえないが、これは絶対数の少ないことを意味しない。

また、ここで誤解のないようにしておかねばならないことは、本稿が決して謀叛人跡地頭すべてが鎌倉追認地頭と主張しているわけではない点である。補任状を得てはじめて対象地に入部するという従来の地頭像は、やはり一般的なものだと考えている。しかしだからといって、鎌倉追認地頭を特殊例としてかたづけしてしまうことはできない。それは存在すべくして存在しているからである。地頭職は成立の在り方から見て、二つのタイプが存在したと理解すべきであろう。

(37) 仁治元年閏十月十八日「平盛綱書状写」（小早川家文書、『鎌倉遺文』八―五六五二）。

(38) 元久二年三月十三日「関東下文案」（醍醐寺文書、『鎌倉遺文』三―一五二七）。

(39) 貞応元年十二月十日「関東政所執事伊賀光宗書状」（高野山文書、『鎌倉遺文』五―三〇二四）。

(40) 文治二年一月日「多米正富申状案」（醍醐寺文書、『鎌倉遺文』一―四四）。なお本史料以下一連の大橋御園関係文書は、醍醐寺文書だけでなく、後述する「法楽寺文書紛失記」にも収められている。

(41) 元久元年十二月日「僧継尊申状案」（醍醐寺文書、『鎌倉遺文』三―一五二三）よると、当時大橋御園は「仮名正富領」と呼ばれており、行憲はその「名主」であった。

(42) 文治元年十二月日「多米正富解案」(醍醐寺文書、『鎌倉遺文』一一三五)。

(43) 前掲注(40)史料。

(44) 文治二年二月十一日「北条時政下文案」(醍醐寺文書、『鎌倉遺文』一一四九)。

(45) 文治二年二月日「宇佐美祐茂下文案」(醍醐寺文書、『鎌倉遺文』一一五八)。

(46) 前掲注(41)に引いた「僧継尊申状案」では、「前前地頭停止御下文等」として

北条時政下文や宇佐美祐茂下文とともに、「一通 同月廿日首藤刑部丞与判」をあ

(山内経俊)

げており、文治二年二月二十日に山内経俊の与判が下されていたことがわかる。『

吾妻鏡』文治元年十月二三日条によると、山内経俊は伊勢国惣追捕使に補任されており、国地頭制下の文治二年二月の時点では彼は伊勢国の国地頭であったはずである。

(47) なお、この武士乱入事件では、大橋御園の住民がとった次のような抵抗形態にも注目しておく必要がある。まず文治元年十二月二十五日の一度目の乱入に対しては、「山上がり」を思わせる組織的「逃出」行動をとっている点である。これが単に逃げ惑ったわけではなく、住民の組織的な行動であったことは、北条時政外題の獲得を確認したのちに所司住人等が帰住したと記されていることから明らかであろう。つまり、住民達は、行恵の訴訟と連携しつつ組織的に「逃出」していたと考えられるのである。そして翌文治二年一月十二日の二度目の乱入では、「村々大少諸人」による戦闘によって武士達を退散させた点である。これは、藤木久志氏が解明した村の当知行を支える中世村落の武力組織を(「村の当知行」、永原慶二・所理喜夫編『戦国期職人の系譜』、角川書店、一九八九年)、かかる鎌倉初期の村落にも想定させるものであろう。大橋御園は、棚橋・大乃木(大野木)・牧戸・葛原の四力村で構成されていたが、再度の乱入に備えておそらく共同の防衛態勢がとられていたと思われる。このように、村落の戦争によって鎌倉武士勢力を撃退した事例が明確に存在する以上、この時期の村落の「自力」を過小評価することは許され

ないであろう。なお、拙稿「鎌倉初期の戦争と在地社会」（『中世内乱史研究』一
二号、一九九二年）、同「兵の道と百姓の習い」（『週刊朝日百科 歴史を読みな
おす15 城と合戦』、朝日新聞社、一九九三年）などを参照。

（48）前掲注（42）史料。

（49）棚橋光男「伊勢平氏の基盤をめぐって」（『歴史公論』七巻四号、一九八一
年）。なお、棚橋氏の他に大橋御園をあつかった研究としては、江見清風「延喜式
の撰者大中臣安則が開発せる大橋御園」（『国学院雑誌』三三巻三号、一九二
七年）、小島鉦作「通海僧正事蹟考」（『歴史地理』五二巻一・二・三号、一九二
八年）、玉村禎祥『内城田雑記』（玉村禎祥、一九六八年）、『度会町史』（度会
町役場、一九八一年）、西川順土「神宮神領荘園と寺院」（皇学館大学『史料』六
五・六六号、一九八三年）などがあるが、本稿でとりあげている武士乱入事件を正
面から検討しているのは棚橋氏のものだけである。

（50）棚橋氏が注目された「法楽寺文書紛失記」（田中忠三郎氏所蔵文書、京大影
写本）には、「得業行恵、河田入道蓮智、俗名伊勢前司貞政子息也、文治年中二預
関東御下知畢、河田散在領主也」とある。法楽寺とは、本文中に引用した行恵申状
に見える大橋御園内蓮華寺の寺号が改められたもので、紛失記は康永三年（一三三
四）八月に作成されている（『度会町史』参照）。

また、棚橋氏は触れていないが、河田入道Ⅱ平貞正が伊勢前司と呼ばれたことに
ついては、『台記』久寿元年（一一五四）四月二日条に「前伊勢守貞正従者」が登
場する事実や、九条兼実に仕えた内蔵権頭藤原高佐の妻を「伊世守平貞正女」と記
載する『尊卑分脈』（貞嗣卿孫）によって確認できる。加えて、多気郡河田は県下
では有名な平氏伝説地であって（『三重県史』参照、三重県、一九六四年）、現在
でも平氏が信仰していたと伝えられる河田旧御霊神社（河田神社）には、平安期の
神像二体（三重県指定文化財）が残っている。

（51）北条時政がいかなる立場から、この地頭職補任を行ったのかが問題となるところ

であるが、前掲注(46)でも触れたように、伊勢国国地頭には山内経俊が補任されている。従って、これは時政の京都守護の地位に求める以外にないと考えているが、そうすると、同時期に時政が他地域で行った荘郷地頭職成敗を国地頭の地位に基づくものと推定される義江彰夫氏の見解は(「国地頭職の沿革」、『史学雑誌』八六編七号、一九七七年)、再検討を迫られることになる。

(52) 前掲注(45) 史料。

(53) 前掲注(44) 史料には「可早任 鎌倉殿御教書旨停止狼藉事」とあり、時政下文が頼朝の意向に基づいたものであったことを示している。

(54) 前掲注(40) 史料では河田別所が、(42) 史料では大橋御園内蓮華寺が「鎌倉殿御祈禱所」として安堵されていたことが記されている。なお、寺社安堵ともいうべきこのような「鎌倉殿御祈禱所」の制札発給の歴史的意義については、拙稿「鎌倉初期の戦争と在地社会」(『中世内乱史研究』一二号、一九九二年)を参照。

(55) 河田入道の所領については全く不明であるが、文字通りの河田とすれば、「神鳳鈔」(『群書類従』第一輯)に「内宮 河田御園」と見えている。行恵の所領たる河田別所槻本御園も「神鳳鈔」に「槻本御園 池上」とあり、河田南西の池上(槻本里)に所在していた。同じ河田と呼ばれる地域に存在しながらも、両者が別個の御園であったことを念のため確認しておきたい。

(56) 嘉禎二年三月日「安芸国能美莊官等注進状写」(「譜録」能美太郎右衛門、『鎌倉遺文』七一四九五四)。

(57) 城(葉山)頼宗については、秋山伸隆「毛利氏の国人領主制の展開」(『芸備地方史研究』一三一・一三二号、一九八一年)、義江彰夫「国衙守護人補考」(東京大学教養学部『歴史と文化』XIV、一九八二年)、角重始「安芸国における荘園公領制の形成」(『日本史研究』二七五号、一九八五年)などを参照。

(五) 小括

本章は、鎌倉幕府荘郷地頭制の成立を、従来のような在地領主制一般の発展論からではなく、治承・寿永の「戦争」における頼朝の軍事集団固有の動向から考察し、鎌倉幕府のもとで荘郷地頭制が形成されてきた歴史的諸条件の分析を行った。そしてそのうえで、荘郷地頭制が西国にまで展開して、王朝国家がこれを最終的に「確認」するに至った政治過程を追究し、さらに、そのような地頭制の展開に鎌倉武士勢力がどのように積極的に関わっていたのか、という問題についても考察を行った。本章での考察を要約すれば、およそ次の通りである。

(1) 鎌倉幕府荘郷地頭制の基本的なタイプである没官領地頭職は、敵方所領没収という戦争行為に本質をもつものであり、これは東国における戦争状態のなかで必然的に展開した敵方本拠地の軍事的占領行為であった。従って、何らかの公権委譲に基づいて実施されるような性質のものでは決してなく、戦争状態そのものがこれを展開させていったと言える。

(2) また、没官領給与と同じ地頭職補任という形式に統一されていく「本領」安堵の場合、従来主張されてきたような荘園領主や国司などによる抑圧的支配からの保護としてではなく、内乱期においてより現実的に幕府軍自体による敵方所領没収からの保護として展開したものと考えられる。従ってこれも、戦争状態のなかで敵方所領没収が進展すれば、それにともなつて必然的に展開していくものであった。

(3) このように荘郷地頭制の実質的基礎が、敵方所領没収という戦争行為にあった以上、かかる制度成立の可能性は何も鎌倉幕府のみに限定されない。しかし現実的に平氏をはじめ院政期の軍事貴族のもとで荘郷地頭制が成立しなかった原因は、戦争行為としての敵方所領没収が、律令国家以来の国家的刑罰である没官刑システムと統合されなかったことによる。国家的刑罰としての体裁をとつた没官刑システムが別に存

在する限り、当該期の軍事貴族はたとえ敵方所領没収を押し進めたとしても、それは戦争行為にとどまり、当然のことながら敵方没収地¹¹没官領を独自に給与することも不可能だったのである。ここに、既存の国家体制内で成長した当該期の軍事貴族の限界があつた。

(4) 一方、鎌倉幕府は東国における反乱軍として出発し、その反乱段階から敵方所領没収・没収地給与を独自に進めていた。その軍事体制が、内乱期の流動的な軍事情勢下においてそのまま王朝国家側から追認されたことによって、従来の没官刑システムは打破され、事実上、鎌倉殿を頂点とする新しい没官刑システムが創出される。ここに敵方所領没収は単に戦争行為にとどまらず、没官措置という国家的意義を合わせもつことになるのであり、国家の軍事警察機構の首長たる鎌倉殿が没官刑を執行し、その没官領を御家人に給与するという鎌倉幕府荘郷地頭制が成立する。

(5) 東国の軍事体制から形成されたこうした荘郷地頭制は、寿永三年(一一八四)以降東国とともに「勸農」を軸とした戦後処理軍政が構築された北陸道にまず拡大し、平氏追討戦争の進展にもなつて西国でも没官措置が進められていく。その謀叛人跡への地頭職補任が畿内・西国において一斉に展開したのは、義経・行家の「謀叛」が勃発した文治元年(一一八五)末の段階であつた。しかも、かかる荘郷地頭職の設置に關しては、義経・行家の没落が明確化し、翌年に国地頭が停廃されたのちも、なお諸国一般に押し進められていく。結局、こうしてすでに存在し、さらに展開しようとしていた鎌倉幕府荘郷地頭制を、王朝国家が最終的に「確認」したのは、文治二年十月八日付の太政官符によつてであつた。

(6) ところで、内乱期に鎌倉に政治的に結集した鎌倉武士勢力は、このような荘郷地頭職に単に補任されるだけの存在であつたわけではない。そもそも幕府による謀叛人跡把握の形態は、在地において実際に没官措置を行う鎌倉武士勢力の注進を媒介とするものであり、武士勢力独自の判断で即座に実行されるこの没官措置は、鎌倉殿に対する「勲功」と観念される軍事的占領行為であつた。従つて、右のような幕府による謀

叛人跡把握の形態は、鎌倉追認という形での荘郷地頭職の展開を必然化しており、逆に地頭職とはその意味で、鎌倉武士勢力が没官措置を行うことによって自ら獲得する職であった。荘郷地頭制は、在地領主としての武士勢力の所領拡大志向を、没官措置というまさに軍事警察機構を担うにふさわしい活動を接点に充足させる側面をもっていたのであり、その展開は、没官措置を行う鎌倉武士勢力によって積極的に支えられていたのである。

次章では、第一章・第二章の検討を踏まえ、以上のように治承・寿永の「戦争」から形成された鎌倉幕府権力が、内乱終息後、一体どのように平時に対応し定着していったのかという問題について、検討を行うことにしたい。

三 鎌倉幕府権力の平時への定着

本章は、内乱が終息して戦時から平時へと転換するなかで、これまで検討してきたような内乱期御家人制や荘郷地頭制など、治承・寿永の「戦争」から形成された鎌倉幕府権力が、いかに平時に対応し定着していったのかという問題を考察することが目的である。そこで、第一節「奥州合戦の歴史的位置―鎌倉殿御家人制の確立―」では、文治五年（一一八九）に頼朝によって強行された奥州合戦をとりあげ、この戦争のもつ政治的意義を検討するなかで、鎌倉殿御家人制の確立を論じ、第二節「荘郷地頭制の定着」では、戦時における軍事的占領として展開した荘郷地頭制がそのまま平時に維持されていく様相を、公家王権との関わりをなかで具体的に明らかにしていきたい。

（一） 奥州合戦の歴史的位置 ― 鎌倉殿御家人制の確立 ―

1 奥州合戦の特異性

あまりに有名であるが、まず最初に『吾妻鏡』文治五年（一一八九）六月三十日条を掲げることとしたい。

大庭平太景能者、為武家古老、兵法存故実之間、故以被召出之、被仰合奥州征伐事曰、此事窺天聰之処、于今無勅許、怒召聚御家人、為之如何、可計申者、景能不及思案、申云、軍中聞將軍之令、不聞天子之詔云々、已被経奏聞之上者、強不可令待其左右給、随而泰衡者、受継墨代御家人遺跡者也、雖不被下綸旨、加治罰給、有何事哉、

この記事は、文治五年に朝廷から藤原泰衡の追討宣旨が得られないままに、奥州への出兵を強行しようとする源頼朝と、「武家古老」大庭景能との会話を伝えるものである。こ

ここで景能は頼朝に対し、「軍中には將軍の令を聞き、天子の詔を聞かず」という漢の將軍周亜夫に関する有名な故事を引きながら〔注1〕、一旦奏聞を行った以上は宣旨のない出兵も正当であることを主張し、また泰衡追討は朝廷の許可を受ける必要のない御家人の処罰にも当たるとして、早急な奥州出陣を積極的に進言した。このいわば朝廷の干渉を否定する軍中の論理、主従制の論理ともいうべき武士社会の論理に基づいて、実際に奥州合戦は宣下のないまま強行されるわけであるが、この問題が従来から鎌倉幕府の軍事権力としての本質をよく示すものとして注目を集め、朝廷に対する幕府の自立性が論じられる際の最も有力な根拠の一つとされてきたことは言うまでもないであろう。

しかし、政治史的に見れば、この文治五年初頭から翌建久元年の頼朝上洛に至る時期は、それまで総じて対立的であった公武関係が融和傾向に転換していく時期であり、王朝の侍大将たる頼朝の朝廷に対する従属性が顕著に現れる時期であった〔注2〕。とすれば、奥州合戦の強行という問題は、ここからただちに幕府の自立性一般を説くべきではなく、むしろ奥州合戦そのものの幕府にとっての重要性をあらためて問い直すことが必要であろう。つまり、なぜ頼朝は朝廷の意向を無視してまであえて奥州へ出兵せねばならなかったのか、である。

もちろん、奥州合戦によって制圧した陸奥・出羽両国に対する支配が、鎌倉幕府にとっていかに重要な位置を占めるものであったかは、近年精力的に進められた諸研究によって周知のこととなりつつなる。遠藤巖〔注3〕・入間田宣夫〔注4〕・大石直正〔注5〕の諸氏の研究によれば、陸奥国外が浜と夷島は中世の国家領域の東の境界であり、西の境界である鬼界島と並んで国家的流刑地であった。従って、この東西の果ての流刑地支配は、中世国家の軍事警察機構である幕府にとって、必要不可欠の構成要素として機能していくことになるのである。この点に注目した入間田宣夫氏は、奥州合戦の意義を「鬼界島そして奥州の『征伐』は日本中世国家の東西の境をきわめるということを通じて、独立した全国政権としての鎌倉幕府の最終的確立をもたらした」と評価している〔注6〕。しかし、氏自身も明確に述べているように、奥州合戦では『吾妻鏡』が「二十八万四千騎」と伝え

るほどの空前の大軍勢が動員され〔注7〕、しかも挙兵当初を除いて決して戦場に赴くことのなかった頼朝が、自らその大軍を率いるという異例の体制がとられており、前年五月に実行された鬼界島合戦とは比較にならない〔注8〕。とするとやはり、奥州合戦には奥州合戦独自の意義を見出すべきではないだろうか。

本節では以下、この奥州合戦という戦争のもつ政治的意義を、鎌倉幕府成立史の観点から問い直してみようと思う。

2 建久年間の諸政策

奥州合戦の政治的意義を考察するための基礎作業として、ここではまず、奥州合戦が強行された文治五年（一一八九）とは、鎌倉幕府成立史全体のなかで一体いかなる段階に当たるのかという点について、確認をしておきたい。

そこで注目されるのが、奥州合戦の翌年以降、すなわち建久年間（一一九〇―一一九八）に打ち出される幕府の諸政策である。従来の研究で明らかになっていることを列挙すれば、建久元年（一一九〇）十一月、永年の朝廷側の要請にもかかわらず、挙兵以来上洛を拒み続けてきた源頼朝がこの時点ではじめて上洛し、上洛中に権大納言・右近衛大将に任官、上横手雅敬氏によれば、ここに頼朝は「公家政権下の軍事権門としての位置」を明確にする〔注9〕。両官はほどなく辞退したものの、鎌倉帰着後の翌建久二年一月には前右大将家として政所吉書始を行い〔注10〕、建久三年（一一九二）三月の後白河院の死後、七月には征夷大將軍に任官、この頃から、それまで御家人に対して安堵や新恩給与等に際し発給してきた御判下文や奉書を、政所下文に改めている〔注11〕。さらに建久二年（一一九一）春から頼朝は娘大姫の入内を画策し始め、建久六年（一一九五）二月の東大寺再建供養出席のための二度目の上洛の際、再びこの入内計画を推進したが、結局は失敗に終わっている〔注12〕。一方、建久三年（一一九二）六月に、美濃国において御家人・非御家人をあらためて選択・決定し、前者に対してのみ大番役を賦課するという原則が打ち出され〔注13〕、こうした各国における御家人の確定作業は、同年中に丹波国の「本御

家人注文」作成、建久七年（一一九六）六月の若狭国「源平両家祇候輩」の注進、建久八年七月の但馬国「当役御家人注文」の作成、さらに九州諸国における建久凶田帳作成にもなう御家人交名の作成など、西国各国で強力に推進されていた（注14）。この過程で、若狭国の稲庭時定や備後国の橘兼隆・太田光家など、有力な西国武士が種々の理由で所領没収を受け、排除されていたことも周知の通りである（注15）。このように、建久年間の政治過程は、頼朝の積極的な朝廷接近策と新しい御家人政策とが、同時並行的に進められていった点に大きな特色があったのである。

かかる建久期の新たな諸政策のなかで、特にいま問題としたいのは、下文更改の問題である。そのことを伝える『吾妻鏡』建久二年（一一九一）一月十五日条は次のように記している。

被行政所吉書始、前々諸家人浴恩沢之時、或被載御判、或被用奉書、而今令備羽林上將給之間、有沙汰、召返彼状、可被成改于家御下文之旨被定云々、

『吾妻鏡』はこの時点で、従来の袖判下文や奉書形式の恩給文書の様式を変更して、これよりのちは前右大将家政所下文を発給することに決定したと述べているわけであるが、この記事がそのまま信用できないことについてはすでに杉橋隆夫氏の研究がある。杉橋氏によれば、実際に下文の更改が行われたのは建久三年（一一九二）六月まで下り、しかも政所下文が多数発給されるのは同年七月の征夷大將軍任官以降のことであった。ここではまず、「彼（頼朝）が御家人たちに向って強調したかったのは、前右大将の肩書きよりも、むしろ長年の念願が叶って就任することのできた征夷大將軍の官職だったと解すべきではなからうか」（括弧内川合）という杉橋氏の指摘を確認しておきたい（注16）。

さて、この下文更改の評価については多くの研究がとりあげてきているが、「生まの人格の結合としての主従関係なる思想を排し、棟梁の生まの人格を表徴する袖判の下文を廃して非人格的抽象的存在としての家務機関『政所』の下文に改めることによつて、生まの人間頼朝と御家人の主従関係を、客観的な権威的存在としての棟梁と御家人の支配服従関係に改め、かつこれを御家人に認識させる、これが建久以降にわかに明確となった頼朝の

新方針であった」という佐藤進一氏に代表される見解で〔注17〕、ほぼ一致していると言つてよいであろう。しかし、この下文更改によつて実は「本領」安堵の地頭職が成立したことを明らかにした上横手雅敬氏の研究〔注18〕を受けて、最近になって鎌倉幕府の安堵政策から下文更改の意義を検討した工藤勝彦氏は、前掲の『吾妻鏡』の記事が従来の文書を「召返」すとしている点に注意して、この更改の時点で安堵の内容そのものが変更されていると主張した〔注19〕。すなわち、従来の安堵は妨害排除とか旧領の返還といった即時的かつ直接的な内容を示すものであったのが、新しい政所下文によつて安堵は職（主として地頭職）の確認・承認という形に整理される傾向をもつていたこと、その即時的効力を目的とする性質が変更されるものであったことを明らかにしたのである。本稿ではこの工藤氏の論点に導かれつつ、建久の下文更改の政治的意味を考えておきたい。

ここで工藤氏が注目した信濃国藤原助広の場合を例にとれば、信濃国で挙兵した木曾義仲から治承四年（一一八〇）十一月に中野郷西条の下司職を「如元可致沙汰」との安堵を受け〔注20〕、さらに寿永二年（一一八三）末に義仲勢力にかわり信濃に進出した頼朝の異母弟阿野全成によつて十二月七日に同下司職が〔注21〕、翌寿永三年三月六日には志久見山（檜山）地主職が安堵されている〔注22〕。そしてこれら義仲・全成の御判下文による安堵が、建久三年（一一九二）十二月十日に、あらためて將軍家政所下文によつて「中野西条并檜山」地頭職として確認されているのである〔注23〕。工藤氏はこれを即時的効力をもつ安堵から職の確認としての安堵への変化と理解したわけであるが、これは政治史的に言い換えれば、安堵の内乱期的性格、軍事的性格の止場であると思う。幕府成立期の安堵政策は、並立する軍事勢力間による敵人圧迫や敵方所領没収という厳しい軍事的緊張状態のなかで展開していったのであり、そのもとの妨害排除や旧領回復とは、結局のところ、在地における内乱の政治過程に他ならない〔注24〕。一体誰に自らの保護を託し、誰の実力を背景に旧領を奪回するか、在地領主にとって内乱期の安堵がこうした直接的な軍事的意義を期待するものであった以上、それは何も頼朝一人に限定されない。期待するに足る軍事力の保持者であれば、他の軍事貴族でも頼朝の代官でも一向に差し支えなかつ

たわけであり、在地領主層のこうした選択の運動が、軍事動員への対応ともリンクして、内乱期に並存する軍事貴族の動向を下から規定したのである。当初は義仲に属し、そこから転じて全成を通じ頼朝の傘下に入ったこの藤原助広の事例が示す如く、内乱期の頼朝はこのような在地領主の自立的な運動を自己のもとに組織していくことによつて軍事的成長を遂げていった。『吾妻鏡』では、義仲から一旦安堵下文を受けた尾藤太知宣〔注25〕や山口家任〔注26〕が頼朝のもとで再度安堵を受け直していることを記しており、決して藤原助広の場合が例外ではなかったことを示している。こうして内乱期の御家人制は、すでに第一章でも指摘したように、平氏や義仲に服属した経歴をもつ武士や、代官認定のみの武士を多数曖昧なまま含み込んで展開しており、複雑な様相を呈していたのである。

しかし建久期の安堵は、明らかにかかる軍事的性格を克服した性質のものである。政策的に上から安堵を地頭職として統一的に確認するという行為は、頼朝がもはや内乱期の並存する軍事貴族の地位を脱し、唯一の武家の棟梁として君臨してはじめて可能であろう。政所下文の発給による安堵・新恩給与の確認とは、単に「征夷大將軍」という官職自体の権威に依存してなされたわけではなく、唯一の武家の棟梁としての実質に支えられていたのである。むしろ唯一の武家の棟梁としての実質にふさわしい官職「征夷大將軍」の名のもとに〔注27〕、内乱期の主従制をあらためて編成し明確化すること、これこそ従来の文書を召し戻して行われた建久期の下文更改の頼朝の意図であつたと思われる。

そう考えれば、下文更改と同時期に、すなわち建久三年六月に美濃国において御家人の選別・確定が始められたことも合点がいくと思う。「本領」安堵の地頭職を成立させることが困難であつた西国では、下文更改と全く同趣旨のもとに交名の作成によつて御家人の確定が行われ、平時に存続しうる御家人制の再編・明確化がはかられていたのである〔注28〕。かつての石母田正氏の「成立せしめた条件はそのまま存続の条件ではない。何故ならばその条件が崩れた後においても、或いは崩れた後においてはじめて人間の必死な努力が始まるからである。この努力が政治だと思ふ」という提言に学べば〔注29〕、建久年間の諸政策は、鎌倉幕府を成立せしめた内乱の終息に対応して打ち出された、まさに「源

頼朝の政治」であった。

では、この頼朝の「政治」は一体いつ始まったのであろうか。一般的にはもちろん政策として明確化する建久期ととらえられているわけであるが、本稿では、もう少し前から始められているように思う。頼朝は、建久元年（一一九〇）六月造太神宮役夫工米の徴収に關して、後白河院に対し「天下落居之後者、万事可仰君御定候事也、而家人を大切と存候て、背御定候はんとハ、更不存候事也」と述べ（注30）、治承四年（一一八〇）に始まった内乱が奥州合戦の終了したこの時点で終息したこと、すなわち「天下落居」の認識を表明しているが、従来の研究はこの認識が頼朝だけではなく、後白河院も同様にこの時点で「天下落居」と認識したとして、これが公武共通の意識として建久初年に生まれてきた点が強調されてきた（注31）。しかし、果たしてこの理解は正確なものと言えるのであろうか。

確かに、後白河院は頼朝に対し、文治三年（一一八七）九月に「所々地頭等事」として「多依為神社仏寺訴訟、難黙止之間、細々所仰遺也、人愁神祟も積ぬれハ、世間も如此不落居」と伝え（注32）、翌文治四年三月にも「情思天下之擾乱、豈非地頭之濫妨乎、被散衆庶之愁者、定為落居之基歟」と述べており（注33）、天下「不落居」の認識を示しているが、問題はその内容である。というのは、いずれも「不落居」の原因を幕府が設置した莊郷地頭の「濫妨」にもとめており、逆に地頭「濫妨」さえ鎮めることができれば、「天下落居」になるという認識をもっていたと想像されるからである。文治三年の院宣が先の文言に続けて、「若被散所々愁者、神明も擁護シ、諸人も悦予せハ、徳政とも成て、世上も弥属静謐」と述べているのは、かかる推定を裏づけていよう。この後白河院の認識が、頼朝のそれと大きく異なるものであったことは言うまでもない。院は、「不落居」と言いつつも、この段階を基本的な軍事的緊張がすでに失われた段階と考えていたからである。元暦二年（一一八五）三月に平氏が西海に滅び、十一月には源義経が没落する。一般的にはこうした事件の余波がおさまる翌文治二年末には、「天下落居」の認識が生まれていたと思われる。文治三年二月、周防国在庁官人等は当時を「天下騒動」の「落居之程」とと

らえ〔注34〕、中央でも主殿寮年預伴守方は「文治以後、天下落居」ととらえている〔注35〕。この認識がむしろ一般的だったのであり、院も例外ではなかつたのである〔注36〕。文治二年八月段階においても強硬に「謀反之輩、尚歸住諸国」と院に主張し、鎌倉武士勢力による没官措置を軸とした荘郷地頭職の設置を以後も押し進めていった頼朝の認識とは、大きなズレが存在したと言えよう〔注37〕。

しかし、文治五年（一一八九）閏四月、奥州藤原氏に身を寄せていた源義経が頼朝の要請を容れた藤原泰衡によって滅ぼされ、ここに永年の懸案であつた義経問題も解決すると、「天下落居」意識は公武共有のものとなるはずであつた。現実的な軍事的緊張は全く存在しないのである。事実、後白河院は義経滅亡の報を聞き、「殊」に「悦」んだうえで「彼滅亡之間、国中定令静謐歟、於今者可棄弓箭」と頼朝に命じている〔注38〕。ところが、本節冒頭で述べたようにあえて頼朝はこれを無視し、奥州合戦を強行した。つまり内乱を政治的に延長したのである。

内乱終息にともなう頼朝の「政治」が、建久期に表面化したことはすでに本項で述べてきた通りであるが、実は内乱そのものが奥州合戦によつて政治的に延長されていた点に注目すれば、奥州合戦はまさに戦争の形態をとつた頼朝の「政治」である。とすれば、この「政治」は翌年以降に打ち出されていく建久期の政策と一体いかなる関係にあるのだろうか。次項では、この問題を奥州合戦の経過から検討していきたい。

3 奥州合戦の経過

『吾妻鏡』によれば、文治元年（一一八五）十月頼朝に反旗を翻すも失敗し、行方がわからなくなつていた「謀叛人」源義経が、奥州藤原秀衡のもとに逃亡しているとの情報から鎌倉に入ったのは、文治三年（一一八七）二月十日のことであつた〔注39〕。すぐさま頼朝は、「予州義経（源義経）^{義経}在陸奥国事、為秀衡入道結構之由、諸人申状符合之間、厳密可被召尋之旨」を京都に申し送り、三月五日には朝廷側の沙汰が行われたことが京都守護一条能保から鎌倉に伝えられている〔注40〕。八月には院庁下文が陸奥に下され、その際に同行した

頼朝の雑色は、九月四日鎌倉帰着後に「於秀衡謝申無異心之由」と述べつつも「既有用意事歟」と語り〔注41〕、秀衡が表面的には恭順の意を表しながらも、ひそかに軍勢を集めて、鎌倉に対抗する準備を整えていることを報告した。そこで頼朝は、この雑色を京都に送り、「奥州形勢」を言上するよう命じており、かなり切迫した様子が窺われよう。以上の『吾妻鏡』の記事に全幅の信頼を置けば、文治三年十月に義経を擁した「秀衡の鎌倉進攻作戦」が存在したという見解も成立するかもしれないが〔注42〕、しかし、この文治三年の奥州に関する『吾妻鏡』の記事には問題が多いと言わざるをえない。なぜならば、『玉葉』を見る限り、文治三年五月四日の時点で「伝聞、義頭於美作国山寺被斬畢」という情報が九条兼実のもとに入っており〔注43〕、翌文治四年一月になってはじめて義経が奥州に逃亡したという報が伝えられ〔注44〕、しかも同年二月八日になってもまだ兼実は「子細猶有疑」としているからである〔注45〕。とすれば少なくとも、時の摂政九条兼実は文治三年段階では義経の奥州逃亡を全く知らなかったことになり、文治三年に奥州の義経問題で頻繁な公武交渉が行われたとする『吾妻鏡』の記事を信用するわけにはいかないのである〔注46〕。

文治三年に頼朝が実際に朝廷と交渉した奥州問題とは、一つは藤原秀衡によつて召し籠められているといわれた前山城守基兼の解放と、いま一つは東大寺大仏再建のために秀衡に砂金三万両を進めさせるということであつた〔注47〕。四月の頼朝による申請に基づいて院宣が発給され、頼朝書状を副えて藤原秀衡のもとに送られたが、秀衡請文では「於基兼事者、殊加憐愍、全無召誠」、「貢金事、三万両之召、太為過分」、「仍旁雖不可叶、随求得可進上」という内容であつたため、再度九月に別の使者を遣わして貢金等を進上させるよう頼朝は朝廷に要請している〔注48〕。ここで注意したいのは、義経とは全く無関係のこの問題で、「秀衡不重院宣、殊無恐色、又被仰下兩条共以無承諾、頗在奇怪歟」と述べる頼朝の態度である。つまり、頼朝の奥州藤原氏に対する強硬な姿勢は、この時点で義経問題に先行して現れてきているのである。これは、頼朝の奥州政策を考える際に注意すべき事実であろう。

実際に義経の奥州潜伏の事実が顕在化したのは、翌文治四年（一一八八）の初頭であった。真実味のある情報がはじめて九条兼実のもとにもたらされた『玉葉』文治四年二月八日条には、次のように記されている。

二位大納言送書札云、所遣出羽国之法師昌尊申状如此、即被送件状、雖委細不能具録、只義頭在奥州、即件昌尊出自出羽国之間、与彼軍兵合戦、希有逃命来着鎌倉、以此子細触頼朝之处、早申国司可経院奏之由也、子細猶有疑、仍召件脚力勸諭之副使問子細、申状同昌尊書状、為奏聞召定長、依所勞不来、又触経房卿、同称病、然間及深更、仍明日付盛隆可奏也、

この出羽国の昌尊の報告は、義経軍兵と実際に合戦を行ったというだけに衝撃的であつたに違ひなく、兼実が翌日から義経追討の宣旨・院庁下文の発給に関して奔走している事実はそのことをよく示している〔注49〕。一方、頼朝は二月十三日に「義頭在奥州事已実也、但頼朝為亡母造営五重塔婆、今年依重厄禁断殺生了、仍雖承追討使、雖可遂私宿意、於今年者一切不可及此沙汰、若彼輩於来襲者非此限、其条又忽非可思寄事」と朝廷に申し入れを行い、故藤原秀衡の子息泰衡に義経捕縛を命じるよう提案している〔注50〕。頼朝の追討使辞退は、亡母供養の五重塔建立と厄年による一年間の殺生禁断が理由であるが、これは義経問題は重大であっても、現実的な軍事的緊張は存在していないという認識を頼朝自身が示していて興味深い。しかしここでも頼朝は、泰衡を「与義頭同意、已為謀叛者」と主張しており〔注51〕、奥州藤原氏に対する強硬な態度は変わっていない。

朝廷側は頼朝の申請に従つて、藤原泰衡と平泉に身を寄せていた前陸奥守藤原基成とに對して、二月二日に「無同心儀者、且召進義経身、且受用庄公使、猶不拘 朝章、争可免天譴哉、不日遣官軍、共可致征伐也」と命ずる宣旨を出し〔注52〕、二月二六日には同趣旨の院庁下文も発給された〔注53〕。官使は鎌倉を経て奥州に赴き〔注54〕、九月になつて泰衡請文等を持参して帰着するが〔注55〕、なおも解決しないので、再度十月十二日に義経捕縛を命ずる宣旨が〔注56〕、十一月には院庁下文が下されることになる〔注57〕。しかし、義経問題は何ら進展を見ないまま、頼朝の厄の明ける文治五年（一一

八九)を迎えるのである。

文治五年二月二二日、頼朝は使者を朝廷に送り、義経と親密であった藤原頼経の配流、同子息左少将宗長や権大納言藤原朝方などの解官とともに、「奥州住人藤原泰衡令容隠義頭之上、与同叛逆無所疑歎、蒙御免欲加誅罰事」を申請した〔注58〕。ここにはじめて頼朝は、一年間の殺生禁断の拘束を解き、奥州に対して自ら軍事行動をとるべき旨を表明するのである。そして二月二五日には「泰衡形勢」を探らせるために、使者を独自に奥州に派遣しているが〔注59〕、この段階の奥州合戦の準備状況を知るうえで次の史料はきわめて重要である〔注60〕。

(源頼朝)
(花押)

下 嶋津庄地頭忠久

可令早召進庄官等事

右、件庄官之中、足武器之輩、帯兵杖、来七月十日以前、可参着関東也、且為入見参、各可存忠節之状如件、

文治五年二月九日

この頼朝下文は、嶋津荘地頭惟宗忠久に宛てて、嶋津荘荘官のうち「足武器之輩」は、「兵杖」を帯び、来たる七月十日以前に鎌倉に参着すべきことを命じており、①すでに朝廷への申請以前の二月九日の時点で、各国の有力御家人を通じて軍勢の催促を行っていたこと、②しかもそれは奥州での合戦であるにもかかわらず、九州南端の嶋津荘にまで及ぶ文字通りの全国的動員であったこと、③そして七月十日までに鎌倉に参着することを命じている点から、この段階で奥州への出陣をすでに七月頃と計画していたこと、などが判明する。頼朝は大規模な軍事計画を文治五年初頭には練り上げていたのである。

以後、頼朝は朝廷に対し、三月二二日、閏四月二一日と追討宣旨の発給を繰り返し要請し〔注61〕、かかる政治的状況のなかで、閏四月三十日、義経は藤原泰衡によって攻められ滅亡する〔注62〕。この報を聞いた後白河院の反応はすでに紹介した通りであるが、九条兼実は「天下之悦何事如之哉、実仏神之助也、抑又頼朝卿之運也、非言語之所及也」と

まで言っている〔注63〕。しかしこうした朝廷側の反応にもかかわらず、頼朝は六月二十五日、重ねて奥州追討の宣旨を要求していく〔注64〕。頼朝にとつての奥州問題は、もはや義経問題が本質ではなかったのである。この時期の鎌倉の状況を伝えるものとして、『吾妻鏡』六月二十七日条を掲げたい。

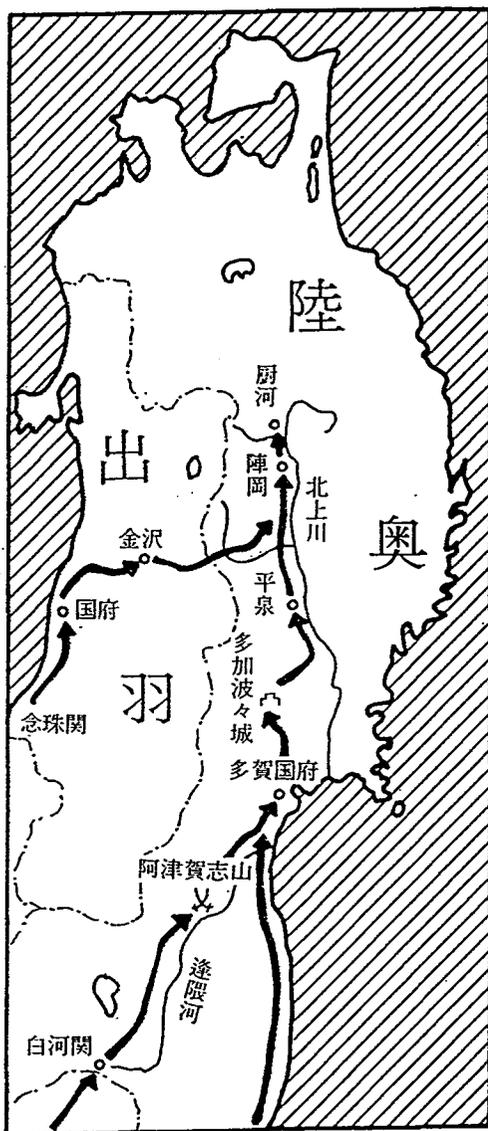
被催軍士等、群集鎌倉之輩、已及一千人也、為義盛・景時奉行、日来注交名、前凶書
允為執筆、今日覽之、而武蔵下野兩國者、為御下向巡路之間、彼住人等者、各致
用意、可参会于御進發前途之由、所被觸仰也、

すでにこの時点で、鎌倉には一千にも及ぶ武士が参集しており、それを和田義盛と梶原景時が奉行として交名を作成していたことがわかる。美作国御家人久世貞平はこの「文治五年景時軍兵注文」に実際に名を連ねており〔注65〕、武蔵・下野兩國を除き、全国から動員された武士名がここで登録されていたと思われる。従来全く注目されることのなかったこの軍兵注文の作成は、合戦後に不参者に対してきわめて厳しい処分が行われていることとも密接に関連し、奥州合戦の重要な要素をなすものであった。

七月十二日に至っても頼朝は追討宣言を要請し続けるが〔注66〕、同十六日になって「軍士多以予参之間、已有若干費、何期後年哉」として出兵強行を決定し〔注67〕、軍勢を大手軍・東海道軍・北陸軍の三手に分け〔注68〕、自らも大手軍を率いて十九日に鎌倉を出發した〔注69〕。頼朝が陣頭に立ったのは、実に治承四年（一一八〇）の挙兵当初以来のことである。奥州合戦における頼朝の大手軍の動向に関しては、すでに入間田宣夫氏が指摘した如く、従軍記者の存在を推測させるほど『吾妻鏡』の記載は正確で詳細をきわめている〔注70〕。ここでは図4（次頁）を参照しながら簡単に経過を追うこととしたい。

七月十九日に鎌倉を發した大手軍は、同二六日には宇都宮で常陸国佐竹氏の軍勢を合流させ〔注71〕、二九日には白河関を越えて〔注72〕、八月七日に陸奥国伊達郡阿津賀志山の南、国見宿に到着する〔注73〕。そして七日深夜から十日にかけて、藤原泰衡の異母兄藤原国衡を大將軍とする奥州勢と阿津賀志山に戦うことになるわけであるが、この合戦に備え、奥州勢が約三・ニキロにわたり「阿津賀志山二重堀」を構築したことや、幕府軍が

図4 奥州合戦・幕府軍進路図



本図は、関幸彦「源頼朝の奥州征伐」付図（安田元久編『日本史小百科戦乱』、1984年、近藤出版社）をもとに作成。

鎌倉から連れてきた工兵隊に堀の一部を埋めさせたことなどは、すでに第一章において述べた通りである。八月十日に阿津賀志山の奥州勢を破った大手軍は〔注74〕、十二日に多賀国府に到着し、ここに東海道軍も合流〔注75〕。二十日には泰衡を追って玉造郡多加波々城を囲んだが、すでに泰衡は逃亡していたため、奥州藤原氏の本拠地である磐井郡平泉への進攻を決定する〔注76〕。この日、頼朝が北条・三浦義連・和田義盛・相馬師常等の先陣の御家人達に宛てた廻状には、「かまへて、せい二万きを、まかりそろうへし、あんないさとも申せはとて、あふなきことすへからす、いかさまにも、ものさはかしく、ころ／＼にはすることあるへからす」とあり〔注77〕、平泉には二万騎の軍勢を整えて攻め入るよう命じている。

八月二二日、幕府軍は平泉に到着するが、ここでもすでに泰衡は火を放って逃亡したあとであったため〔注78〕、しばらく滞在ののち、九月二日には泰衡を追って幕府軍も岩手郡厨河（厨川）に向けて北上〔注79〕、四日志波郡陣岡において出羽方面から入った北陸道の軍勢とも合流する。この時、『吾妻鏡』は「諸人郎従等」までも加えると「軍士二十八万四千騎」に達したと記している〔注80〕。この数字をそのまま信用することはできないにしても、平泉進攻の先陣だけで二万騎が揃っていたことは先に触れた通りであり、史上空前の大軍勢がここに集結していることだけは確かである。

九月六日、ついに家人河田次郎によつて討たれた泰衡の首級が、頼朝のもとにもたらされ〔注81〕、さらに九日になって陣岡の宿所に、朝廷から事後承諾の泰衡追討宣旨も届くこととなる〔注82〕。ここに、奥州合戦の目的は基本的に達せられたかのように見えながら、頼朝はなぜか十一日に陣岡を出て、さらに厨河まで北上している〔注83〕。七日間の厨河滞在中、頼朝は残党搜索とともに〔注84〕、陸奥・出羽両国の省帳・田文の検討や〔注85〕、平泉内の寺領安堵を行い〔注86〕、十八日には京都の帥中納言藤原経房に、「今年許ハ暫と御制止候を、催軍士不可黙止之間、無左右打入候て、如此令追討泰衡候訖、宣旨の候へハ、不及左右候へとも、御気色恐思給候、又公卿僉議も候けると承候、内々御気色可仰給候、当時ハ恐入候也」と書状を送つて〔注87〕、後白河院への執り成しを依頼しており、ここに再び従順な王朝の侍大将たる頼朝の像に接するのである。九月十九日に厨河から南下し〔注88〕、二十日には胆沢郡鎮守府において吉書始と論功行賞が行われ〔注89〕、こうした戦後処理の過程のなかで、奥羽両国において幕府の地方支配組織のモデルと評価される強力な支配体制がつくり出されていくことになる〔注90〕。平泉での滞在を経て〔注91〕、二七日には衣川の安倍頼時の遺跡を見学したのち〔注92〕、二八日になつてようやく鎌倉に向けて出発〔注93〕、帰着は翌十月二四日のことである〔注94〕。三カ月以上にわたる大遠征であつた。

しかし、まだ奥州合戦は終わっていない。帰着四日後の『吾妻鏡』同年十月二八日条は、次のような記事を載せている。

景時申云、安芸国大名葉山介宗頼^(マコ)、依伊沢五郎之催^(武田信光)、為奥州御下向御共、率勇士参向之处、於駿河国糞科河辺、聞已御進発之由、自其所帰国訖、自由之至也、無誠御沙汰者、自今以後、傍輩之所思如何云々、仍可被収公宗頼^(マコ)所領等之由、被定云々、

これは安芸国の有力御家人であつた葉山介城頼宗が、武田信光の催促を受け、奥州合戦に参加するために駿河国まで来ながら、途中で帰国してしまったために、制裁として所領没収が決定されたことを伝える記事である。頼宗の没収地はのち安芸国守護宗孝親に与えられたことが別の史料から判明し〔注95〕、この没収が実際に強行されたことも確認され

るのである。また豊前国伊方荘地頭貞種も、鬼界島・奥州合戦への不参を理由に地頭職を没収されている〔注96〕。たとえばるか遠方であっても、有力御家人の奥州合戦不参には徹底した制裁が待っていたのである。

以上、奥州合戦の経過を追いつつその特徴を見てきたわけであるが、やはりこの合戦の最大の特徴は、周到な準備を経て実現された全国的な大動員体制にあったと理解するべきであろう〔注97〕。そしてこの余りにも大袈裟な動員は、決して奥州藤原氏の勢力の大きさから説明できるものでもないであろう〔注98〕。むしろこれは、それまでの治承・寿永の「戦争」で動員した全国の武士達をここで再び動員し、頼朝自身がそれを率いること、そのこと自体に大きな目的があったとしか考えられないのである。その意味から、近年発表された入間田宣夫氏や大山喬平氏の見解は注目に価する。入間田氏は奥州合戦の意義を、「日本全国すべての在地領主は鎌倉殿の指揮統制下に入るべしという原則を、たてまえだけのものに終わらせないで、実際の動員によって実行し確かめること」にあったとし〔注99〕、大山氏もこうした入間田氏の提起を受けて、「この軍事的大動員は頼朝の西国を中心とする各地域領主層への一大示威運動として展開されたものに相違ない」と述べている〔注100〕。両氏の説は、奥州合戦を旧来のように義経問題や過度に強調された奥州藤原氏の敵対性に矮小化することなく、合戦そのものの特徴からその政治的意義を導き出し、これを幕府の支配体制確立の問題として位置づけた点で画期的であった。

本稿においても両氏の見解に対して異論はないが、ここで注意しておきたいのは、かつて平氏や義仲・義経などに属し囚人とされていた敵方武士が、この時点で許されて、鎌倉方として奥州合戦に参加し活躍するという記事が、『吾妻鏡』において非常に目立っていることである。もと木曾義仲配下の「無双勇士」で梶尾景時に預けられていた城長茂〔注101〕、斎藤実盛の外甥で平氏滅亡の際に捕われの身となり中原親能に預けられていた宮六兼仗国平〔注102〕、平忠盛四代孫筑前守時房子息で同じく平氏滅亡の際に捕われ安達盛長に預けられていた筑前房良心〔注103〕、さらに兄義秀が大庭景親に与力したため「二品官女」「京極局」である母親のもとに身を寄せていた河村四郎秀清も〔注104〕、こうした例

に入るであろう。すでに入間田宣夫氏も触れているが〔注105〕、鎌倉中期に成立した『古今著聞集』によると、摂津国渡辺党の源番は、文治元年（一一八五）十一月の義経都落ちの際それを見送ったという罪科で鎌倉に呼び出され、梶原景時に預けられていたが、奥州合戦を前にして頼朝に召し出され、「汝をとうにいとまとらすべかりしかども、此大事を思て、今日までいけておきたる也、身の安否はこのたびの合戦によるべし」と言われ、鎧・馬・鞍などを与えられたという〔注106〕。こうした数々の事例に示されている如く、奥州合戦は明らかに、武士達の内乱期に敵方と結んだ主従関係を清算し、あらためて鎌倉殿の主従制のもとに編成していく「場」としての機能を負わされていたのである。

長期の準備期間のなかで全国的な大動員体制を敷いた奥州合戦の政治的意義が、以上の如く、内乱期の主従制を清算し、この時点であらためて鎌倉殿のもとに再編・明確化しようとするものであったとすれば、挙兵段階以来決して戦場に赴くことのなかった頼朝が、自ら出陣しなければならなかった理由も鮮明となるし、有力御家人の不参に対して、所領・所職の没収という異例の厳しさで制裁が行われたことも合点がいく。そしてさらに、先に掲げた惟宗忠久宛の頼朝下文に見られたように、西国からの動員を「足武器之輩」^一武士に限定していた事実も、内乱期御家人制の曖昧な範囲を清算し、あらためて明確化しようとする意図を示しているし、軍兵注文の作成も、まさにそれ故に必要であったと考えられよう。正応五年（一二九二）美作国御家人久世頼連（法名道智）は、自らの御家人の由緒について「道智曾祖父貞平入文治五年景時軍兵注文以降、勤仕御家人役之条、寛喜寛元建長弘長文永弘安関東并六波羅数通御教書分明也」と述べ〔注107〕、奥州合戦の軍兵注文に起点を置いていることは、その意義をよく示しているのである。

奥州藤原氏の存在が頼朝にとって脅威であったことは決して否定しないが、奥州合戦は藤原氏追討の問題だけに解消できない点にこそ、他の戦争から区別される最大の特徴があったわけである。

このように、奥州合戦はすでに内乱の終息を前提とし、内乱期御家人制を清算・再編して、鎌倉殿のもとに明確化するという意義を担った戦争であった。つまり、平時の御家人

体制を構築していく頼朝の「政治」が、戦争の形態をとってここで始められていたわけである。とすれば、これはまさしく前項で述べた建久期の政策と同質のものに他ならない。下文更改や一国御家人交名によって進められた建久年間の御家人確定作業は、実は文治五年の奥州合戦によつてすでに始められていたのである。

では、なぜこうした鎌倉殿御家人制の確立という「政治」が、奥州合戦において行われることになったのであろうか〔注108〕。頼朝にとつて、奥州とは何か特別な意味をもつていたのであろうか。次項では、この問題を頼朝の武士としての氏意識から考察していこうと思う。

4 頼義故実と奥州合戦

文治三年（一一八七）十一月、謀叛の嫌疑をかけられた畠山重忠のもとに下河辺行平が遣わされ、両者の間で交わされた次の会話はつとに有名である〔注109〕。

行平去十七日向畠山館、相触子細於重忠、々々太忿怒云、依何恨、抛多年勲功、忽可為反逆凶徒哉、且於重忠所存者、不能左右、二品御腹心、今更无御疑歟、偏就讒者等口状、称有恩喚、相度為誅、被差遣貴殿也、生末代今聞此事、可耻業果者、取腰刀欲自戮、行平取重忠手云、貴殿者不知詐偽之由自称、行平又誠心、々在公之条、争可異貴殿哉、可誅者亦非可怖之間、不可偽度也、貴殿將軍後胤也、行平四代將軍裔孫也、態令露頭、及挑戦之条、可有其興、時儀適撰朋友、行平為使節、是无異儀、為令具參之御計者、于時重忠含笑、勸盃酒、歡喜相伴云々、

これは、呼び出されて謀殺されるくらいであればと自殺しようとする重忠に対し、行平はそのような意趣など全くないことを説明し、鎌倉にともに参向するようにとの源頼朝の命を伝え説得する場面であるが、ここで注目したいのは、行平が重忠を「將軍後胤」と呼び、自らを「四代將軍裔孫」と称して、堂々と「挑戦」するのは「興」のあることと述べている点である。言うまでもなく、重忠の先祖の「將軍」とは鎮守府將軍平良文を指し、行平の「四代將軍」とは鎮守府將軍藤原秀郷以来の先祖を指す。謀殺などありえないとす

る行平の説得に、こうした互いの名立たる氏の先祖が誇りをもって想起され、それが有効性をもっていたところに、当時の武士社会の氏意識の特徴を見出すことができるであろう。

このような武士社会の強烈な家系意識、先祖崇拜は、例えばよく知られた「とをくは音にもきく、ちかくは目にもみ給へ、昔朝敵将門をほろぼし、勸賞かうぶし、俵藤太秀郷に十代、足利太郎俊綱が子、又太郎忠綱、生年十七歳、(略)三位入道殿の御かたに、われとおもはん人々はよりあへや、げざんせん」の如き〔注10〕、『平家物語』等にしばしば見られるような戦場での「氏文よみ」の慣習にも窺うことができるし、『吾妻鏡』に「就論先祖武功之勝劣、雖有此鬪諍」と記されているような事件にも表現されている〔注11〕。

中世における武士身分の認定が、国内有力豪族の家系を登録した「譜第図」や押領使などの補任記録を保存した国衙によって行われ、「兵の家」にふさわしい家系と過去の経歴とが重視されるものであった以上〔注12〕、こうした先祖崇拜はむしろ当然のこととも言えよう。彼らの現実の武士という支配身分が、過去によって保障されている側面が色濃く存在するのである。では、このような先祖意識は一体何を基礎として彼らのなかで日常的に再生産されていたのであろうか。単に文書とともに相伝される系図だけなのであろうか。

そこで想起されるものの一つが、羽下徳彦氏が指摘した武士の家門の表徴としての実戦的武具の相伝である〔注13〕。羽下氏が注目したように、『平治物語』には「三男右兵衛左頼朝は十三、紺の直垂に源太が産衣といふ鎧を着、星白の甲のをしめ、髭切といふ太刀」を帯したと記されているが、この「源太が産衣」と「髭切」は、「源氏の重代の武具の中に、ことに秘蔵の重宝」であって、「三男なれ共、頼朝さづかり給けるは、つるに源氏の大將となり給ふべきしるし也」という意味をもつものであった〔注14〕。そしてこうした家門の表徴としての武具には、必ず由来が語られる。「源太が産衣」という鎧とは、「八幡殿のおさな名を源太とぞ申ける、二歳のとき、院より、『まいらせよ、御覧せん』と仰を蒙り給て、わざと鎧をおどし、袖にすへてぞ見参に入られける、さてこそ源太が産衣とは付られけれ」というものであり、「髭切」という太刀についても、「八幡殿、貞任

・宗任をせめられし時、度々にいけどる者千人の首をうつに、みな髭ともにきれければ、髭切とは名付たり、奥州の住人に文寿という鍛冶の作也」として、同じく源義家にまつわる由緒がつけられている〔注15〕。このように、家督の地位が相伝の武器で示されるとすれば、同時に武器の由緒にまつわる先祖伝承を一族が生々しく想起せざるをえない構造に当時の武士社会はなっていたのである。平氏の場合も、「抑唐皮といふ鎧、小鳥といふ太刀は、平將軍貞盛より当家につたへて、維盛までは嫡々九代にあひあたる」とあり、全く同様に平貞盛が想起されている〔注16〕。こうした家門の表徴としての武器の相伝が一部の軍事貴族のみならず、一般の御家人レヴェルにおいても存在したことは、建永二年（一二〇七）八月十五日に鶴岡八幡宮放生会の随兵を命じられた御家人が、「新造鎧」を損じたことを理由に不参したことが明らかになった際、「右大將軍御時、譜代武士可必候此役之由、所被定也、武勇之輩、兼争不帶鎧一領焉、世上狼啖者不図而出来、何、閤、重、代、兵、具、可、用、軽、色、新、物、哉、且、累、祖、之、鎧、等、似、無、相、伝、之、詮」と問題にされていることから窺えよう〔注17〕。そして、武器の相伝はさらに、それにもなつて先祖伝承が拡大していく過程でもあった。弘安十年（一二八七）二月二八日、佐々木頼綱は次男義綱に先祖勲功の地であった近江国朽木荘と常陸国本木郷を譲るとともに〔注18〕、三月三日には太刀「明劔」と母衣を義綱に譲り与え、「此大刀ハ、弘安八年十一月十七日の合戦の時、かたきをあまたうつといへども、聊もしらます、つたえたる宝物也」と述べている〔注19〕。ここに武器の相伝にともなつて、新たな先祖の武功伝承がつけ加わっていく様子が示されているのである。

ところで、最近鈴木国弘氏は、古代的「氏」は平安中・末期にも衰退することなく、開発所領名に主たる淵源をもつ新たな名字・名字族とともに鎌倉期においては並存状態を保っていたとし、軍事貴族の子孫であることを示す「氏」名を武士達が誇称するのは、この段階においてもなお、朝廷の奉仕者たる武者の意識を彼らが依然として強くもち続けていることに他ならず、それがまた当時の武士団結合の重要なモメントをなしていたと主張している〔注20〕。本項の冒頭で紹介した畠山重忠の先祖平良文や下河辺行平の先祖藤原秀

郷は、この鈴木氏の指摘する氏の先祖にあたるものであり、良文流平氏や秀郷流藤原氏が「氏」名を誇示する際、その中核に位置づけられる存在であった。しかし、先に問題にした武器の相伝は家門の表徴であり、それがそのまま氏意識につながるわけではない。本物かどうかは関係なく、それが直接氏の先祖につながると意識され誇示されるのは、鎧・太刀を「平將軍貞盛より当家につたへ」た伊勢平氏嫡宗家の如き、ごく限定された一族・家にしか基本的に許されなかつたはずである〔注21〕。とすれば軍事貴族の系譜を引きながら、庶流に位置した畠山重忠や下河辺行平に見られるような氏意識は、鈴木氏の言う「対朝廷の奉仕意識」を別とすれば、一体何によって相伝されうるのであろうか。

ここで下河辺行平の場合に注目したい。下河辺氏は、秀郷流藤原氏の流れをくむ大田行光の子行義に始まり、大田の嫡流を継承した小山氏の庶家にあたる〔注22〕。行平はその行義の子であるが、彼は奥州合戦に際して頼朝から甲冑の調達を命じられ、次のような甲冑を献上している〔注23〕。

又下河辺庄司行平、依仰調献御甲、今日自持参之、開櫃蓋置御前、相副紺地錦御甲直垂上下、御覽之処、冑後付笠標、仰曰、此簡付袖為尋常儀歟、如何者、行平申云、是曩祖秀郷朝臣佳例也、其上、兵本意者先登也、進先登之時、敵者以名謁知其仁、吾衆自後見此簡、可必知某先登之由者也、但可令付袖給否、可在御意、調進如此物之時、用家様者故実也云々、于時蒙御感、

この『吾妻鏡』の記事によれば、行平は戦場で敵味方を区別するために普通袖の部分につける標識（袖標）を冑のうしろにつけて献上した。頼朝からその理由を尋ねられた行平は、兵の本意が先登にあるからには、後方の味方に見えやすい部分につけるのが当然と説明し、それを「是曩祖秀郷朝臣佳例也」と述べているのである。下河辺行平にとって遠い氏の先祖に当たる藤原秀郷とは、実はかかる「秀郷佳例」として伝承された「家様」によって日常的に意識されていたわけである。そして、こうして下河辺氏に伝えられた秀郷故実は、笠標などの武器の形態にとどまらない。彼は文治六年（一一九〇）四月に源頼家の弓の師となっているが、それは「諸家雖有其数、行平適為数代將軍後胤也、隨而弓箭達者

也」という理由であり〔注124〕、建久四年（一一九三）八月には鶴岡八幡宮放生会の流鏑馬射手に、弓の持ち方について「譜代口伝故実等」を教示している〔注125〕。このような実戦的武芸の様式といい、また武具の形態といい、下河辺行平の場合は、職業的戦士としての最も本質に関わる部分で、日常的に氏意識が再生産されていたのである。

こうした故実は、同じく秀郷流藤原氏の紀伊国佐藤氏の場合では、その出身であった西行が「弓馬事者、在俗之当初、愁雖伝家風、保延三年八月遁世之時、秀郷朝臣以来九代嫡家相承兵法焼失」と語ったように〔注126〕、文書化された「兵法」なるものも存在し、「家風」として独自の発展をとげている。従って、同じ秀郷流とはいっても実際には諸家様々であつて、それは西行の弓箭談議に他ならぬ行平が感心したとする『吾妻鏡』の記事に端的に示されている〔注127〕。とすれば、種々の軍事貴族の末裔を称する御家人達の間で、武芸の様式をめぐる故実の対立が起こるのはむしろ当然であろう。建久五年（一一九四）十月、源頼朝は小山朝政の邸宅に下河辺行平をはじめ、甲斐源氏の武田有義、良文流平氏の和田義盛等、「弓馬堪能」の御家人十八人を集めて、翌年の上洛中に予定されている住吉社流鏑馬の様式について「評議」を行い、各々の「旧記」「先蹤」を検討しているが、結局「其故実、各所相伝之家説、面々意巧不一准」という有様であつた〔注128〕。この結果に示されているように、当時の武士社会における故実とは、彼らの氏意識を再生し、かつ独自の家意識をも主張させるものだったのである。

以上のような鎌倉期の武家故実については、戦前にすでに花見朔己氏〔注129〕や鈴木敬三氏〔注130〕の先駆的業績があり、戦後でも藤直幹〔注131〕・河合正治〔注132〕・二木謙一〔注133〕・籠谷真智子〔注134〕諸氏の研究を数えることができるものの、それを鎌倉幕府や当該期武士社会の在り方と関連させて意識的に追及した研究は決して多いとは言えない。従つて全面的な検討は今後の課題であるが、いまここで問題にしておきたいのは、花見氏以来、鈴木氏・二木氏によつても、鎌倉幕府においては秀郷流故実が規範とされていたと主張されてきた点である。確かに、下河辺行平を頼家の弓術の師として重用したり、西行に対して頼朝が「弓馬事」について執拗に尋ねるなど、『吾妻鏡』には頼朝の秀郷流

故実に対する関心の深さを物語る記事が多い〔注135〕。しかしそれは騎射の芸に対する関心の深さであつて、秀郷流故実そのものではないのではなからうか。すでに指摘されている如く、故実とは陪膳・供奉・鷹飼・箭祭の餅の食し方にまで及び、その作法においても諸流諸家によつて大きな違いを見せている〔注136〕。秀郷流故実に頼朝が注目したのは、その伝えられた騎射の技術の面においてであり、しかもそれは第一章で述べたように、この時期に戦闘様式の変化が起こり、徒歩立ちや組打ちの戦闘法が急速に幅をきかせるという風潮のなかで、逆に「士風」〔注137〕として騎射の芸自体を奨励するためであつたと考えられるのである。しかしその騎射の芸においても、先に見た「評議」のように、故実が武士の氏と家の自己主張の意義をもつものであつた以上、特定の形式にそれを統合することなど、この段階ではそもそも不可能であつた。とするならば、「源家の故実に関しては、千葉常胤が、頼朝の祖先頼義の旗の寸法に合わせて作られた軍旗一流の調進を命ぜられたことが、例外のように見えるのみで、他のほとんどの記事は、藤原秀郷の故実である」とし、その理由を「東国に根をおろし、源家以前に栄えた氏族、藤原氏の子孫であることを自負し、隠然たる勢力を誇つていた秀郷流諸氏の力を無視することができず、ために、秀郷の故実をとくに標榜」せざるをえない「東国の有力豪族を基盤にして成立した、草創期の鎌倉幕府の性格」に求めた二木謙一氏の見解は〔注138〕、実証も含めて全面的に再検討を行う必要があると思われる。

本稿ではすでに述べてきた通り、少なくとも鎌倉前期にあつては特定の氏・家の故実が幕府故実として規範化されていたとは考えられず、このことこそむしろ種々の系譜をもつ「東国の有力豪族を基盤にして成立した」草創期幕府の性格に由来すると思われる。その意味においては、従来ほとんど注目されてこなかつた源頼朝に相伝された源氏の故実も、御家人一般と同じレベルに位置していたと言えるであろう。それでは、源氏の故実とは一体いかなるものであり、それによつて示される頼朝の氏意識とは一体どのようなものだったのであろうか。まずは源氏故実の存在から確認したい。

佐々木三郎盛綱挨野箭一腰進上、御上洛料也、即覽之、無文染羽、以鶉目樺、挨之、

藤口巻也、以青鷲羽為表箭、(源賴義)是曩祖將軍(義家)天治年中令征伐奥州梟賊之後、歸洛之日、用此式矢云々、

先に二木氏の見解を引用した際、源頼義の旗の寸法に合わせた軍旗を千葉常胤が調進した事実が述べられていたが、この軍旗については後述するとしてここでは触れない。しかし、二木氏がそれを源氏故実として例外的に見出せるとした点については、さしあたり右に掲げた『吾妻鏡』の記事〔注139〕から批判することができであろう。この記事によれば、建久元年（一一九〇）の頼朝上洛にあたり佐々木盛綱が挨野箭一腰を進めているが、それは前九年合戦において奥州安倍氏を追討した「曩祖將軍」源頼義が、帰洛の日に用いた箭の形状にならったものであった。とすると、これは軍旗同様に鎮守府將軍頼義の故実であり、少なくともこの段階における源氏の場合、常識的に想像しやすい源義家よりも、むしろ頼義の故実が重視されていたと思われる。そのつもりで『平家物語』や『源平盛衰記』を参考までに見直してみると、例えば寿永二年（一一八三）三月の幕府軍による信濃進攻に際して、『源平盛衰記』は「今日八坎日ナリ、如何ン有ヘキカト評定アリ、(源頼朝)佐殿宣ケルハ、昔頼義朝臣奥州ノ貞任カ小松館ヲ攻給ケル時、今日往亡日ナリ、明日合戦ヲ遂ヘキカト定ラレケルヲ、武則先例ヲ勘テ云、周武王合戦ニ勝事、往亡日ヲ避ス、勇士ハ敵ヲ得ヲ以テ、吉日トスト申テ、小松館へ押寄テ、忽ニ貞任ヲ誅シテ、勝事ヲ得タリキ、況坎日ヲヤ、先規ヲ思ニ吉例ナリト宣ケレハ、然ヘシトテ」碓氷峠を越えて上野から信濃に入ったとしており〔注140〕、ここでは戦争の故実として頼義の前九年合戦がもち出されている。また『平家物語』でも、寿永二年五月の砺波山合戦において、同じ源氏一族の木曾義仲が「先祖、頼義朝臣、貞任・宗任を攻給ひし」「先蹤」を尊重したことが描かれており〔注141〕、義仲の場合も全く同様に頼義の前九年合戦が想起されているのである。

確かに、源頼朝の氏の先祖たる頼義への関心は強烈であった。例えば、治承四年（一一八〇）八月の挙兵直後に石橋山合戦で敗れた頼朝は、房総半島を経て鎌倉に向かう途中、安房国丸御厨を巡見しているが、その地は「当所者、御曩祖(源頼義)予州禪門平東夷給之昔、最初朝恩也、左典厩令請廷尉禪門御讓給之時、又最初之地」であり〔注142〕、氏と家の先祖ゆ

かりの土地であつた。そしてそもそも頼朝が居を構えることとなつた相模国の鎌倉自体も「御囊跡」の地だったのであり〔注143〕、それは源頼義が平直方の婿となつて鎌倉の屋敷を譲渡されたことに始まるという〔注144〕。治承四年十月六日に鎌倉に入った頼朝は、同十二日に「祖宗」を崇めるために、小林郷北山を点じて由比郷から鶴岡八幡宮を遷しているが、この鶴岡八幡宮は

本社者、後冷泉院御宇、伊予守源朝臣頼義奉 勅定、征伐安倍貞任之時、有丹祈

之旨、康平六年秋八月、潜勸請石清水、建瑞籬於当国由比郷下赜畝、永保元年二月、

陸奥守同朝臣義家加修復、今又奉遷小林郷、致蘋繁礼奠云々、

と記されているように〔注145〕、康平六年（一〇六三）八月、前年に前九年合戦で安倍氏を滅亡させた源頼義が、石清水八幡宮をこの地に勸請したことに由来をもっていたのである。この鶴岡八幡宮は源頼朝の氏神社から、鎌倉殿の守護社、そしてさらに幕府の守護社へと発展していくことになる〔注146〕。とするならば、鎌倉という土地に幕府を開き、鶴岡八幡宮を中核に宗教政策・御家人統制策を展開させていった源頼朝にとって〔注147〕、氏の先祖源頼義とは切つても切れない関係にあつたのであり、頼朝が頼義を強く崇拜するのは彼の現実の政治からいっても必要であつた。建久三年（一一九二）四月、頼朝が常陸介藤原時長の娘大進局に生まれた貞暁の乳母を御家人達に命じたところ、政子の嫉妬を恐れて誰も引き受け手が無い。結局は、「伊予守源頼義朝臣攻貞任等時、七騎武者随一」であつた藤原景通の子孫大江景国に命じられたという話まで残っている〔注148〕。元暦元年（一一八四）十月に園城寺が頼朝に寺領寄進を要請した際、「貴下先祖伊予入道、蒙承詔命、征伐貞任之刻、先詣園城之仁祠、殊祈新羅之靈社、依其効驗、伏彼夷狄、伝梟首於洛中、施虎威於関東、曩祖已如此、子孫豈不帰乎」と述べているのも〔注149〕、頼朝の頼義崇拜が広く知られていたことを示すものであろう。

ところで近年、杉橋隆夫氏は、源氏の嫡流は源満仲から河内源氏の祖である頼信にではなく、摂津源氏の祖頼光の系統に伝えられたとし、源頼朝はその勢力に対抗し源氏諸族の嫡宗を自称するために、従来の「陽成源氏」を改め、八幡神の擁護によって即位したとき

れる「清和源氏」を名乗り始めたとする興味深い見解を提起している〔注150〕。本来は「陽成源氏」なのかどうか、論争の多いこの問題にいま立ち入ることはできないが、いずれにせよ河内源氏を源氏嫡流と位置づけつつ、頼朝が頼信の子頼義の故実をことさらに重視して、頼義直系の地位を誇示したことは、同じ頼義流で義光の系統である武田・佐竹・平賀氏や、あるいは頼朝と同じ義家の系統である新田・足利氏などに対し、自らの源氏嫡宗権を確認させる現実的意義をもったと思われる〔注151〕。しかし、先にも述べた通り、だからといって頼義故実が幕府の故実として規範化されたわけでは決してなく、鎌倉に結集した御家人それぞれに伝えられた故実と同列に位置するものであった。ただ、そこで注意したいのは次の如き頼義故実の内容である〔注152〕。

於武蔵国入間野有追鳥狩、藤沢二郎清親施百発百中之芸、揚獲雉五獲鶴廿五之名、將軍家御感之余、賜所駕給之御馬一、自令引之給、是曩祖將軍征貞任給之後春有野遊、清原武則以一箭獲兩翼、于時將軍自引馬給云々、被思食其例歟、彼賈氏如臯和婦女之情、此清親於野預主人之感、弓馬之眉目、射鳥之興遊、焉而極耳、

この『吾妻鏡』の記事によると、建久四年（一一九三）三月に武蔵国入間野で追鳥狩を行った際、藤沢清親の「百発百中之芸」に感動した頼朝が清親に自分の馬を与え、自らその馬を引いてまで彼の栄誉をたたえているが、それは「曩祖將軍」頼義が前九年合戦後の春の野遊びで清原武則の射芸をたたえた例にならったという。高橋昌明氏はこの入間野の追鳥狩について、「多数の武士には弓矢を持たせず『踏馬衆』という勢子の役割を与え、清親には『弓馬の眉目』と形容せられた栄誉をもって遇する」という頼朝の態度からは、戦士の競争心と名誉心を煽りそれをも自分に対する奉仕の熱情に転化させようとする政治家の伶俐な計算を読みとることができるように思われる」と指摘しているが〔注153〕、本稿ではそれがまさに頼義故実として行われている点に注意したい。つまり、頼義故実が武器や戦争の故実として存在していただけではなく、主従の故実としても生きていたのである。

とすれば、たとえ頼義故実が他の御家人一般のそれと同列にあつたとしても、主従の故実が実際に機能するレヴェルは大きく異なることになる。頼義の主従の故実、他ならぬ

御家人に対して機能するのである。しかし、ここで見逃してはならないことは、頼義の主従の故実が、現実に高橋氏の指摘の如き意義をもちうるためには、少なくとも御家人達の側に自らの先祖とともに頼義の武功を承認するという背景が必要であった点である。彼らが自らの先祖の名のもとに頼義の武功を否定していたならば、頼義の故実をもち出すことは、かえって現実の主従制をも弱体化させることになりかねないからである。一方逆に、頼義が単に頼朝にとって氏の先祖であるだけでなく、御家人達にとつても文字通り「鎌倉殿」の先祖として功績が強く意識されたとすれば、その意義はきわめて大きい。そのことこそ、武士社会の内在的論理のレヴェルにおいて、鎌倉殿の存在の正当性が過去に遡って承認されることに他ならないからである。では、頼朝はいかにして御家人達に頼義の武功を認識させ、自らの氏意識を彼らに共有させるに至ったのであろうか。氏意識を再生するものがやはり故実であり、しかも頼義故実を幕府故実として規範化できない条件にある以上、それは、頼義故実をそれに最もふさわしい場面において徹底し、頼義の武功を御家人達に強烈に印象づけるという政治が必要である。

そこで問題となるのが、奥州合戦なのである。

千葉介常胤献新調御旗、其長任入道將軍家頼義御旗寸法、一丈二尺二幅也、又有白糸縫物、上云、伊勢大神宮 八幡大菩薩云々、下縫鳩二羽雄雌、是為奥州追討也、治

承四年、常胤相率軍勢、参向之後、諸国奉帰往、依其佳例、今度御旗事、別以被仰之、これは先にも少し触れた千葉常胤による軍旗調進の記事であるが〔注154〕、頼朝の命を受けて行われたこの頼義故実に基づく軍旗調進が、実は文治五年（一一八九）七月八日のことであり、奥州合戦のために製作された軍旗であったことをまず確認しておきたい。

前項で経過を紹介したように、九月二日、頼朝は藤原秀衡がすでに逃亡したあとであった平泉を出て、厨河に向けて北上を開始するが、『吾妻鏡』はその事情について次のように記している〔注155〕。

出平泉、今赴岩井郡厨河（手）辺給、是為相尋泰衡隠住所也、亦祖父將軍追討朝敵之比、十
二九年之間、所々合戦不決勝負、送年之处、遂於件厨河柵、獲貞任等首、依曩時

佳例、到当所、可討泰衡獲其頸之由、内々令思案給云々、

なぜ頼朝が逃亡する泰衡を追って執拗に北上したのか、その理由をこの記事は興味深く語ってくれている。すなわち、厨河こそ前九年合戦で「祖父將軍」源頼義が安倍貞任を討った由緒正しき土地であり、それ故に、「曩時佳例」にならって頼朝はその厨河で泰衡の首を得たいと「内々令思案給」ということがわかるからである。この厨河への北上が当初からの計画的なものであったことは、出羽方面から進軍した北陸道軍を平泉ではなく、厨河への進路に当たる陣岡で合流させていることから明らかである。とすれば、まさに奥州合戦は前九年合戦の再現なのである。

しかし、頼朝の意図に反して、九月六日には家人河田次郎によって殺された藤原泰衡の首が届き、陣岡に集結した史上空前の大軍勢が見守る前で、泰衡の梟首が行われることとなった。その様子を『吾妻鏡』は次のように記している〔注156〕。

被懸泰衡首、康平五年九月、入道將軍家頼義獲貞任頸之時、為横山野大夫経兼之奉、以門客貞兼、請取件首、令郎從惟仲懸之擬帳入討嫌釘、追件例、仰経兼曾孫小権守時広、々々以子息時兼、自景時手、令請取泰衡之首、召出郎從惟仲後胤七太広綱、令懸之榑洞破時、

もはや多言は必要あるまい。泰衡の首のさらし方は、すべて康平五年（一〇六二）九月に頼義が前九年合戦で貞任の首級を梟首した先例が適用された。頼義が横山野大夫経兼に命じて門客貞兼に貞任の首を受け取らせた例は、経兼曾孫時広に命じて子息時兼に泰衡の首を受け取らせ、また惟仲が首を懸けた例は、惟仲後胤広綱に首を懸けさせるといった形で踏襲され、さらに八寸の鉄釘の長さも同じという徹底したものであった。ここであつての頼義配下の武士達の子孫に命じて泰衡の首をさらしたことは、それを見守る大軍勢に実際には虚構でしかなかった頼義以来の源家譜代の主従制をアピールし、頼朝の御家人制の歴史的正統性の印象を抱かせるものであつたと思われる。泰衡の首のミイラは現在も中尊寺に安置されており、顔面の十三方所の刀傷とともに直径約一・五センチの円形の小孔が眉間と後頭にあつて、この八寸の釘打ちが史実であつたことを示している〔注157〕。

こうして泰衡を陣岡で頼義故実に基づいて梟首し、合戦の目的は達せられたかのように見えながら、九月十二日には全軍が厨河まで北上し、七日間にわたって逗留する。この時点での頼朝の目的は、間違いなく、全国から動員した大軍勢を厨河まで連れていくこと、そのこと自体にあつたと言わなければならない。十八日には秀衡の四男本吉高衡と泰衡後見熊野別当が降人として召し進められているが、それを記す『吾妻鏡』は

凡残党悉以今日獲之給也、粗考先規、康平五年九月十七日、入道將軍家頼義、於此厨河柵、獲貞任・宗任・千世童子等頸給、叶彼佳例、今達宿望給、

としており〔注158〕、実に九月十七日という日付までが意識されていたことが窺えるのである。十八日に京都の藤原経房に宛てた頼朝書状は奥州合戦終結宣言の内容をもっており、また十九日には実際に軍勢を南下させていることから考えて、この日付の意識が『吾妻鏡』の地の文の創作ではなかつたことが確認される。とすると、奥州合戦を前九年合戦の再現として演出するために、かなり綿密な計画が練られていたことが予想されよう。前項で見た如く、文治五年二月九日の時点で九州南端の島津荘にまで動員をかけ、七日十日以前に鎌倉参着を命じたのは、七月中旬に鎌倉を出発し、九月十七日には厨河に全軍が集結する必要があつたからではないだろうか。度重なる要求にもかかわらず、結局、追討宣言が発給されないままに頼朝が鎌倉を出発せねばならなかつた理由の一つも、実は前九年合戦における頼義故実に頼朝自身が制約されていたと考えられるのである。

以上、奥州合戦が徹底して頼義故実に基づいて行われ、それが前九年合戦の再現として演出されていたことを指摘してきたが、この奥州合戦で忘れてはならない事件が、幕府軍が奥州に向かう途中の七月二六日に起こっている。それは宇都宮で佐竹秀義の軍勢を合流させた際、「佐竹四郎自常陸国追参加、而佐竹所令持之旗、無文白旗也、二品令咎之給、与御旗不可等之故也、仍賜御扇出月於佐竹、可付旗上之由被仰」とあるように〔注159〕、頼義流源氏の同族であつた佐竹氏が、自らの「御旗」と同じ無文白旗を掲げてきたことを頼朝が叱責し、扇を旗の上につけて区別するよう厳しく命じたというものである。頼朝の軍旗が頼義故実に基づいて製作されたことを想起するならば、これはこの合戦において頼

朝が自らを唯一の頼義の正統的後継者であることを宣言したものと云えるであろう。頼義故実に基づいて奥州合戦を前九年合戦として演出し、全国から動員した武士達にこの「前九年合戦」を実際に体験させ、頼義の武功を強烈に認識させる一方で、自らを唯一の頼義後継者として位置づけること、頼朝の奥州合戦の政治的意図はかかる点に存在したのである。

種々の軍事貴族の末裔を誇り、「先祖武功之勝劣」でしばしば鬪乱が起こり、故実でも意見の一致を見なかった当時の武士社会において、「曩祖將軍」源頼義の武功を誇示し、頼朝の氏意識を共有させる場合は、前九年合戦の故地である奥州での合戦においてのみ可能であった。前項で検討したように、複雑かつ曖昧な様相を呈した内乱期御家人制を清算し、あらためて鎌倉殿のもとに再編・明確化していく「政治」を、奥州合戦が負わされていたのは、決して偶然ではなかったのである。新恩給与や安堵という内乱期の直接的利害から離れ、主従制を平時においても存続させていくためには、単に実力のみならず權威的存在としての鎌倉殿が要請される。その權威は、通常説かれているような天皇權威への接近によってもたらされるだけではなく、こうして棟梁の先祖武功の承認、氏意識の共有という武士社会の内在的論理のレヴェルにおいて、まず獲得される必要があったわけである。新恩給与の所領拡大を希求してやまない東国武士団にこの合戦の推進主体を見るところで唯一の見解では〔注160〕、奥州合戦の特徴は決してとらえることはできない。内乱の過程で唯一の武家の棟梁としての実質は備えながらも、鎌倉幕府体制を平時において存続させていくために、内乱期に動員した武士達をこの時点であらためて動員しつつ、彼らの意識のなかに鎌倉殿の正統性を植えつけること、奥州合戦はまさにそうした鎌倉殿御家人制の確立を目指す「源頼朝の政治」であった。虚構にすぎない頼義以来の源家譜代の主従関係を、のち東国武士団がことさらに強調するようになるのも、実はこうした事情に基づいており、頼朝挙兵と同時に源家譜代の武士団が一斉に頼朝のもとに馳せ参じたかのような認識（＝鎌倉幕府草創神話）が、こうして政治的に創り出されていったのである。

【第三章第一節 注】

- (1) 『史記』「絳侯周勃世家」第二十七。
- (2) 上横手雅敬「幕府と京都」(『京都の歴史 第二卷 中世の明暗』、京都市史編纂所、一九七一年)、同「建久元年の歴史的意義」(『赤松俊秀教授退官記念 国史論集』、赤松俊秀教授退官記念事業会、一九七二年、なお前掲論文とともにのち同著『鎌倉時代政治史研究』に収録、吉川弘文館、一九九一年)。
- (3) 遠藤巖「中世国家の東夷成敗権について」(『松前藩と松前』九号、一九七六年)。
- (4) 入間田宣夫「鎌倉幕府と奥羽両国」(小林清治・大石直正編『中世奥羽の世界』、東京大学出版会、一九七八年)。
- (5) 大石直正「鎌倉幕府体制の成立」(『日本史を学ぶ』第二卷、有斐閣、一九七五年)、同「外が浜・夷島考」(『関晃先生還暦記念 日本古代史研究』、吉川弘文館、一九八〇年)。
- (6) 入間田宣夫前掲注(4)論文四八頁。
- (7) 『吾妻鏡』文治五年九月四日条。
- (8) 文治三年九月二二日に源頼朝は義経与党の存在を理由に宇都宮信房・天野遠景に鬼界島追討を命じているが(『吾妻鏡』同日条)、その軍勢の催促された範囲は鎮西にとどまるものであった(『吾妻鏡』文治四年二月二一日条、同五月十七日条参照)。
- (9) 上横手雅敬「鎌倉幕府と公家政権」(『岩波講座日本歴史』中世一、岩波書店、一九七五年、のち同著『鎌倉時代政治史研究』に収録、吉川弘文館、一九九一年)。
- (10) 『吾妻鏡』建久二年一月十五日条。
- (11) 杉橋隆夫「鎌倉右大将家と征夷大將軍」(『立命館史学』四号、一九八三年)。
- (12) 杉橋隆夫「鎌倉初期の公武関係」(『史林』五四卷六号、一九七一年)。

- (13) 『吾妻鏡』建久三年六月二十日条。
- (14) 石井進「鎌倉幕府と国衙との関係の研究」(同著『日本中世国家史の研究』、岩波書店、一九七〇年)。
- (15) 稻庭時定については、田中稔「鎌倉幕府御家人制度の一考察」(石母田正・佐藤進一編『中世の法と国家』、東京大学出版会、一九六〇年、のち同著『鎌倉幕府御家人制度の研究』に収録、吉川弘文館、一九九一年)、橋兼隆・太田光家については、島田次郎「在地領主制の展開と鎌倉幕府法」(稻垣泰彦・永原慶二編『中世の社会と経済』、一九六二年、東京大学出版会)を参照。
- (16) 杉橋隆夫前掲注(11)論文一八頁。
- (17) 佐藤進一『日本の中世国家』(岩波書店、一九八三年)九九・一〇〇頁。
- (18) 上横手雅敬「荘郷地頭制の成立」(同著『日本中世政治史研究』、塙書房、一九七〇年)。
- (19) 工藤勝彦「鎌倉幕府による安堵の成立と整備」(『古文書研究』二九号、一九八八年)。
- (20) 治承四年十一月十三日「源某下文」(市河文書、『平安遺文』八一三九三七)。
この文書の端裏書には「これはきそとの、御下文」とある。
(木曾義仲)
- (21) 寿永二年十二月七日「某下文」(市河文書、『平安遺文』八一四一二〇)。この文書の端裏書には「これはあくせんし殿の御下文」とある。
(阿野全成)
- (22) 寿永三年三月六日「某下文」(市河文書、『平安遺文』八一四一四三)。この文書の端裏書には「これはあくせんし殿の御下文」とある。
(阿野全成)
- (23) 建久三年十二月十日「將軍家政所下文」(市河文書、『鎌倉遺文』二一六四五)。
- (24) 鎌倉幕府成立期における安堵の軍事的性格については、すでに本稿第二章第二節「荘郷地頭制の起源」で触れたが、そこで「本領」安堵の本質を幕府軍自体による敵方所領没収からの保護ととらえ、敵方所領没収と「本領」安堵が表裏一体の関係

にあると述べた点について補足しておきたい。工藤勝彦氏は前掲注(19)論文において、成立期幕府の安堵の事例は何も幕府軍による没収からの保護にとどまらず、旧領回復や、内乱にともなう第三者による妨害行為からの保護も存在したとして、拙稿「鎌倉幕府荘郷地頭制の成立とその歴史的 성격」(『日本史研究』二六八号、一九八六年)を批判されている。私は、第二章第二節で追究した「本領」安堵や、あるいは「鎌倉殿御祈禱所」の制札発給による寺社安堵は(寺社安堵については、拙稿「鎌倉初期の戦争と在地社会」参照、『中世内乱史研究』一一号、一九九二年)、やはり基本的に幕府軍自体による敵方所領没収(それにとまなう妨害)からの保護の保証として理解すべきと考えているが、ただここで注意したのは、工藤氏の主張する旧領回復や第三者の妨害からの保護においても、幕府の敵方所領没収という権力行使を前提に展開している事実である。工藤氏が明らかにした、平氏勢力によって没収されていた所領を頼朝のもとで回復するという旧領回復の安堵について言えば、平氏方所領として敵方所領没収を行ったのち、新恩給与をどどめて本主に安堵しているのであって、これは明らかに両者の一体性を示している。そしてこうした安堵が多数行われていること自体、内乱を表現していて興味深いと思う。また第三者の妨害からの保護についても、内乱状況を考えれば、幕府と敵対する勢力による妨害が多かつたはずであり、その場合は旧領返還と同質の安堵と考えられよう。全くの第三者による妨害からの保護も存在したかもしれないが、幕府が裁判権力として成立したのではない点を重視すれば、その安堵はあくまで派生的なものとして位置づけられるべきである。むしろ幕府が軍事的に成長し、一定の権威的存在となった段階でかかる安堵は増加していったのではないだろうか。

(25) 『吾妻鏡』寿永三年二月二一日条。

(26) 『吾妻鏡』文治三年十一月二五日条。

(27) 本稿「おわりに」を参照。

(28) よく知られているように、天福二年(一一三四)五月一日付の追加法六八条は、

「西国御家人所領事」として「西国御家人者、自右大将家御時、守護人等注文名、雖令催勤大番以下課役、給関東御下文、令領知所職之輩者不幾」としており（『中世法制史料集 第一巻 鎌倉幕府法』九一頁）、西国では「関東御下文」にかわるものが国別の御家人交名であったことを示している。なお、西国御家人交名については、石井進前掲注（14）論文を参照されたい。

（29）石母田正『中世的世界の形成』（伊藤書店、一九四六年、のち東京大学出版会・岩波書店から刊行、一九五七年・一九八二年、のち『石母田正著作集』第五巻に収録、岩波書店、一九八八年）。引用は岩波文庫本二八三頁。

（30）『吾妻鏡』建久元年六月二十九日条。

（31）杉橋隆夫「鎌倉前期政治権力の諸段階」（『日本史研究』一三一号、一九七三年）、上横手雅敬前掲注（2）（9）論文。

（32）『吾妻鏡』文治三年十月三日条。

（33）『吾妻鏡』文治四年四月十二日条。

（34）『吾妻鏡』文治三年四月二三日条。

（35）文治六年四月日「主殿寮年預伴守方解」（壬生家文書、『鎌倉遺文』一一四四〇）。

（36）後白河院は、すでに文治二年四月の段階で西海に滅亡した平氏一族の菩提を弔う法要を行うよう高野山に命じ、さらに翌文治三年三月にも保元以来の内乱戦死者のための法会開催を下知しており、源頼朝が奥州合戦終了後の建久元年七月になつてはじめて、鎌倉勝長寿院の万燈会で平氏一族の供養を行っていることと対照的である（辻善之助『日本文化史 第三巻 鎌倉時代』参照、一九四九年、春秋社）。この事実も、両者の「天下落居」認識のズレを物語るものとして注意しておいてよいであろう。

（37）拙稿「荘郷地頭職の展開をめぐる鎌倉幕府と公家政権」（『神戸大学史学年報』創刊号、一九八六年）。なお、「謀反之輩、尚帰住諸国」と頼朝が後白河院に訴え

たのを、『吾妻鏡』は文治二年四月のこととしているが（同年六月九日条）、実際には文治二年八月のことであつたらしい（山本博也「文治二年五月の兼実宛頼朝折紙について」参照、『史学雑誌』八八編二号、一九七九年）。

(38) 『吾妻鏡』文治五年六月八日条。

(39) 『吾妻鏡』文治三年二月十日条。

(40) 『吾妻鏡』文治三年三月五日条。

(41) 『吾妻鏡』文治三年九月四日条。

(42) 角田文衛「秀衡の鎌倉進攻作戦」（同著『王朝史の軌跡』、学燈社、一九八三年）。

(43) 『玉葉』文治三年五月四日条。

(44) 『玉葉』文治四年一月九日条。

(45) 『玉葉』文治四年二月八日条。

(46) 渡辺保氏は、同著『源義経』（吉川弘文館、一九六六年）において、すでに『玉葉』の記載に注目して、九条兼実のもとには文治三年段階では義経の奥州逃亡の情報は入っていなかったと述べながらも、当事者でもある鎌倉幕府の記述に従つてよいとして、『吾妻鏡』の記事を信用している。しかし本論中で指摘したように、『吾妻鏡』はこの問題で文治三年に頻繁な公武交渉があつたとしているのであつて、これを撰政九条兼実が知らなかったということはありえない。やはり、『吾妻鏡』の記事自体を疑うのが妥当である。『吾妻鏡』文治三年四月四日条は、「予州在所（源義経）未聞、於今者非人力之所覃、須被祈神祇仏陀之由、人々依計申之、於鶴岡以下神社仏寺、日来被修御祈禱、而若宮別当法眼被蒙夢想曰、於上野国金剛寺、可逢予州云々」とあり、四月四日の時点で義経の潜伏場所が全く不明であつたことを示しており、三月に幕府の要請によって陸奥国の義経を召し尋ねる朝廷の沙汰があつたとする同書三月五日条と矛盾をきたしている。おそらくは、本論で述べる藤原秀衡の貢金未進など文治三年の奥州問題を、『吾妻鏡』の作者が義経問題と混乱したところ

から起こった誤りではないだろうか。

- (47) 『玉葉』文治三年九月二十九日条。
- (48) 同右。
- (49) 『玉葉』文治四年二月九日条、同二月十一日条。
- (50) 『玉葉』文治四年二月十三日条。
- (51) 『玉葉』文治四年二月十七日条。
- (52) 『玉葉』文治四年二月二一日条、『吾妻鏡』文治四年四月九日条。
- (53) 『玉葉』文治四年二月二六日条、『吾妻鏡』文治四年四月九日条。
- (54) 『吾妻鏡』文治四年四月九日条。
- (55) 『玉葉』文治四年九月十四日条。
- (56) 『吾妻鏡』文治四年十月二五日条。
- (57) 『吾妻鏡』文治四年十二月十一日条。
- (58) 『吾妻鏡』文治五年二月二日条。
- (59) 『吾妻鏡』文治五年二月二五日条。
- (60) 文治五年二月九日「源頼朝下文」(島津家文書、『鎌倉遺文』一一一三六)。
- (61) 『吾妻鏡』文治五年三月二二日条、同閏四月二一日条。
- (62) 『吾妻鏡』文治五年閏四月三十日条。
- (63) 『玉葉』文治五年五月二五日条。
- (64) 『吾妻鏡』文治五年六月二五日条。
- (65) 正応五年八月十日「関東御教書案」(多田院文書、『鎌倉遺文』二三一―二七九八〇)。
○。なお石井進氏は前掲注(14)論文において、梶尾景時が美作国守護であった事実から、この軍兵注文を守護の立場から作成したものと想定しているが、『吾妻鏡』の記事に注目すれば、むしろ奥州合戦の交名担当奉行として作成したものと理解するべきであろう。
- (66) 『吾妻鏡』文治五年七月十二日条。

- (67) 『吾妻鏡』 文治五年七月十六日条。
- (68) 『吾妻鏡』 文治五年七月十七日条。
- (69) 『吾妻鏡』 文治五年七月十九日条。
- (70) 入間田宣夫前掲注(4) 論文。
- (71) 『吾妻鏡』 文治五年七月二十六日条。
- (72) 『吾妻鏡』 文治五年七月二十九日条。
- (73) 『吾妻鏡』 文治五年八月七日条。
- (74) 『吾妻鏡』 文治五年八月十日条。
- (75) 『吾妻鏡』 文治五年八月十二日条。
- (76) 『吾妻鏡』 文治五年八月二十日条。
- (77) 文治五年八月二十日「源頼朝書状写」(薩藩旧記雜録、『鎌倉遺文』一一四〇二)。

- (78) 『吾妻鏡』 文治五年八月二十二日条。
- (79) 『吾妻鏡』 文治五年九月二日条。
- (80) 前掲注(7) 史料。
- (81) 『吾妻鏡』 文治五年九月六日条。
- (82) 『吾妻鏡』 文治五年九月九日条。
- (83) 『吾妻鏡』 文治五年九月十一日条。
- (84) 『吾妻鏡』 文治五年九月十五日条、同九月十八日条。
- (85) 『吾妻鏡』 文治五年九月十四日条。
- (86) 『吾妻鏡』 文治五年九月十七日条。
- (87) 『吾妻鏡』 文治五年九月十八日条。
- (88) 『吾妻鏡』 文治五年九月十九日条。
- (89) 『吾妻鏡』 文治五年九月二十日条。なお、この吉書始と論功行賞の場所が胆沢郡鎮守府故地であったと推定する点については、高橋富雄「『吾妻鏡』と平泉」(同

編『東北古代史の研究』、吉川弘文館、一九八六年）を参照。

(90) 入間田宣夫「守護・地頭と領主制」(『講座日本歴史』中世一、東京大学出版会、一九八四年)。

(91) 『吾妻鏡』文治五年九月二三日条。

(92) 『吾妻鏡』文治五年九月二七日条。

(93) 『吾妻鏡』文治五年九月二八日条。

(94) 『吾妻鏡』文治五年十月二四日条。

(95) 嘉禎二年三月日「安芸国能美荘官等注進状写」(「譜録」能美太郎右衛門、『鎌倉遺文』七一四九五四)。なお、角重始「安芸国における荘園公領制の形成」(『日本史研究』二七五号、一九八五年)も参照。

(96) 建久三年二月二八日「源頼朝下文写」(豊前佐田文書、『鎌倉遺文』二一五八一)。

(97) 奥州合戦には、現在残されている断片的な史料から判明するものだけでも、薩摩・豊前・伊予・安芸・美作・伊勢など、遠く西国諸国からの武士の参加が確認され、文字通りの全国的動員がなされている(入間田宣夫「文治五年奥州合戦と阿津賀志山二重堀」参照、国見町郷土史研究会編『郷土の研究』一三三号、一九八二年)。

(98) 『吾妻鏡』文治五年九月七日条には、藤原泰衡家人由利八郎の言葉として、奥州の軍兵が十七万騎であったと記しているため、奥州藤原氏の軍事力を過大に評価する傾向が存在するが、入間田宣夫氏が前掲注(4)論文で指摘した如く、『吾妻鏡』は奥州合戦における幕府側の大動員体制に対応して、奥州の実力を現実以上に強大に記述するところがあつて、そのまま信用はできない。ましてこの数字は由利八郎の主張として出てくるのであるからなおさらである。合戦の経過から窺う限り、奥州軍は阿津賀志山で三日間にわたり幕府大手軍と激戦を交えるものの、幕府全軍の敵でなかったことは明白であろう。

(99) 入間田宜夫前掲注(4)論文四四頁。同「鎌倉幕府と出羽国」(『山形県史』第一卷、山形県、一九八二年)。

(100) 大山喬平「鎌倉幕府の西国御家人編成」(『歴史公論』五卷三号、一九七九年) 八三頁。

(101) 前掲注(69)史料。

(102) 『吾妻鏡』文治五年八月九日条。

(103) 『吾妻鏡』文治五年八月十八日条。

(104) 前掲注(75)史料。

(105) 入間田宜夫「白旗迎撃に築かれた背水の陣」(上横手雅敬編『日本史の舞台③』風翔ける鎌倉武士)、集英社、一九八二年)。

(106) 『古今著聞集』卷第九武勇第十二「渡辺番所縁に依る赦免を拒否の事」(永積安明・島田勇雄校注『日本古典文学大系 古今著聞集』二七七頁、岩波書店)。

(107) 前掲注(65)史料。なお有名な正中元年(一二三四)十二月二日「関東下知状案」の「西国輩雖不带本御下文、以景時奉書、備御家人支証之条常例也」(播磨広峯神社文書、『中世法制史料集 第一卷 鎌倉幕府法』三七五頁)という文言も、従来は梶原景時が播磨国守護として御家人認定を行ったものと解釈されてきたが、奥州合戦の注文作成時における認定の可能性も指摘しうるのではないかと思う。

(108) ここで意図しているのは、奥州藤原氏の追討に決して解消することのできない御家人制の再編という「政治」が、なぜ奥州合戦において行われたのかという問題であって、藤原氏がなぜ追討の対象となったのかという問題ではない。この点、同趣旨で奥州合戦を詳論した拙稿「奥州合戦ノート」(樟蔭女子短期大学紀要『文化研究』三号、一九八九年)に対し、「奥州藤原氏は討伐の対象として、決して複数ある可能性の一にすぎぬものではなかった筈である」として「本末顛倒の論となる危険」を指摘するようなコメントに接したので(「一九八九年の歴史学界―回顧と展望―」本郷和人氏執筆部分、『史学雑誌』九九編五号)、かかる誤解が広がらぬよ

うにあえて問題の所在を明確化しておきたい。なお、もしこの全国的大動員に対応するほど奥州藤原氏の軍事力が強大であったと考えるならば、なぜそのような危険な戦争に頼朝自身がわざわざ出陣したのか、さらに泰衡滅亡後もなぜ厨河まで北上するような危険な進軍をしたのか、全く説明できないであろう。

(109) 『吾妻鏡』文治三年十一月十五日条。

(110) 『平家物語』巻第四「宮御最期」(岩波大系本上巻三一四頁)。

(111) 『吾妻鏡』承元四年六月三日条。

(112) 石井進「院政時代」(『講座日本史』第二巻、東京大学出版会、一九七〇年)。

(113) 羽下徳彦「家と一族」(『日本の社会史』第六巻、岩波書店、一九八八年)。

(114) 『古活字本平治物語』巻上「源氏勢汰への事」(永積安明・島田勇雄校注『日本

古典文学大系 保元物語 平治物語』四二二頁、岩波書店)。

(115) 同右。

(116) 『平家物語』巻第十「維盛出家」(岩波大系本下巻二七六頁)。

(117) 『吾妻鏡』建永二年八月十七日条。

(118) 弘安十年二月二八日「佐々木頼綱讓状案」(近代朽木文書、『鎌倉遺文』二一一—一六一九八)。

(119) 弘安十年三月三日「佐々木頼綱讓状案」(近代朽木文書、『鎌倉遺文』二一一—六二〇六)。

(120) 鈴木国弘「中世の『氏』と名字族」(『家の名・族の名・人の名——氏——』、三省堂、一九八八年)。

(121) なおここで述べていることは、氏の嫡宗家をはじめごく限られた家にしか、実際に氏の先祖に当たる人物の武具が家門の表徴として伝わらないということだけではなく、たとえそれが偽造品であるにせよ、氏の先祖からの伝来と主張しうるのは、現在の嫡流あるいはそれに対抗しようとする勢力以外にありえなかったのではないかということである。

(122) 野口実「十二世紀における坂東武士団の存在形態」(同著『坂東武士団の成立と発展』、弘生書林、一九八二年)、同「藤原秀郷の子孫たち」(同著『鎌倉の豪族

I』、かまくら春秋社、一九八三年)。

(123) 『吾妻鏡』文治五年七月八日条。

(124) 『吾妻鏡』文治六年四月七日条。

(125) 『吾妻鏡』建久四年八月九日条。

(126) 『吾妻鏡』文治二年八月十五日条。

(127) 『吾妻鏡』嘉禎三年七月十九日条。

(128) 『吾妻鏡』建久五年十月九日条。

(129) 花見朔己「源頼朝と武家故実」(『国学院雑誌』四七卷二号、一九四一年)。

(130) 鈴木敬三「吾妻鏡に見ゆる故実の一・二」(『国学院雑誌』四七卷七号、一九四一年)、同『新訂増補故実叢書 武装図説』(明治図書・吉川弘文館、一九五四年)。

(131) 藤直幹『中世文化研究』(河原書店、一九四九年)。

(132) 河合正治「鎌倉武士団の構造」(『岩波講座日本歴史』中世一、一九六二年)、同「鎌倉武士団とその精神生活」(同著『中世武家社会の研究』、吉川弘文館、一九七三年)。

(133) 二木謙一「武家故実の発達」(同著『中世武家儀礼の研究』、吉川弘文館、一九八五年)。

(134) 籠谷真智子『季刊論叢日本文化12 中世の教訓』(角川書店、一九七九年)。

(135) 例えば他にも、「秀郷朝臣秘決」を伝えた諏訪盛澄や、「不恥曩祖違者」であった波多野有経が、流鏑馬の芸によって罪科を許されている(『吾妻鏡』文治三年八月十五日条、同文治四年四月三日条)。

(136) 藤直幹前掲注(131)著書、河合正治前掲注(132)論文。

(137) 『吾妻鏡』元暦元年五月十九日条。

- (138) 二木謙一前掲注(133)論文一八〇頁。
- (139) 『吾妻鏡』建久元年九月十八日条。
- (140) 『参考源平盛衰記』卷二八「頼朝義仲中惡事」(『改訂史籍集覽』編外四、四三三頁)。
- (141) 『平家物語』卷第七「願書」(岩波大系本下卷七二頁)。
- (142) 『吾妻鏡』治承四年九月十一日条。
- (143) 『吾妻鏡』治承四年九月九日条。
- (144) 野口実「院・平氏政権下における相模国」(同著『坂東武士団の成立と発展』、弘生書林、一九八二年)を参照。
- (145) 『吾妻鏡』治承四年十月十二日条。
- (146) 江部陽子「鶴岡八幡宮発展の三階梯と源頼朝の信仰」(『神道学』六三号、一九六九年)。
- (147) 伊藤清郎「鎌倉幕府の御家人統制と鶴岡八幡宮」(『国史談話会雑誌』豊田・石井両先生退官記念号、一九七三年)。
- (148) 『吾妻鏡』建久三年四月十一日条。
- (149) 『吾妻鏡』元暦元年十一月二三日条。
- (150) 杉橋隆夫「河内源氏の出自」(『藤井寺市史紀要』第四集、一九八三年)。
- (151) 例えば、義家系の新田義重は「以故陸奥守嫡孫、挿自立志」として源頼朝の挙兵に当初応じようとしなかったし(『吾妻鏡』治承四年九月三十日条)、また義光系の武田信光は頼義の三子である義家・義綱・義光の各々の系統の間に「一門更二勝劣ナシ」と語ったとされ(前掲注(140)史料)、信光の兄弟である有義は源頼朝の「路次御剣」役を嫌ったとして頼朝から叱責されており(『吾妻鏡』文治四年三月十五日条)、源氏内部の統制の問題がきわめて重要であったことが窺えよう。
- (152) 『吾妻鏡』建久四年三月二五日条。
- (153) 高橋昌明「武士の発生とその性格」(『歴史公論』二巻七号、一九七六年)五八

頁。

- (154) 前掲注(123)史料。
- (155) 前掲注(79)史料。
- (156) 前掲注(81)史料。
- (157) 鈴木尚「遺体の人類学的観察」(『中尊寺と藤原四代 中尊寺學術調査報告』、朝日新聞社、一九五〇年)、同『骨』(学生社、一九六〇年)。
- (158) 前掲注(87)史料。
- (159) 前掲注(71)史料。
- (160) 乾(河西)佐知子「文治五年奥州征伐に就いての一省察」(『政治經濟史学』一
号、一九六三年)、同「奥州兵乱と東国武士団(補訂版)」(『政治經濟史学』一
七七号、一九八一年)。

(二) 荘郷地頭制の定着

前節では、文治五年に頼朝によって強行された奥州合戦が、内乱期御家人制を再編し、平時に対応する鎌倉殿御家人制を確立するための「政治」を担っていたことを明らかにしてきたが、最後に本節では、鎌倉幕府権力の定着の問題と公家王権との関係について触れておきたいと思う。というのも、戦時においては頼朝の軍事的成長は後白河院にとっても期待されるべきものであったのに対し、平時への転換期に至ると、院による幕府権力への牽制がきわめて積極的になされるようになるからである。特にそこで問題となったのは、国地頭制停廃後も諸国の謀叛人跡に維持・展開がはかられた荘郷地頭制であった。各地で頻発する荘郷地頭による荘務「濫妨」に対して、文治三年(一一八七)九月の院宣では「多依為神社仏寺訴訟、難黙止之間、細々所仰遣也、人愁神祟も積ぬれハ、世間も如此不落居、若被散所々愁者、神明も擁護シ、諸人も悦予せハ、徳政とも成て、世上も弥属静謐」と述べ〔注1〕、さらに翌文治四年三月の院宣でも「情思天下之擾乱、豈非地頭之濫妨乎、被散衆庶之愁者、定為落居之基歟」と頼朝に伝えている〔注2〕。文治三年の段階で後白河院が基本的に内乱の終結を認識していたことは、すでに前節で述べた通りであるが、ここではそのような「天下落居」を妨げる存在として、地頭の「濫妨」がきわめて厳しい口調で非難されているのである。

このような状況のなかにあつて、地頭「濫妨」の個別的停止はもちろんであるが、敵方所領没収という戦争行為から形成された荘郷地頭制を、いかに平時の国家的秩序のなかに位置づけ定着させていくかという問題が、幕府にとって大きな課題となつたはずである。では、このような課題を幕府は一体どのように解決していったのであろうか。

そこで注目されるのが、①文治二年(一一八六)末の公卿勅使駅家雑事〔注3〕、②文治三年(一一八七)の斎宮群行雑事〔注4〕、③文治五年(一一八九)から始まる伊勢神宮役夫工米〔注5〕、④建久三年(一一九二)から始まる宇佐宮造管用途〔注6〕など、

事実上の内乱の終息とともに、こうした国家的行事の用途調達に幕府が積極的に乗り出している事実であろう。特にそこでは頼朝知行国や関東御領と並んで「家人輩地頭所々」も独自の賦課対象として設定されており〔注7〕、かかる国家的行事を経済的に支える存在として荘郷地頭が位置づけられているのであるが、さらに注意しておきたいのは、その徴収の在り方である。なぜならば、幕府が彼らから用途を徴収して一括して送り届けるのではなく、伊勢国在庁官人が作成した「公卿勅使駅家雑事勤否注進状」に見られるように、地頭としての知行地ごとに、管轄国衙から直接その催促が行われていたからである〔注8〕。つまり、ここでは荘郷地頭制は王朝国家による国家的行事の用途調達システムに直接組み込まれているのであり、そのシステムのなかで、地頭の謀叛人跡知行地が用途賦課対象として王朝国家によって確認される構造がつけられていたのである。とすれば、頼朝がこうした用途調達にきわめて積極的であったこともむしろ当然であろう。国家的行事の用途賦課が繰り返されることによつて、荘郷地頭制自体もまた定着させられていくのである。伊勢神宮役夫工米の徴収を「朝家御大事」とし、地頭の対捍に対してきわめて厳しく「頼朝身上にて候とても、不当候はむ時ハ、御勘当も可蒙事にてこそ候へ、まして家人輩事、不及左右候事也」〔注9〕、「天下落居之後者、万事可仰君御定候事也、而家人を大切と存候て、背御定候はんとハ、更不存候事也」〔注10〕と述べて、後白河院に役夫工米進済を誓つた頼朝の有名な言葉も、単にこれまでのように頼朝の公家王権に対する恭順性を示すものと理解するのではなく、まさに「天下落居之後」における幕府権力の定着化という「政治」を背負つた発言として理解することが必要であろう。そして当該期の王権は、荘郷地頭制の展開にきわめて難色を示したその態度とは裏腹に、王権にとつての「天下落居」を意味することにもなるこうした国家的行事を遂行するために、用途を幕府に依存することで、結果的に荘郷地頭制を定着させているのである。

さて、こうして荘郷地頭制が定着すると、やがてこれを日本国総地頭職としてとらえようとする観念が形成されてくることになる。『吾妻鏡』建仁三年（一二〇三）八月二十七日条には、二代將軍頼家が関東二八カ国地頭職を一幡に、関西三八カ国地頭職を実朝に譲る

うとしたことが記されており〔注11〕、鎌倉殿の荘郷地頭職補任権を表現するものとして日本国総地頭職というものが意識されつつあったことを示しているが、それが荘郷地頭制の成立を説明する論理として明瞭に現れているのは、承久四年（一二二二）一月日「僧蓮慶讓状案」である〔注12〕。そこには「右件職者、鎌倉故□大將家始令補日本国地頭職之給志御代之初、忠久左衛門尉任当御庄地頭御代官職、奉行廿年」とあつて、頼朝が荘郷地頭職を補任できた根拠を頼朝自身が「日本国地頭職」の地位に補任されたことに求めており、『承久記』や『保曆間記』・『興福寺略年代記』など、後世の諸書が伝える認識がすでにこの時点までに成立し、一定程度普及していたことを物語っているのである。

では、このような日本国総地頭職観念は一体いかなる意味をもつものであったのだろうか。これは、本稿で明らかにしてきたような治承・寿永の「戦争」のなかから形成された荘郷地頭制の歴史的成立過程を否定し、その成立をいわば公家王権の伝統的官職秩序の枠内から説明しようとするイデオロギーに他ならない。つまり、本稿で批判の対象としてきた鎌倉幕府権力の成立を朝廷の授権からとらえようとする認識は、実は鎌倉前期の段階で歴史的に形成されてきたものだったのである。そして、こうしたイデオロギーを成立させた幕府体制確立以後における公武関係の在り方こそ、「戦争」から形成された幕府権力を平時に定着させていった右のような「政治」の一つの帰結であり、それはさらに承久の乱を準備する大きな前提の一つにもなっていくわけである〔注13〕。

【第三章第二節 注】

- (1) 『吾妻鏡』文治三年十月三日条。
- (2) 『吾妻鏡』文治四年四月十二日条。
- (3) 『吾妻鏡』文治三年四月二十九日条。
- (4) 『玉葉』文治三年五月十五日条、『吾妻鏡』文治三年七月二日条。
- (5) 『吾妻鏡』文治六年二月二二日条。
- (6) 建久三年九月十八日「將軍家政所下文案」（豊前益永文書、『鎌倉遺文』二一六

110)。

- (7) 前掲注(5)史料。
- (8) 前掲注(3)史料。
- (9) 前掲注(5)史料。
- (10) 『吾妻鏡』建久元年六月二十九日条。
- (11) 『吾妻鏡』建仁三年八月二十七日条。
- (12) 承久四年一月日「僧蓮慶讓状案」(薩藩旧記雜録、『鎌倉遺文』五―二九二三)。
- (13) 例えば、建仁二年(一一〇一)八月、齋宮群行雜事を対捍する近江国内の荘民に

対して、後鳥羽院は近江国惣追捕使(守護)佐々木定綱に催促を行うよう幕府を通さず命じており、鎌倉幕府権力が院の支配組織に直接組み込まれていることが窺えるが(五味文彦「院支配権の一考察」参照、『日本史研究』一五八号、一九七五年、のち「院支配の基盤と中世国家」と改題して同著『院政期社会の研究』に収録、山川出版社、一九八四年)、こうした権力構成の在り方こそ、幕府権力の平時への定着過程の延長線上に生まれきたものであり、かつ承久の乱における後鳥羽院の軍事編成の前提となるものであった。

(三) 小括

本章は、内乱が終息し戦時から平時へと移行するなかで、治承・寿永の「戦争」から形成された鎌倉幕府権力が、いかに平時に定着していったのかという問題を、文治五年に強行された奥州合戦や、公家王権による国家的行事の遂行形態から考察を行った。本章での考察を要約すれば、次の通りである。

(1) 文治五年に強行された奥州合戦は、源頼朝自身による出陣と史上空前の全国的な大動員体制に、それまでの平氏追討戦争などには見られなかった大きな特徴が存在するが、これは決して奥州勢との敵しい軍事的緊張関係に基づくものではなく、すでに内乱の終息を前提とし、内乱期の複雑かつ曖昧な御家人制を整理し、唯一の武家の棟梁たる鎌倉殿のもとにあらためて再編・明確化する「政治」としての意義をもつものであった。従ってこれは、奥州合戦終了後の建久年間に幕府の政策として進められる下文更改や西国における一国御家人交名の作成と同質の「政治」であった。

(2) こうした戦争の形態をとった「政治」が奥州合戦において行われた理由は、単にこの戦争によって中世の国家領域の東西の境界をきわめるといっただけではなく、奥州それ自体が源頼朝にとって特別な意味をもっていたことに注意するべきである。源氏嫡宗としての源頼朝の氏意識は、常に「曩祖將軍」源頼義の故実によって再生産されており、その頼義の武功は前九年合戦による奥州安倍氏の追討として強く意識されていたからである。奥州合戦において前九年合戦を再現し、全国的に動員された武士達に「前九年合戦」を追体験させ、先祖頼義の武功を強烈に印象づけ認識させることは、現実の鎌倉殿の存在の正当性を主張するうえできわめて大きな意義をもつ。かかる目的をもって奥州合戦は、おそらく一年間の殺生禁断を行っていた文治四年段階から鎌倉側近グループによって綿密に計画されていたと思われる。鎌倉幕府を成立せしめた内乱がもはや終息し、平時においてこれを存続させていくために、主従制を明確化

しつづつ武士社会の内在的論理のレヴェルにおいて鎌倉殿の權威を確立していくこと、奥州合戦はまさにそうした「源頼朝の政治」であった。のち、東国武士団の多くが頼義以来の源家譜代の主従関係をことさらに強調するようになるのも、以上のような経緯に基づいており、彼らが挙兵と同時に一斉に頼朝のもとに馳せ参じたかのような認識Ⅱ「鎌倉幕府草創神話」がこうして形成されていった。

(3) 一方、敵方所領没収という戦争行為から形成された荘郷地頭制は、国地頭停廢後も諸国の謀叛人跡に展開がはかられていくが、平時への移行とともに地頭の荘務「濫妨」が政治問題化し、後白河院による牽制がきわめて積極的になされるようになる。そこで幕府は平時の国家的秩序に荘郷地頭制を定着させるため、内乱の終息とともに公家王権によって興行された国家的行事の用途調達に積極的に乗り出し、地頭の謀叛人跡知行をそのシステムのなかに直接位置づけていった。こうして平時に荘郷地頭制が定着するなかで、公家王権の伝統的官職秩序の枠内からその成立を説明する日本国総地頭職觀念が成立し、承久の乱前後にはすでに一定度普及していたと思われる。もう一つの「鎌倉幕府草創神話」とも呼ぶべき、朝廷の授權から鎌倉幕府權力の成立をとらえようとする認識も、実は鎌倉前期の段階でこのように歴史的に形成されてきたものだったのである。

おわりに ―源氏將軍觀の成立と展開―

以上、本稿は鎌倉幕府という新しい権力の形成を、治承・寿永の「戦争」からとらえ直し、鎌倉幕府成立に帰結する当該期政治史の再検討を行ってきた。各章での考察結果はそれぞれの小括に譲るとして、ここでは本論中で触れることのできなかつた源頼朝の征夷大將軍任官の問題をとりあげ、その意義を本稿での分析結果を踏まえて検討しておこうと思う。

源頼朝が征夷大將軍に実際に任官したのは、後白河院の死後三カ月が経った建久三年（一一九二）七月のことであるが、「將軍事、本自雖被懸御意、于今不達之給、而法皇崩御之後、朝政初度、殊有沙汰被任」と『吾妻鏡』が記しているように〔注1〕、これ以前から頼朝は征夷大將軍への任官を希望しており、それは一般的には建久元年（一一九〇）十一月の挙兵後はじめの上洛の際であったとされている〔注2〕。頼朝は奥州合戦後のこの段階で、なぜ征夷大將軍という官職を望んだのであろうか。

征夷大將軍は、本来は東北の「蝦夷」征討のために非常時に派遣される軍隊の総指揮官のことであるが、もちろん頼朝の場合には、このような実質的な権限獲得が目的だったのではなく、それは鎌倉幕府の首長たる地位を象徴するものでしかなかったと思われる。ただ、だからといってどのような官職でもよかつたのではなく、それが鎌倉殿の地位の象徴として選択されるには選択されるだけの理由が存在したはずである。つまり、この官職に補任されることが武家の棟梁にふさわしいという認識の解明が必要であろう。ところが、内乱期に木曾義仲が補任される以前は二世紀半にわたって補任例がなく、征夷大將軍を武家の棟梁にふさわしいとする觀念の存在はどうも想定しがたい。そこでこの問題と関連して想起されるのが、鎮守府將軍という官職なのである。

鎮守府將軍に関しては、すでに第三章第一節で繰り返し触れたように、頼朝や義仲など

の源氏にとっては「曩祖將軍」源頼義の官職として、秀郷流藤原氏にとっては藤原秀郷以来の「数代將軍」の官職として、さらに良文流平氏にとっては「將軍」平良文の官職として、武士社会では氏意識と結びついて常に誇りをもって想起されていた官職である。先祖が有した官職のうち、なぜ鎮守府將軍のみがこのようにクローズアップされたかは、中世の蝦夷異民族観や国家軍制観に関わる重要な問題であり、今後の課題であるが、頼朝が奥州合戦後の吉書始を陸奥国胆沢郡鎮守府故地で行ったことも、この官職がいかに頼義の武功伝承と結合して強く意識されていたかを示していよう。とすれば、頼朝は「曩祖將軍」頼義の鎮守府將軍の伝統を継承しつつ、事実上鎮守府將軍の地位にあつた奥州藤原氏〔注3〕を超える、より高次の東国の軍事支配者として、征夷大將軍という官職を選択することになったのではないだろうか。頼朝の征夷大將軍任官後、鎮守府將軍の補任がなくなることも、鎮守府將軍の地位を吸収する形で頼朝の「將軍」が成立したことを示している〔注4〕。

以上のように、奥州合戦によつて「曩祖將軍」源頼義の功績を御家人に認識させ、氏意識を共有させた頼朝によつて、征夷大將軍は、頼義の鎮守府將軍の伝統を継承する鎌倉殿 武家の棟梁にふさわしい官職であつた。とすれば、奥州合戦によつて始められた鎌倉殿御家人制の明確化が、さらにこの官職の名による下文更改によつて展開していったことごとく自然に理解できよう。元久二年（一二〇五）閏七月、北条時政や牧の方によつて、將軍実朝にかわり源氏一族の平賀朝雅が將軍に擁立されようとした際、「是モ伊予入道頼義朝臣五代ノ末ナレバ、將軍ニ成ンニ何ノ子細カ有ベキ」と主張されているのは〔注5〕、頼義の末裔であることが征夷大將軍に任官できる資格と考えられていたことを示している。つまり、武家政権の首長としての征夷大將軍は、はじめから清和源氏という特定の家系と分かちがたく成立したのであり、その資格が頼朝の末裔ではなく、頼義の末裔と認識されているところに、まさに奥州合戦後の思想的特徴が現れているのである。

では、平時における鎌倉殿御家人制を確立する過程で生み出されたこうした「源氏將軍観」は、その後、一体どのような展開を示したのであろうか。最後にその見通しを述

べて、本稿を終えることにしたい。

鎌倉幕府の将軍は、周知の如く頼朝・頼家・実朝の三代で源氏は途絶え、そのあとは藤原頼経・頼嗣のいわゆる摂家将軍、さらに六代宗尊親王からは親王将軍へと変遷する。従って鎌倉期には源氏将軍は僅か三人しかいなかったことになる。源氏将軍観が御家人社会に成立していたにもかかわらず、これはなぜなのであるうか。近年、青山幹哉氏が明らかにしたところによれば〔注6〕、四代藤原頼経が嘉禄二年（一二二六）一月に征夷大將軍に任官する際、頼経の藤原姓を源姓に改めるべきではないかという議論が幕府内に存在した。そのため幕府の使者として佐々木信綱が春日社に派遣され、神判を仰いだところ、「不可改藤氏」と判断が下されたという〔注7〕。もちろんこの神判は、幕府の実権を掌握する北条氏の意図に基づいており、青山氏は「将軍権力の形骸化を進めたい北条氏にとつて、源氏将軍との継続性を強調する改姓は、将軍の御家人に対する主君権を強調することにつながり」「絶対に忌避しなければいけない」と評価している〔注8〕。そもそも実朝の後継者として、東国の源氏諸族からではなく、朝廷に人材を求めた段階ですでにこのような北条氏の方針は決まっていたのであろう。御家人社会に源氏将軍観が存在するゆえに、将軍の独り歩きを避けたい北条氏は、あえて逆に源氏ではない将軍を擁立したのである。

しかし、北条氏の権力自体が源氏将軍の外戚であることを根拠に成長したものであった以上、源氏将軍観が否定されることはありえなかった。頼朝の後家北条政子のカリスマ的権威は北条義時・泰時の権力を補完する役割を果たしていたし〔注9〕、政子の後継者として源氏の祭祀を執行した竹御所（頼家の娘）の存在も、現実の将軍とは別に、源氏将軍の幻影を呼び起こすものであった〔注10〕。青山氏が指摘したように、鎌倉後期には、将軍藤原頼経が源氏に改姓したと事実にして反して考える人々まで存在したのである〔注11〕。

弘安八年（一二八五）十一月に起こった霜月騒動は、有力御家人安達泰盛の勢力が、平頼綱をはじめとする北条氏家人の勢力に討伐された事件として有名であるが、その発端について『保暦間記』は次のように述べている。すなわち、泰盛の子宗景が、曾祖父安達景

盛は実は源頼朝の子だったと称して、源氏に改姓したところ、平頼綱によって安達氏が謀叛を企て將軍になろうとしていると得宗北条貞時に讒言されたという。確かに、源氏相伝の太刀「髭切」を探し出して手元に置くなど〔注12〕、安達泰盛の源氏將軍に対する関心は並大抵のものではない。また、泰盛が主導した弘安徳政の政治理念が將軍権力の実体的確立にあつたことを思えば〔注13〕、彼が源氏將軍覬にとらわれていたのもむしろ当然で、宗景を本当に將軍にしようとしたかどうかは別にしても、こうした讒言はありうる話であろう〔注14〕。いずれにせよ、モンゴル襲来を契機とする幕府の体制改革が模索されるなかで、源氏將軍覬はこうして將軍権力の確立を目指す政治勢力によって、大きな意味をもち始めていたことに注意しておきたい。そして、このような幕府内の路線対立が顕在化していた弘安七年（一二八四）六月に、源氏一族の足利家時（尊氏の祖父）が自殺したと伝えられ〔注15〕、さらに永仁四年（一二九六）十一月には頼朝の弟範頼の系譜を引く吉見義世が謀叛の罪で斬首されるのも〔注16〕、単なる偶然ではないように思えるのである。

ところで、室町幕府を創始した足利尊氏に関する従来のイメージは、優柔不断で、権力に対する執着心も弱く、政治家には余り向いていない性格として語られることが多い。そしてそのような尊氏を、鎌倉幕府の討幕戦争に駆り立て、さらに室町幕府の創始者へと押しあげていったのは、伶俐な政治家であつた弟直義の存在もさることながら、より根本的には、清和源氏の嫡流という尊氏のもつ「貴種」性であつたと説明されている〔注17〕。

もちろん足利氏が鎌倉幕府草創以来、「右大将家御氏族」として〔注18〕、北条氏に匹敵する高い家格を有していたことは確かである〔注19〕。そしてまた、頼朝の血統が途絶えたのちも武士社会に源氏將軍覬が維持されていた以上、尊氏の出自は拳兵や室町幕府開設に大きな意味をもつたに違いない。ただ、ここで一つだけ気になる点は、たとえ源氏一族であつたとしても、源氏は足利氏だけではない。しかも他の源氏諸族と同様、頼朝によつて一旦御家人身分に位置づけられた足利氏が、鎌倉幕府崩壊前の段階において清和源氏の嫡流と認識されることがあつたのかという問題である。幕府創始者たる頼朝の家系を源

氏嫡流と見る限り、そしてその見方が政治的に強調されている限り、源義家の子義国の時点で分流した足利氏は、新田氏と同じく源氏嫡流ではありえないからである。むしろ足利源氏嫡流説は、南北朝内乱の厳しい軍事的緊張下において室町幕府を開設した足利氏が、武士社会で自己の権力の正統性を主張するために意図的に創り出していったものではないだろうか。

足利一門の今川了俊が著した『難太平記』には、足利氏が「天下」を取った事情について次のように記されている〔注20〕。

されば又義家の御置文に云、我七代の孫に吾生替りて天下を取べしと仰せられしは、家時の御代に当たり、猶も時不来事をしろしめしければにや、八幡大菩薩に祈申給ひて、我が命をついで、三代の中にて天下をとらしめ給へとて御腹を切給ひし也、其時の御自筆の御置文に子細はみえし也、まさしく両御所の御前にて故殿も我等なども拝見申たりし也、今天下を取事、唯此発願なりけりと両御所も仰有し也、

これによれば、足利家には源義家と足利家時の二つの置文が伝来し、今川了俊は父範国とともに、尊氏・直義の面前でその家時の置文を見たという。内容は、義家置文が七代目の子孫に生まれかわって天下を取るというものであり、家時置文は七代目にして時期尚早であるため、自分の命を縮めて三代のうちに天下を取るよう祈願するということであった。そしてこれを見せた尊氏と直義は、源義家以来足利氏に伝えられた代々の宿願によって、現在天下を取ったのだと説明しているのである。

この『難太平記』の一節は、足利氏の挙兵を説明する際に必ずといっていいほど引用されるものである。しかし、まず確実なことは、王朝貴族の爪牙として京都を主要な活動舞台としていた十一世紀の源義家の段階で、「天下を取る」という発想など当時の武士に存在するはずがなく、義家置文は間違いなく室町幕府開設後の足利氏によって創作された話であるという点である。そして、尊氏の祖父足利家時が弘安七年（一二八四）に自殺したらしいことはすでに触れた通りであり、またその遺書も実際に存在したことが『醍醐寺文書』中の足利直義書状から明らかであるが〔注21〕、ここで了俊達に見せている家時置文

なるものが先の義家置文の内容を前提としたものであった以上、やはりこれも偽文書と判断せざるをえないであろう。家時が予言した三代目がちやうど尊氏にあたるというのも、出来すぎの話である。要するに、『難太平記』のこの記事は、足利尊氏の挙兵の動機を示すものなどではなく、尊氏らがいかに足利氏を源氏嫡流（義家直系）に位置づけ、自己の権力を正統なものとして周囲にアピールしようとしていたかを示すものである。

こうした足利氏による源氏嫡流工作は、例えば足利家重代の鎧として『梅松論』や『太平記』などに登場する「御小袖」を、「八幡殿御具足」と称して、八幡太郎義家以来の相伝の鎧と宣伝したことに窺えよう〔注22〕。この「御小袖」は、室町幕府の軍事行動の際には、「御小袖ハ、朝家ノ御敵御退治ノ時、召サルル佳例ノ御着長ナリ」とあるように〔注23〕、朝敵追討の時のみ将軍が着用するもので、家臣討伐などには着用されなかったらしい。足利氏が源氏嫡流であることを示す「義家以来」の重代の鎧は、朝敵追討という征夷大將軍の職務と、ここではまさに一体のものとして位置づけられていたわけである。この鎧は室町第の「御小袖の間」に安置され〔注24〕、「御小袖御番衆」に特別の警護までさせて〔注25〕、將軍の「神器」としてその存在が誇示されたのであった。

ところで、足利氏による源氏嫡流工作が、このように頼義の子義家の直系であることを示すことによつて行われた背景には、義国から分流した足利氏独自の氏意識とともに、やはり頼義直系の地位を誇示した頼朝の家系を相対化する政治的意味も考えねばならないであろう。というのも、足利氏はこうして河内源氏の嫡流を主張すると同時に、さらにさかのぼって、摂津源氏・河内源氏・大和源氏などの清和源氏全体の祖にあたる源満仲まで、自己の先祖として積極的に取り込んでいく動きを示すからである。源満仲の靈廟の地である摂津国多田院を足利氏が厚く信仰し、尊氏や二代將軍義詮の遺骨が多田院に分骨された事実は〔注26〕、満仲まで視野に入れた足利氏の源氏嫡流工作を物語っているし、また高橋昌明氏が明らかにしたように、十四世紀半ばには満仲の嫡子頼光を主人公とした酒吞童子説話が成立し、室町期に流行したのも〔注27〕、このような足利氏の政治工作と決して無関係ではないであろう。足利＝源氏嫡流説が、頼朝の家系を相対化しない限り成り立た

ない以上、室町期には義家、さらには満仲・頼光という、頼義とは異なる源氏の先祖ももち出され、積極的に宣伝されていったのである。永徳三年（一三八三）一月、足利義満は源氏長者・淳和奨学両院別当の宣下を受け、ついに清和源氏のみならず公家の源氏をも統括する地位につくが、これも以上述べてきたような源氏嫡流工作の延長線上に位置するものであったに違いない。

足利氏のこのような政治的努力は、武家政権の正当化が天皇から征夷大將軍に補任されるだけでは決して完結せず、武士社会独自の論理に基づいて正統性を主張することがいかに重要であったかを物語っている。頼朝の奥州合戦によって政治的に生み出された源氏將軍観は、嫡流としてこれに自らを適合させた足利氏よつても強調され、少なくとも源氏將軍を自らの手で追放しなければならなかった織田信長が平氏末裔を称するまで〔注28〕、武士社会独自の理念として中世を生き続けていったのである。

【おわりに 注】

- (1) 『吾妻鏡』建久三年七月二六日条。
- (2) 例えば、永原慶二『源頼朝』（岩波書店、一九五八年）、佐藤進一『日本の中世国家』（岩波書店、一九八三年）など。
- (3) 大石直正「中世の黎明」（小林清治・大石直正編『中世奥羽の世界』、東京大学出版会、一九七八年）、斉藤利男『平泉』（岩波書店、一九九二年）などを参照。
- (4) 高橋富雄『征夷大將軍』（中央公論社、一九八七年）、同『地方からの日本史』（日本放送出版協会、一九八七年）。
- (5) 「保暦間記」（『群書類従』第二六輯）。
- (6) 青山幹哉「鎌倉將軍の三つの姓」（『中世史研究』一三号、一九八八年）。
- (7) 『明月記』嘉禄二年一月二七日条。
- (8) 青山幹哉前掲注（6）論文八六頁。
- (9) 北条政子と義時・泰時権力との関係については、上横手雅敬「鎌倉幕府と公家政

権」(『岩波講座日本歴史』中世一、岩波書店、一九七五年、のち同著『鎌倉時代政治史研究』に収録、吉川弘文館、一九九一年)を参照。

(10) 竹御所については、青山幹哉前掲注(6)論文、野口実「竹御所小論」(『青山史学』一三号、一九九二年)を参照。

(11) 青山幹哉前掲注(6)論文。

(12) 弘安九年十二月五日「北条貞時寄進状」(相州文書所収法華堂文書、『鎌倉遺文』二一―一六〇六六)。

(13) 村井章介「安達泰盛の政治的立場」(中世東国史研究会編『中世東国史の研究』、東京大学出版会、一九八八年)。

(14) 多賀宗隼「秋田城介安達泰盛」(同著『鎌倉時代の思想と文化』、目黒書店、一九四六年)、網野善彦『日本の歴史10 蒙古襲来』(小学館、一九七四年)などを参照。

(15) 「瀧山寺縁起」。千田孝明「足利氏の歴史」(『足利氏の歴史』、栃木県立博物館、一九九一年)を参照。

(16) 「鎌倉年代記裏書」(『増補 続史料大成』第五一巻)。

(17) 例えば、村井章介「比較史上の天皇・将軍」(『中世史講座6 中世の政治と戦争』、学生社、一九九二年)。

(18) 『吾妻鏡』宝治二年閏十二月二十八日条。

(19) 臼井信義「尊氏の父祖」(『日本歴史』二五七号、一九六九年)。

(20) 「難太平記」(『群書類従』第二一輯)。

(21) 中村直勝「足利家時の置文について」(同著『南朝の研究』、星野書店、一九二七年、のち『中村直勝著作集』第三巻に収録、淡交社、一九七八年)、佐藤進一『日本の歴史9 南北朝の動乱』(中央公論社、一九六五年)などを参照。

(22) 『親長卿記』明応二年閏四月二十七日条。

(23) 「明德記」中(『群書類従』第二十輯)。

(24) 『満濟准后日記』永享四年一月八日条、同五月八日条、同六月三日条、同八月十日六日条など。

(25) 『親長卿記』文明四年一月二十日条。

(26) 熱田公「中世後期の川西地方」(『川西市史』第一巻、川西市、一九七四年)を参照。

(27) 高橋昌明『酒吞童子の誕生』(中央公論社、一九九二年)。

(28) 織田信長は、当初藤原姓を称していたが、元龜二年(一五七二)六月を初見として平姓を称し(奥野高広『増訂 織田信長文書の研究』上巻、一九八八年、吉川弘文館)、將軍足利義昭を追放した天正元年(一五七三)には「小松のおとゞ第二の後胤」、つまり平重盛の次男資盛の末裔として積極的に宣伝を行っていたらしい(「美濃路紀行」、『続群書類従』第十八輯下)。従来は、この信長の動向から、中世武家権力の継承観念として、平氏↓源氏↓北条氏(平氏)↓足利氏(源氏)という「源平交替思想」が存在したと主張されてきたが、信長以前の段階で「源平交替思想」が現実の政治過程にどれほど作用したかは大きな疑問である。というのも、

將軍の外戚として台頭した北条氏による幕府の実権掌握が、源氏將軍にかわる性質のものでなかったことは明らかであるし、また直方流平氏の庶流にすぎない北条氏が自己の権力の正統性を主張するために平氏であることを強調した事実もない。さらに、護良親王などによる北条氏打倒のスローガンが「伊豆国在庁」「東夷」という北条氏の卑しい出自に置かれ、足利氏による権力掌握の根拠が清和源氏の嫡流という「貴種」の自己主張にあった以上(村井章介前掲注(17)論文参照)、室町幕府の成立時点でも「源平交替思想」は全く必要なかったからである。とすれば、『太平記』などに見られる「源平交替思想」が、はじめて政治的に要請されたのは、源氏將軍を自らの手で追放しなければならなかった信長その人だったのでないだろうか。そして実際に、中世武士社会において育成され展開した武家権力の正統観念は、信長が思想的に対決せねばならなかった「源氏將軍観」の方であったと考え

られよう。しかも、征夷大將軍に任官するために豊臣秀吉が足利義昭の養子になる
うとした逸話や、徳川家康が吉良家から源義国以来の系図をもらい受け、関ヶ原合
戦前後から意識的に清和源氏新田流を称し始めた事実を見れば（辻達也「伝統的権
威の継承と下克上の論理」参照、同編『日本の近世2 天皇と將軍』、中央公
論社、一九九一年）、結局、信長の死によって、「源平交替思想」は「源氏將
軍観」を圧倒することはできなかつたのである。